

砂川市緑の基本計画

【案】

目次

第1章 緑の基本計画の概要 -----	1
1. 緑の基本計画の概要 -----	1
1 - 1. 計画の背景及び目的-----	1
1 - 2. 計画見直しの視点 -----	1
1 - 3. 計画の位置づけ -----	3
1 - 4. 計画期間 -----	4
1 - 5. 計画の対象区域 -----	5
1 - 6. 緑地の区分 -----	6
2. 計画の構成 -----	7
2 - 1. 計画の構成 -----	7
2 - 2. 計画の策定体制 -----	8
第2章 基礎資料の整理 -----	9
1. 現況調査 -----	9
1 - 1. 自然的現況調査-----	9
1 - 2. 社会的現況調査-----	16
1 - 3. 緑地現況調査 -----	24
1 - 4. その他の調査 -----	34
1 - 5. 課題の設定 -----	38
2. 分析評価 -----	40
2 - 1. 緑地総量の達成状況 -----	40
2 - 2. 砂川市第6期総合計画施策評価（緑、景観に関連する評価）の概要 -----	42
2 - 3. 分析評価 -----	43
2 - 3 - 1. 環境保全系統の緑地の配置方針に関する分析評価と今後の方向性の整理 -----	43
2 - 3 - 2. レクリエーション保全系統の緑地の配置方針に関する分析評価と今後の方向性の整理 -----	48
2 - 3 - 3. 防災系統の緑地の配置方針に関する分析評価と今後の方向性の整理 -----	52
2 - 3 - 4. 景観構成系統の緑地の配置方針に関する分析評価と今後の方向性の整理 -----	56
3. 市民意向の把握 -----	60
3 - 1. 市民意識調査-----	60
3 - 2. 緑に関する市民意識のまとめ -----	69
4. 上位・関連計画の概要 -----	70
4 - 1. 上位計画の概要 -----	70
4 - 2. 関連計画の概要 -----	78
5. 総合的な課題の整理 -----	80

第3章 緑の基本計画 -----	81
1. 緑地の保全及び緑化の目標 -----	81
1・1. 基本理念-----	81
1・2. 基本目標-----	82
1・3. 計画のフレーム -----	83
2. 緑地の配置方針 -----	85
2・1. 緑地の配置方針の概要-----	85
3. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策-----	96
3・1. 施設緑地の整備方針及び整備目標-----	96
3・2. 地域制緑地の指定方針及び指定目標-----	103
3・3. 都市緑化及び都市景観の目標と推進方針-----	104
4. 官民連携の推進 -----	106
4・1. 市民参加の推進方針 -----	106
4・2. 民間との連携 -----	108

第1章 緑の基本計画の概要

1. 緑の基本計画の概要

1-1. 計画の背景及び目的

都市における緑とオープンスペースは、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成等、多様かつ重要な機能を有しており、このような緑とオープンスペースを保全、創出、育成することによって、自然と共生する緑豊かな都市を形成し、安全で快適な質の高い生活環境を整備することができます。

砂川市（以下「本市」という。）は、昭和49年の緑化都市宣言により“緑あふれる公園都市”的建設を推進すべく「砂川市緑化推進計画」及び「砂川市緑のマスタープラン」を継続的に策定・改訂してきました。

その後、「砂川市緑のマスタープラン」の計画期間終了を端緒として、それらの基本的な方針と整合を図りつつ本市における緑地の保全や公園・緑地の適正な配置及び緑化の推進など、緑全般についての将来的なあるべき姿と、それを実現するための施策を、総合的かつ横断的に推進することを目的として、平成15年3月に「砂川市緑の基本計画」を策定しました。

「砂川市緑の基本計画」は、その後、社会環境の変化に対応した緑の創出・保全を推進すべく、平成24年3月に改訂しました（計画期間：令和2年度（2020年度）まで）。

このたび、その目標年次を迎えるにあたり、昨今の少子高齢化の進展や持続可能な社会形成への対応、国や北海道が示す「国土強靭化の推進」や「ゼロカーボンの達成」、「脱炭素型社会の実現」といった防災、環境保全など緑地に対して期待される機能が大きくなってきたこと等を踏まえ、本市における緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定め、これにより緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することを目的とし、10年後の令和12年度（2030年度）を計画期間として本計画を策定します。

1 - 2. 計画見直しの視点

緑の基本計画の創設以前は、「都道府県による緑のマスター・プラン」「都市緑化推進計画」があり、平成 6 年の都市緑地保全法の改正によって 2 つの計画が統合され、都道府県だけではなく、市町村でも策定することが可能となりました。

平成 16 年には美しい景観と豊かな緑を総合的に実現するため、景観緑三法が公布され、都市緑地保全法も都市緑地法と改名され、「都市公園の整備」「緑化の推進」「緑地の保全」が一体となった総合的な施策による、緑の創出・保全を目指すものになりました。

さらに、平成 29 年の都市緑地法等の改正により、緑の基本計画の記載事項に都市公園の管理の方針に関する事項等が追加されました。

上記のような制度の改正に加えて、上位計画である「砂川市第 7 期総合計画」や「砂川市都市計画マスター・プラン」の策定に伴い、これに即したものでなければならないことから、緑の政策に係る各種の施策を総合的・体系的に展開していく指針となります。

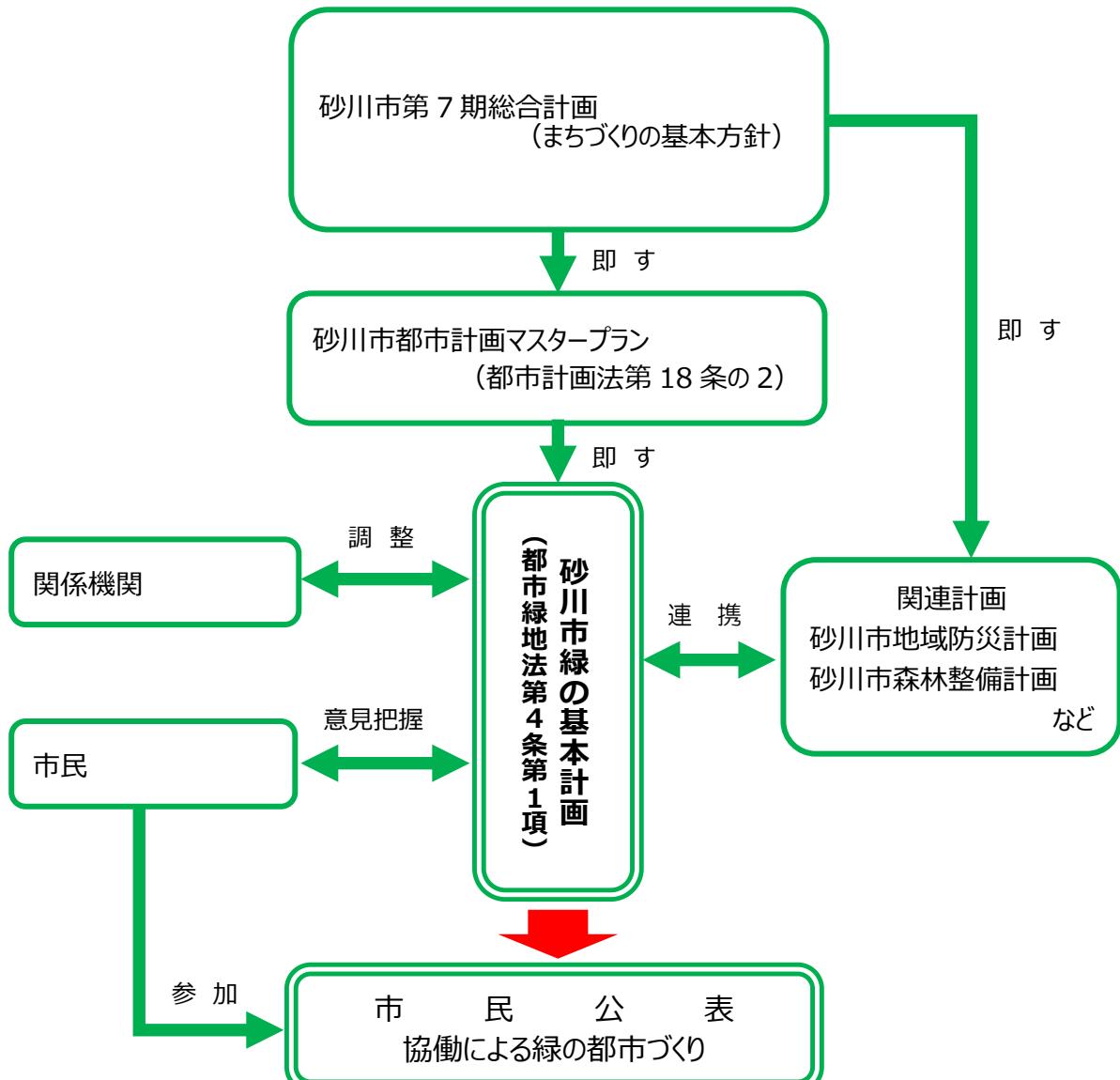
表 本市緑の基本計画にて定める事項

法に基づき緑の基本計画にて定める事項	本市計画での適用
緑地の保全及び緑化の目標	○
緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項	○
都市公園の整備及び管理の方針、その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項	○
特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項	—
生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項	—
緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域にあって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項	—
緑化地域における緑化の推進	—
緑化地域以外の区域であって、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項	—

1 - 3. 計画の位置づけ

本計画は、都市緑地法第4条第3項に規定される通り、本市の「砂川市都市計画マスターplan」の基本的な方針に即し、社会情勢の変化に伴う見直しを行ったものです。

図 緑の基本計画の位置づけ



■都市緑地法

第1条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

■都市緑地法における「緑の基本計画」の位置づけ

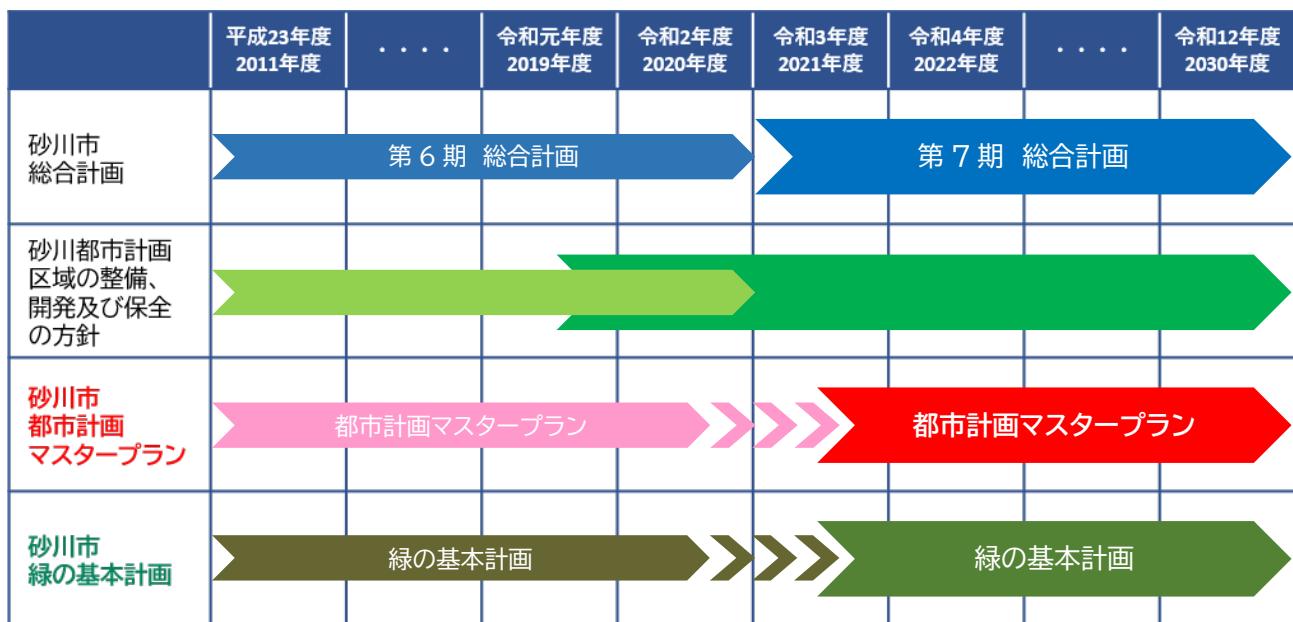
第4条第1項 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。

1 - 4. 計画期間

本計画の計画期間は、「砂川市第7期総合計画」や「砂川市都市計画マスタープラン」との整合性を図り中期的な視点の都市づくりを見据えるため、10年後の令和12年度（2030年度）までを目標年次として設定します。

それ以降については、計画の進捗状況や社会情勢の変化等を考慮して都市計画マスタープランとの整合性を図りつつ計画を見直し、さらにその10年後を目標とするよう、その時代のニーズに即した計画へと更新していくものとします。

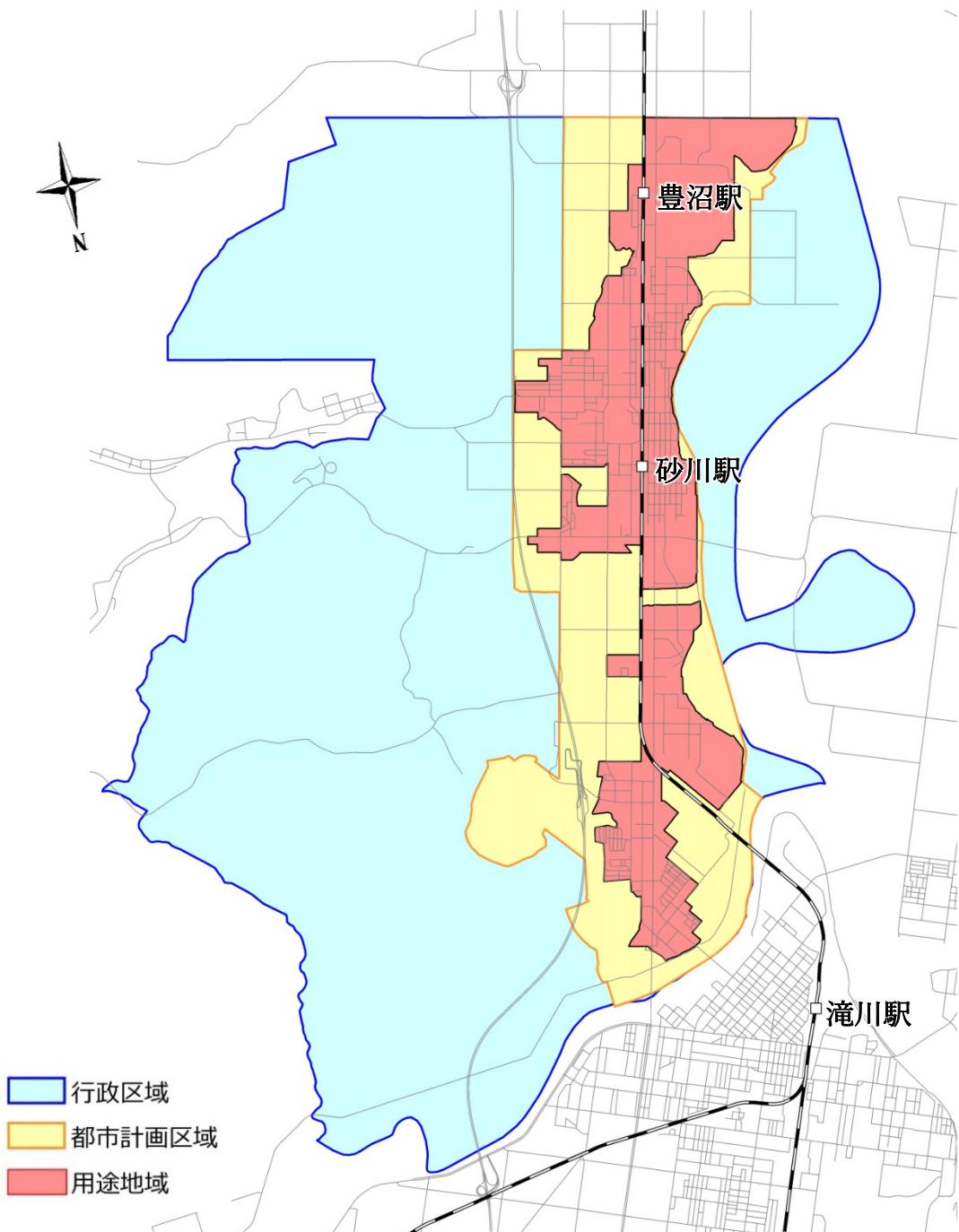
図 計画期間イメージ



1 - 5. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進を図る本計画の目的から、砂川市都市計画区域（2,346ha）を基本とし、都市計画区域に隣接して緑地の保全及び緑化の推進等にかかる施策を計画する必要がある場合、または、対象区域外であっても、本市の緑地の保全及び緑化の推進に重要な地域・施設については、本計画の対象と考えるものとします。

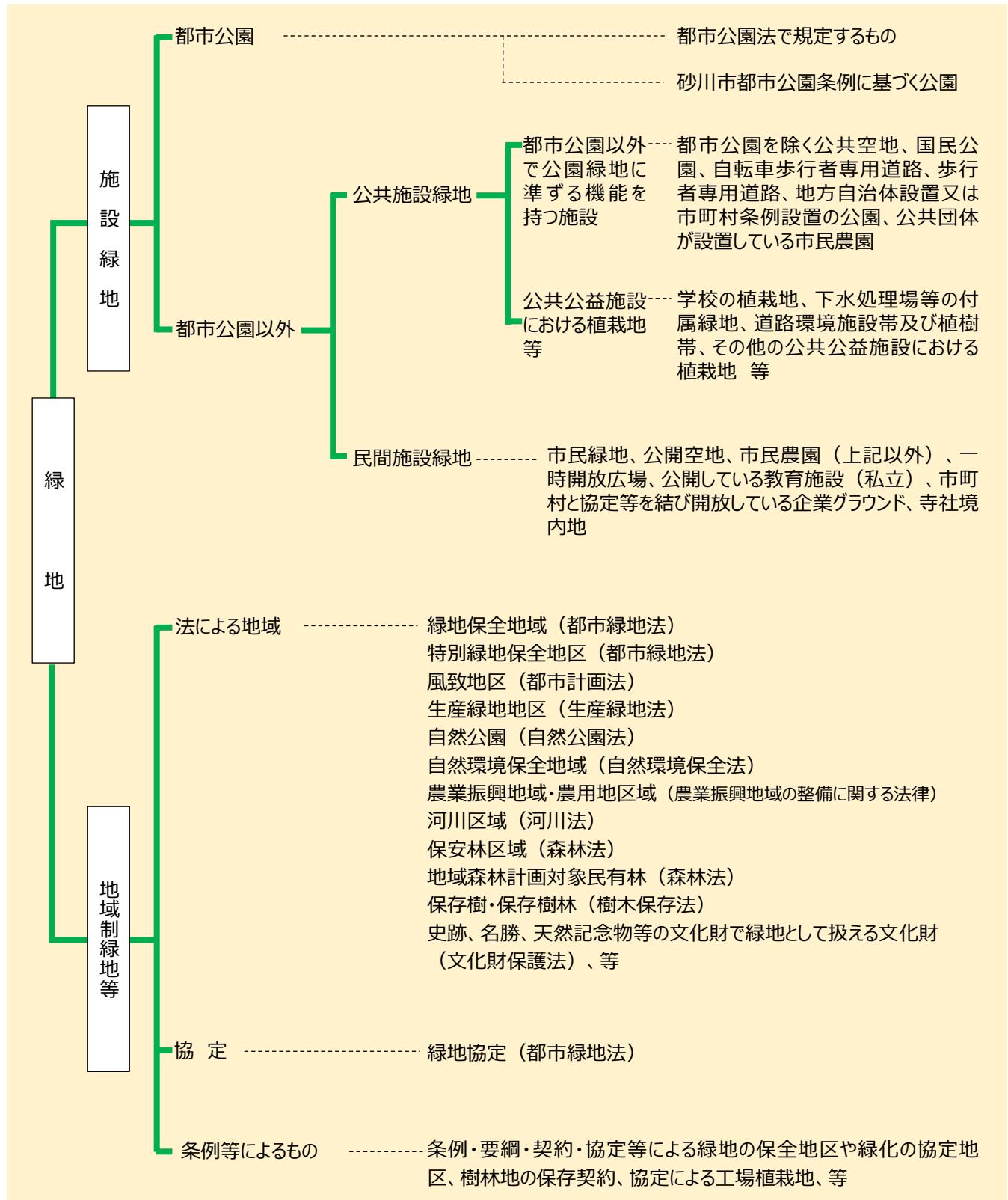
図 計画対象区域



1 - 6. 緑地の区分

本計画で取り扱う緑地は、公園・緑地やこれらに準ずる施設緑地と、法や協定、条例等による地域制緑地等に大別され、さらに、細区分・定義が、以下のフローに示すとおり行われています。

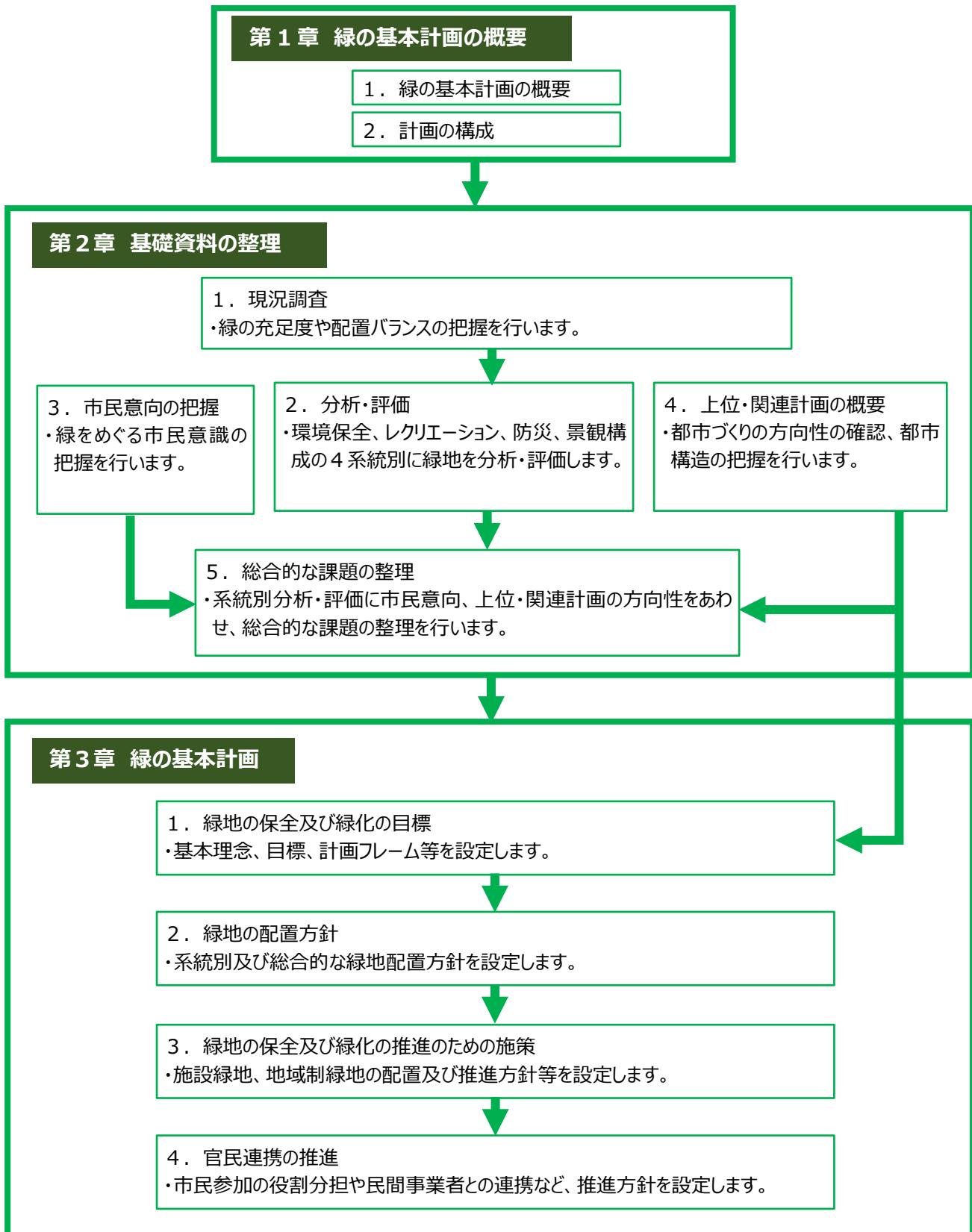
図 緑地の体系



2. 計画の構成

2-1. 計画の構成

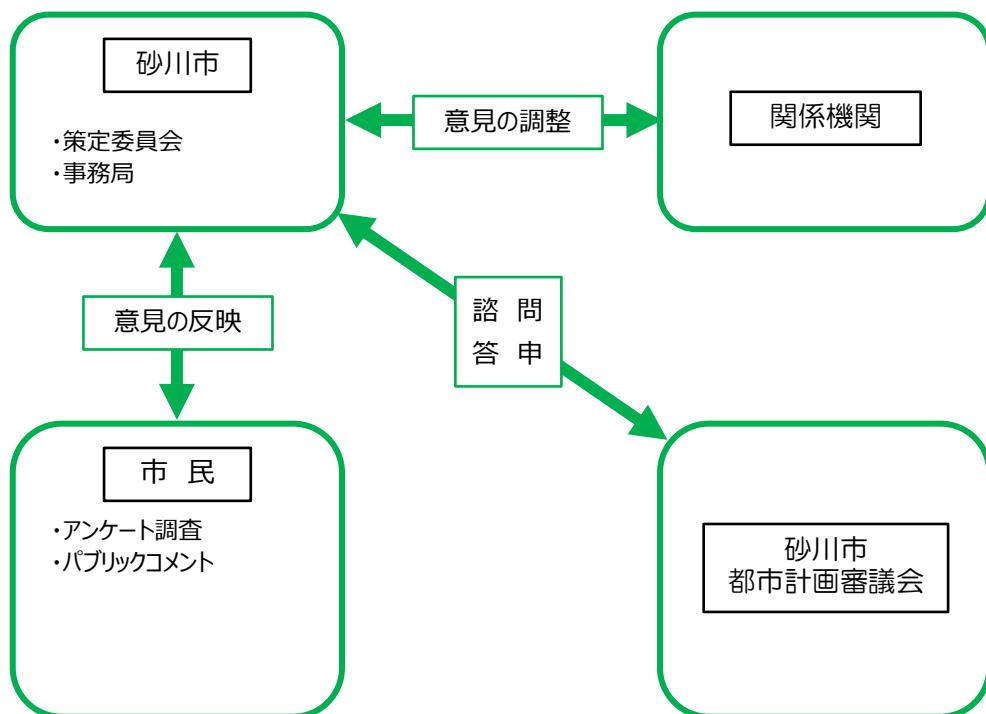
本計画における策定の流れと項目の構成は、次に示すとおりです。



2 – 2. 計画の策定体制

本計画の見直しにあたっては、「砂川市第7期総合計画」の内容に即し、また「砂川市都市計画マスター プラン」の基本方針を受けるとともに、アンケート調査やパブリックコメントなどによる市民からの意見・提言等を踏まえ、最終的に砂川市都市計画審議会の審議を経て策定するものとします。

図 策定体制



- ・アンケート調査 → 「砂川市第7期総合計画」策定にあたって実施された市民意識調査のほか、本計画や「砂川市都市計画マスター プラン」の策定に関するアンケートにおいて、緑と公園に関する市民意見の把握を行っています。
- ・策定委員会 → 市役所内部において、本計画や「砂川市都市計画マスター プラン」の策定にあたり、横断的に内容の調整を行っています。
- ・関係機関 → 北海道と内容の調整を行っています。
- ・都市計画審議会 → 市の都市計画に関する事項を調査・審議するため、市が設置しているものです。

第2章 基礎資料の整理

1. 現況調査

1-1. 自然的現況調査

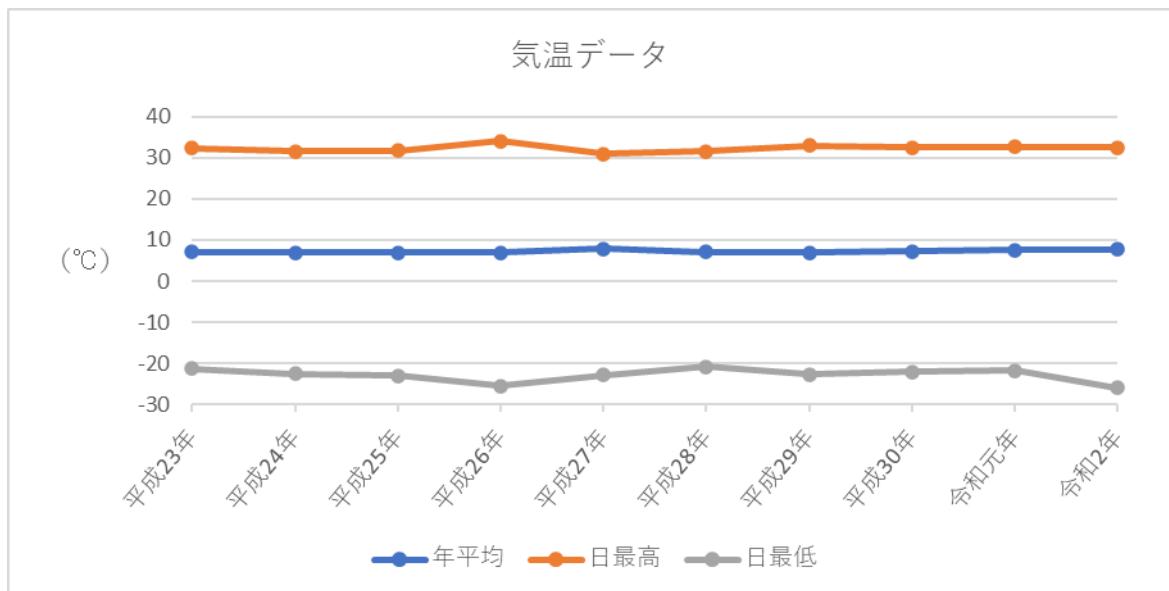
(1)気象

本市の気候は内陸性の気候となっており、降水量・降雪量は多く、秋には集中豪雨、冬には豪雪などの災害が発生することがあります。

令和2年（2020年）の気象概況を見ると、平均気温は7.7℃、最高気温は32.5℃、最低気温は-26.0℃、降水量（合計）は955mm、最深積雪量は67cmとなっています。この年の最深積雪量は比較的小なく、例年では100cmを超える年が多いです。

また、地球規模での温暖化が懸念されていますが、砂川市近傍地域においても、過去20年における年ごとの日平均気温の推移を見ると、わずかながら上昇傾向にある様子がうかがえます。

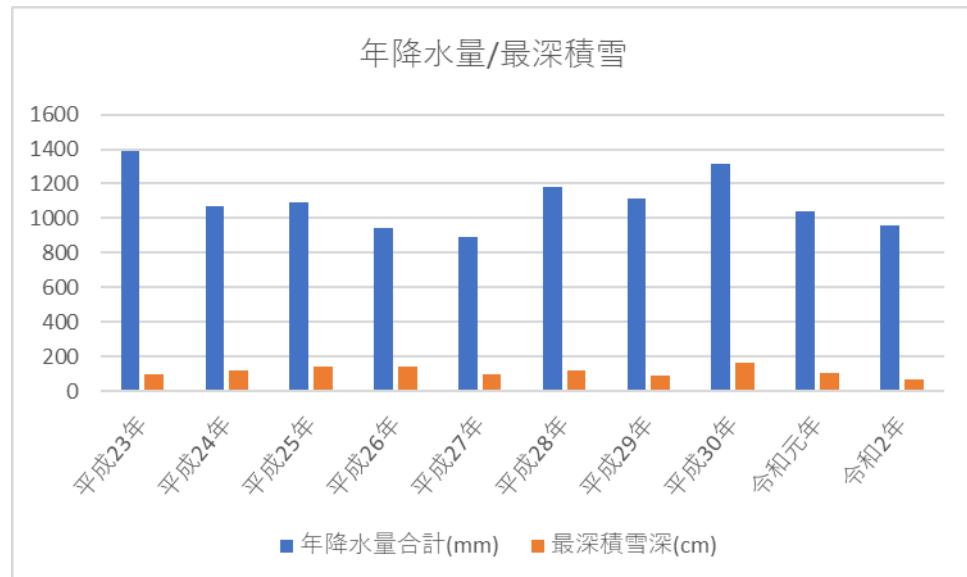
図 近隣地観測所（アメダス滝川）における気温データ



項目	年 平成23年 (2011年)	年 平成24年 (2012年)	年 平成25年 (2013年)	年 平成26年 (2014年)	年 平成27年 (2015年)	年 平成28年 (2016年)	年 平成29年 (2017年)	年 平成30年 (2018年)	年 令和元年 (2019年)	年 令和2年 (2020年)
日平均気温 (°C)	7.1	7	6.9	6.9	7.8	7.1	6.9	7.3	7.5	7.7
日最高気温 (°C)	32.3	31.6	31.8	34.1	31	31.5	33	32.5	32.7	32.5
日最低気温 (°C)	-21.3	-22.5	-23	-25.5	-22.8	-20.8	-22.7	-22	-21.8	-26

「資料」：気象庁

図 近隣地観測所（アメダス滝川）における降水量/最深積雪量データ



項目	年 (平成23年) (2011年)	年 (平成24年) (2012年)	年 (平成25年) (2013年)	年 (平成26年) (2014年)	年 (平成27年) (2015年)	年 (平成28年) (2016年)	年 (平成29年) (2017年)	年 (平成30年) (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
年降水量合計(mm)	1389	1070.5	1090.5	944	893	1183.5	1111.5	1311.5	1042.5	955
最深積雪深(cm)	98	123	141	145	100	117	90	167	102	67

「資料」：気象庁

図 近隣地観測所（アメダス滝川）における過去 20 年における年日平均気温の推移

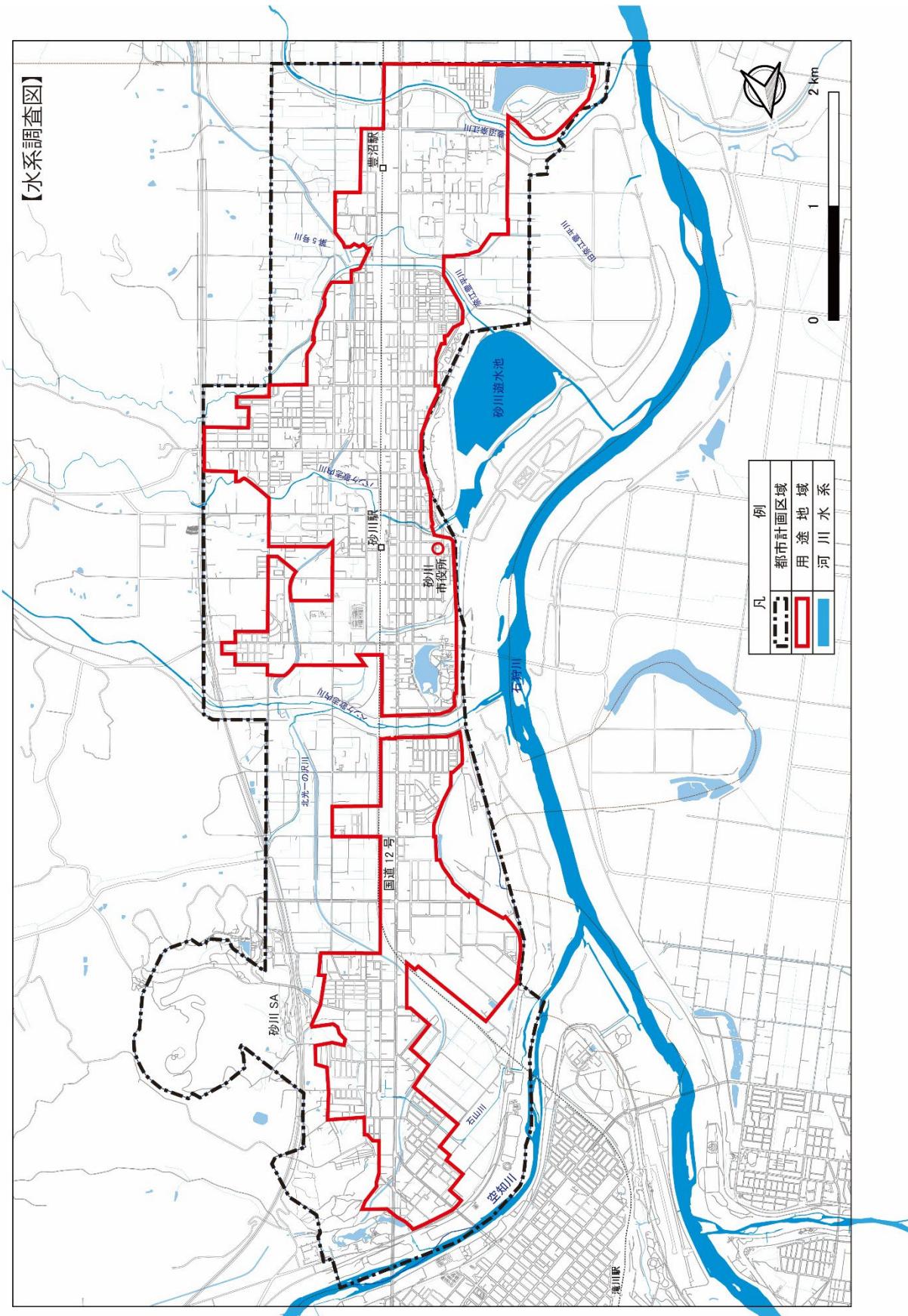


「資料」：気象庁

(2)水系調査

計画対象区域内の水系は石狩川水系に属し、計画区域西端に一級河川である石狩川と空知川の2大河川が隣接して南北に貫流しており、パンケ歌志内川、ベンケ歌志内川などの中小河川が区域内を東西に貫流しています。

図 水系調査図



(3)土地自然特性

計画対象区域内において土地自然特性を有する箇所としては、「良好な植物群落、野生動物生息地等」及び「良好な地形・地質を有する土地等」として石山公園(北海道子どもの国)が、「良好な水辺地・遊水地等」及び「文化的意義を有する緑・水辺地等」として石狩川水系砂川緑地及びオアシスパーク(砂川遊水地)が該当します。とくに、石山公園を含む広大な樹林地は、二酸化炭素の吸収源であり「ゼロカーボンの達成」への貢献が期待されています。

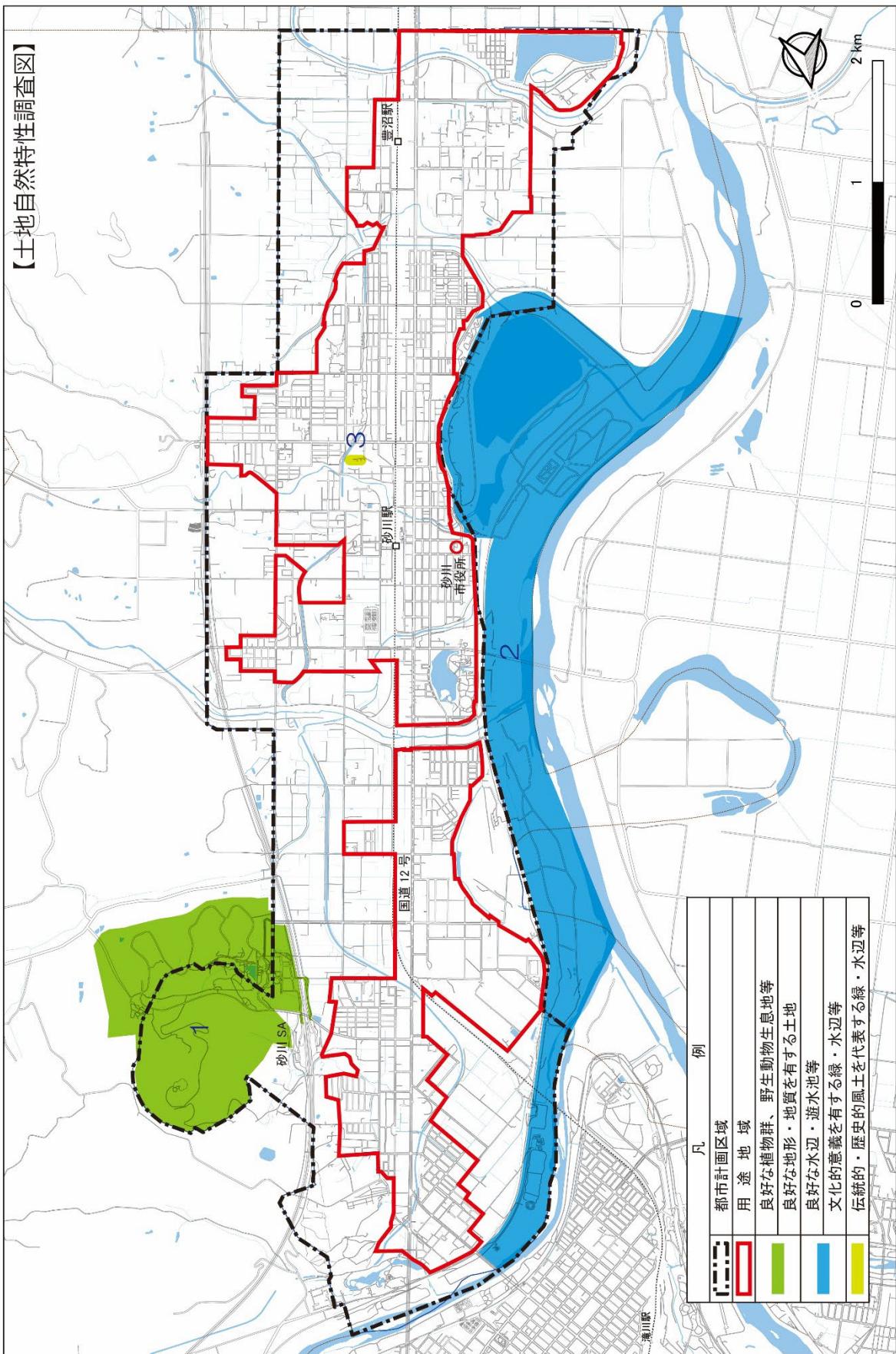
また、「伝統的、歴史的風土を代表する緑・水辺地等」として砂川神社の樹林地が該当します。

表 土地自然特性の概要

図内 番号	特性区分	名 称	面積 (ha)	備 考
1	良好な植物群落	石山公園	232.5 ※	広大な丘陵地帯の中で様々な動植物とふれあいながら体験・レクリエーションが楽しめる良好な植物群落、小動物の生息地となっています。
	良好な地形・地質を有する土地等			
2	良好な水辺地・遊水地等	石狩川水系砂川 緑地及び オアシスパーク	515.3 ※	緑や水と親しみながらスポーツや憩いの場として利用されている良好な緑・水辺地となっています。
	文化的意義を有する緑・水辺等			
3	伝統的・歴史的風土を代表する緑・水辺等	砂川神社	1.5	砂川神社の境内地は良好な樹林が植生しています。

※都市計画区域外の面積も含む

図 土地利用自然特性調査図



(4)生物多様性に資する縁

①重要湿地

湿原・干潟等の湿地の減少や劣化に対する国民的な関心の高まり、ラムサール条約における湿地定義の広がりなどを受けて、ラムサール条約登録に向けた基礎とすることや生物多様性の保全の観点から、重要な湿地を保全することを目的に「日本の重要湿地 500」が平成 13 年度に環境省により公表されました。（その後、平成 28 年度に見直しが行われています。）

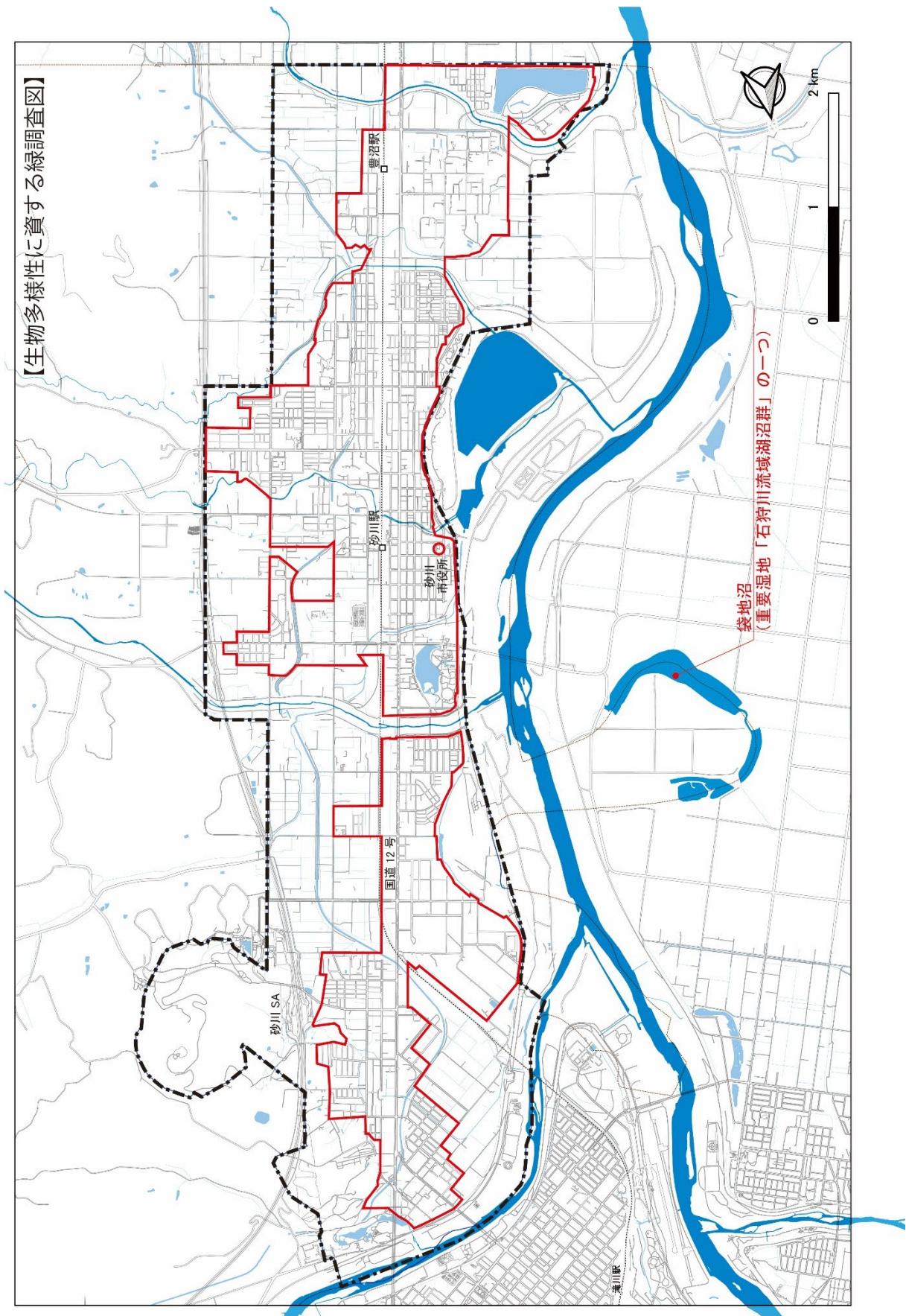
本市と新十津川町の境界部に位置する袋地沼は水鳥類の飛来する重要湿地「石狩川流域湖沼群」の一つとして選定されています。

②重要里地里山

里地里山は、長い歴史の中でさまざまな人間の働きかけを通じて形成された自然環境とされています。環境省では、さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置づけ、全国で 500 箇所を「生物多様性保全上重要な里地里山（略称「重要里地里山」）」として平成 27 年度に公表しました。

本市においては、石狩川中流域に位置する河跡湖や旧川である湖沼群と、湖沼を囲むように見られる湿原、周辺の北海道随一の稻作地帯を含む地域について「宮島沼および周辺湖沼群周囲の農地」として選定されています。

図 生物多様性に資する緑調査図



1 - 2. 社会的現況調査

(1)都市の概況

本市は札幌市と旭川市のほぼ中間点に位置しており、東は夕張山系を境に赤平市、歌志内市、上砂川町に接し、西は石狩川を挟んで新十津川町に、北は空知川を挟んで滝川市に、南は奈井江町に接しております。本市は中空知圏域における機軸として位置付けられ、利便性や快適性など他の地域にはない優位性を活かし、圏域全体の地域振興の先導的役割を担っています。

市域は、東西に約 11.3 キロメートル、南北に約 12.7 キロメートル、総面積は 78.68 平方キロメートルで、市街中心部は、平地地帯と石狩川の間に南北に細長く展開し、中央を国道 12 号のほか、北海道縦貫自動車道と JR 函館本線がそれぞれ縦貫しています。

(2)人口総数と世帯数

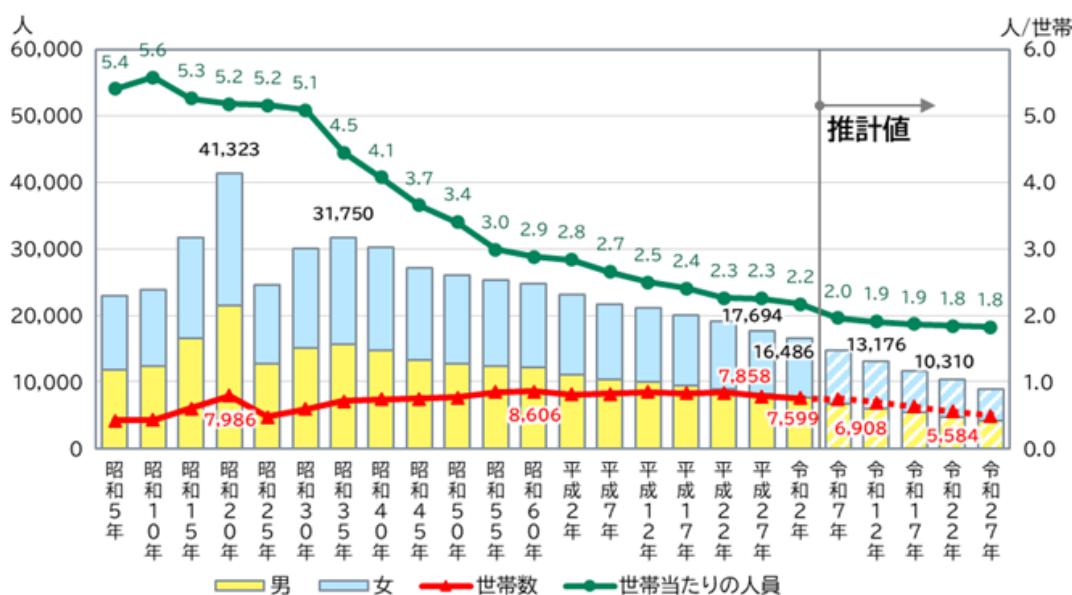
①人口推移

本市の人口は昭和 33 年の市制施行後、昭和 35 年をピークに減少し始め、令和 2 年では 16,486 人となっています。減少傾向は今後も続き、令和 12 年には、13,176 人（令和 2 年の約 80%）になると推計されています。

世帯数は昭和 60 年の 8,606 世帯がピークで、緩やかに増減を繰り返し、令和 2 年では 7,599 世帯となっています。今後は緩やかに減少し、令和 12 年では 6,908 世帯（令和 2 年の約 91%）になると推計されています。

世帯当たりの平均世帯人員は昭和 10 年の 5.6 人/世帯をピークに減少し続け、令和 2 年では 2.2 人/世帯となっています。令和 12 年には 1.8 人/世帯になると推計されています。

図 人口・世帯・世帯当たり人員の推移



※「資料」：令和 2 年までは国勢調査、令和 7 年以降の将来人口（推計値）は、国立社会保障人口問題研究所の結果、将来世帯数は、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」（バージョン 2）を用いた計算結果を加工して作成

②年齢階級別人口

昭和 60 年以降の年齢階級別人口の推移を国勢調査で見ると、総人口が減少している中で、年少人口の減少と老人人口の増加が目立っています。総人口に対する構成比では、年少人口が昭和 60 年の 20.2% が令和 2 年では 8.7% と減少し、老人人口は昭和 60 年の 11.6% が令和 2 年では 40.2% と増加を示しており、本市では少子高齢化が進行しています。

図 年齢別人口及び割合の推移



「資料」：国勢調査

(3)土地利用調査

都市計画区域は、昭和 18 年に行政区域全域 17,362.0ha を当初決定し、分村、分町、境界変更による面積の変遷を経て、昭和 44 年に現行の区域界による 2,194.0ha に変更、令和元年に新たな測量成果を導入し、現在は 2,346.0ha となっています。

用途地域は、昭和 44 年 5 月 7 日に面積 855.9ha で当初決定を行い、平成 7 年 11 月 22 日に住居系 7 種別、商業系 2 種別、工業系 3 種別の計 12 種別とし、面積 1,159.0ha を都市計画決定し、平成 30 年 3 月に西 7 北 3 地区（砂川市役所建設地）、三砂地区（南 1 丁目通の線形変更）の用途地域を変更し、現在では全体で 1,159.4ha となっています。

表 市街地（用途地域等）面積及び人口の推移

調査年	行政区域		都市計画区域		用途地域		人口集中地区(DID)	
	面積(ha)	人口	面積(ha)	人口	面積(ha)	人口	面積(ha)	人口
平成 17 年	7,869	20,068	2,194.0	19,156	1,159.0	18,341	530	10,100
平成 22 年	7,869	19,056	2,194.0	18,328	1,159.0	17,551	501	9,562
平成 27 年	7,868	17,694	2,194.0	17,168	1,159.0	16,477	391	8,905
令和 2 年	7,868	16,486	2,346.0	—	1,159.4	—	—	—

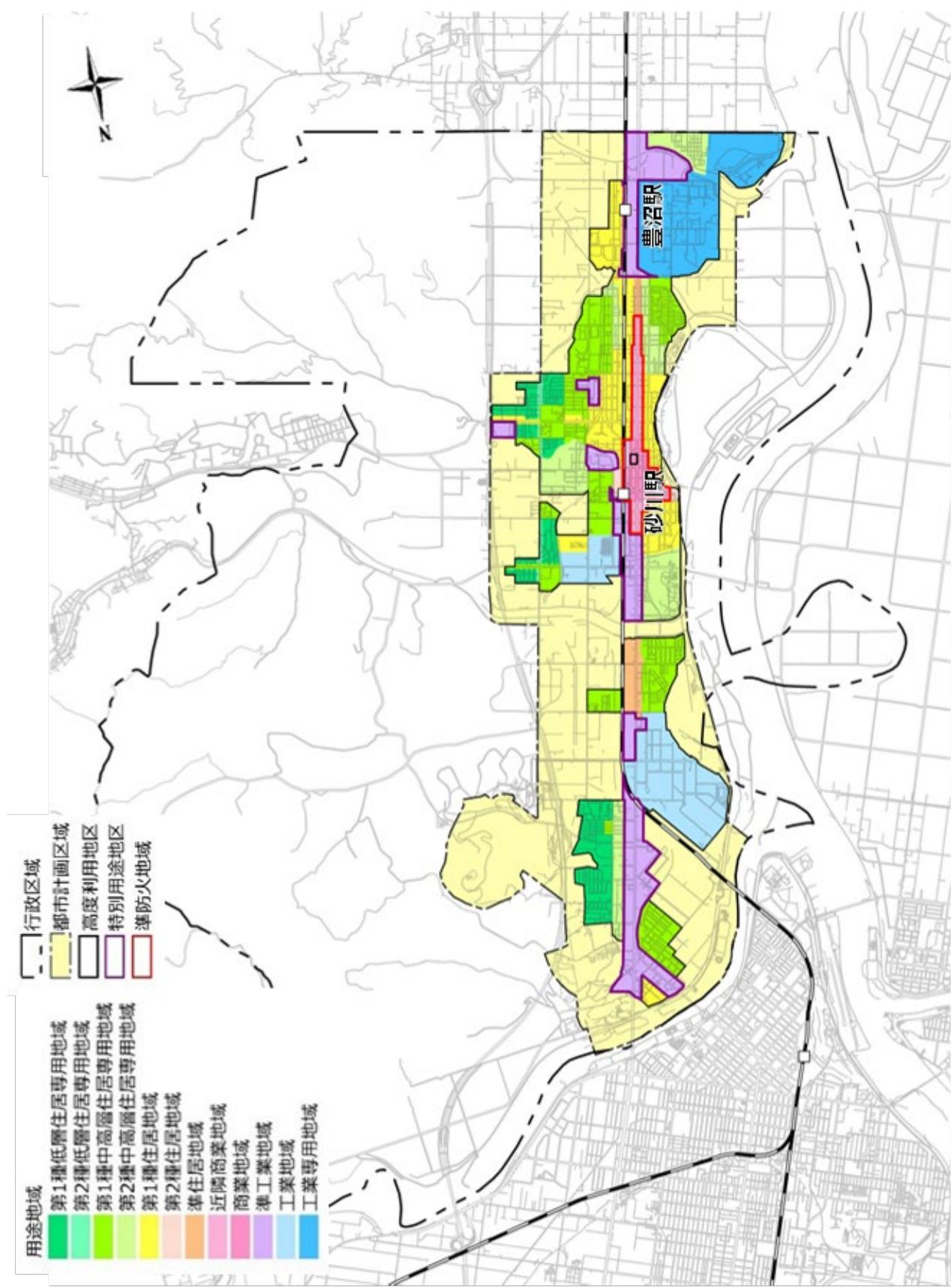
「資料」：国勢調査

表 砂川市の都市計画

区分		面 積
都市計画区域		2,346.0 ha
用途地域	第 1 種低層住居専用地域	94.0 ha
	第 2 種低層住居専用地域	6.0 ha
	第 1 種中高層住居専用地域	203.0 ha
	第 2 種中高層住居専用地域	138.0 ha
	第 1 種住居地域	152.0 ha
	第 2 種住居地域	5.4 ha
	準住居地域	25.0 ha
	近隣商業地域	32.0 ha
	商業地域	21.0 ha
	準工業地域	185.0 ha
	工業地域	142.0 ha
	工業専用地域	156.0 ha
	計	1,159.4 ha
高度利用地区		0.9 ha
特別用途地区	大規模集客施設制限地区	185.0 ha
準防火地域		53.0 ha
白地地域		1,186.6 ha

「資料」：砂川市土木課

図 都市計画図



(4)都市施設

計画対象区域内における都市施設は公園の他に道路、下水道、河川、市場となっており、道路及び下水道については年々整備が進んでいます。その内、緑化の対象となり得る施設は、下の表に示すとおりです。

また、その他の都市施設としては、教育文化施設、社会教育施設、保健医療福祉施設となっており、教育文化施設は小中学校が、保健医療福祉施設では社会福祉施設が中心となっています。

(ただし、砂川市立小中学校は令和8年度までに統合が予定されています。)

表 都市施設の状況

区分			箇所数	延長又は敷地面積
都市計画道路			24	47.3km
その他の 主な都市施設	教育文化施設	小学校	5	15.2ha
		中学校	2	8.0ha
		高等学校	1	5.0ha
		その他	1	0.1ha
		小計	9	28.3ha
	社会教育施設	社会教育施設	3	5.4ha
		小計	3	5.4ha
	保健医療 福祉施設	病院施設	1	2.0ha
		社会福祉施設	3	1.6ha
		保育所	3	0.8ha
		小計	7	4.4ha

「資料」：固定資産台帳ほか

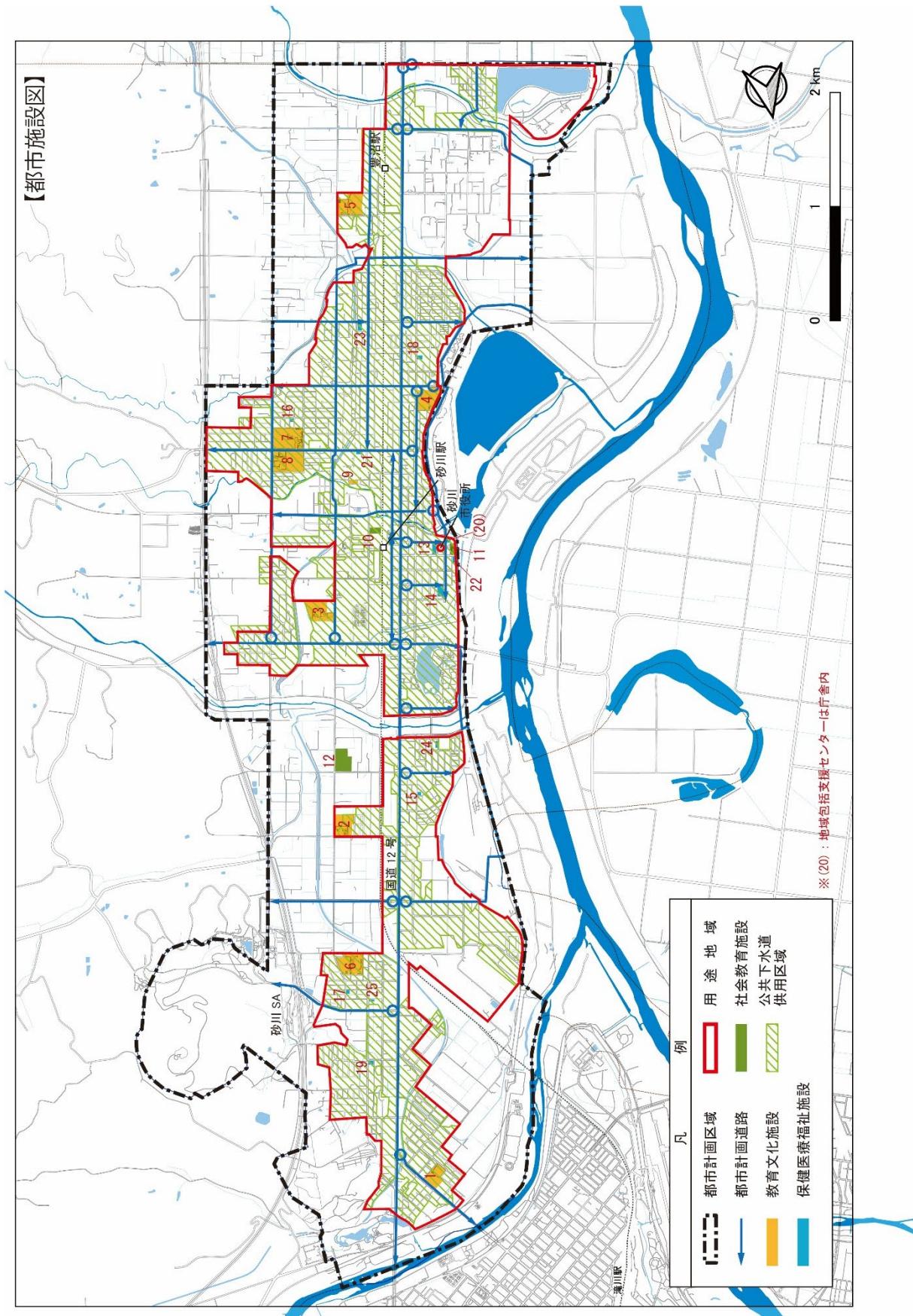
表 その他の主な都市施設の概要

図内番号	区分	施設名	敷地面積(ha)	緑地面積(ha)*	図内番号	区分	施設名	敷地面積(ha)	緑地面積(ha)*
1	教育文化施設	空知太小学校	2.2	1.32	13	保健医療福祉施設	市立病院	2.0	0.04
2		北光小学校	2.8	1.98	14		ふれあいセンター	0.5	0.11
3		中央小学校	3.7	2.60	15		北光老人憩の家	0.1	—
4		砂川小学校	3.1	1.90	16		南吉野老人憩の家	0.1	0.08
5		豊沼小学校	3.4	2.60	17		石山老人憩の家	0.1	0.08
6		石山中学校	3.4	2.70	18		宮川老人憩の家	0.1	0.06
7		砂川中学校	4.6	3.24	19		空知太老人憩の家	0.2	0.08
8		北海道砂川高等学校	5.0	(北海道施設)	20		地域包括支援センター	—	—
9		砂川天使幼稚園	0.1	(0.1)	21		自立支援センター	0.4	0.01
10	社会教育施設	地域交流センターゆう	1.5	0.23	22		子ども通園センター	0.1	—
11		図書館・公民館	0.9	—	23		ひまわり保育園	0.2	0.14
12		北海道障害者職業能力開発校	3.0	(北海道施設)	24		さくら保育園	0.4	0.15
					25		空知太保育所	0.2	0.13

*「緑地面積」：学校や保育園等の場合、グラウンドや園庭も含む面積

「資料」：固定資産台帳ほか

図 都市施設図



(5)市街地開発事業等調査

市街地再開発事業は、平成 12 年 2 月に施行区域面積 0.9ha で都市計画決定され、平成 13 年 11 月に事業を完了しています。

開発行為は、平成 7 年以降、民間 12 件のほか、土地開発公社 1 件、砂川市 3 件、財団法人 1 件の計 17 件が行われており、約 40.7ha が開発されています。

これらの市街地開発事業等においては、開発施行面積に対する 3%以上の公園、緑地等を確保するものとして整備されています。

表 市街地再開発事業

地区名	種類	施工者	所在地	施行区域面積 (ha)	都市計画決定年月日	事業計画認可告示年月日	施行年度
東 1 南 1 地区	第一種	個人	東 1 条南 1 丁目 26、27 ほか	0.9	平成 12.2.29	平成 12.5.12	平成 12～平成 13 年

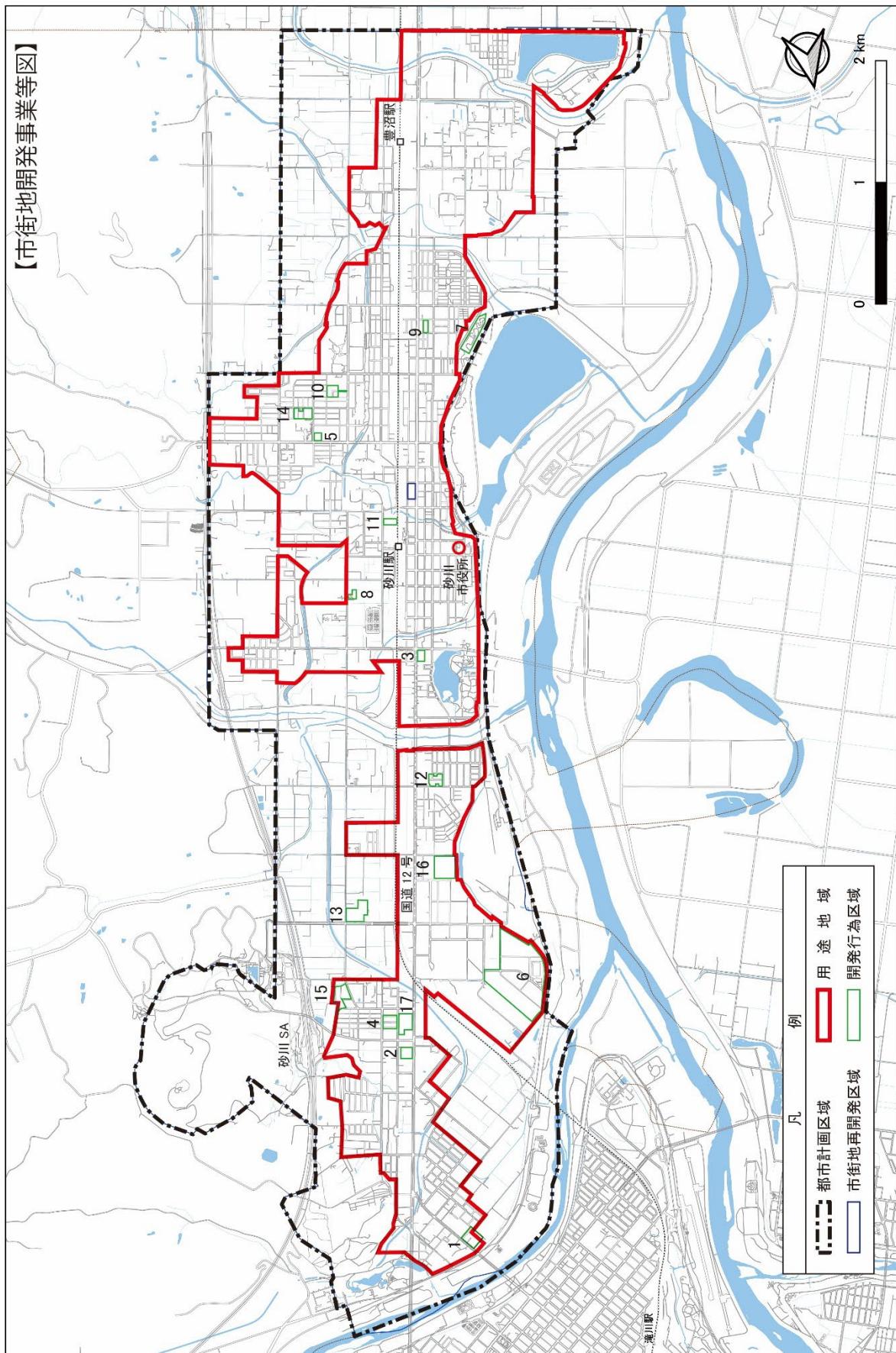
「資料」：砂川市土木課

表 開発行為

図内番号	事業主体	位置	施行面積 (m ²)	許可年月日
1	民間	空知太西 6 条 6 丁目 7 外 17 筆	11,900.62	平成 7.6.21
2	民間	空知太東 1 条 3 丁目 363-3 外 2 筆	4,087.46	平成 7.5.26
3	民間	西 1 条北 10 丁目 1 外 5 筆	6,253.73	平成 7.5.2
4	民間	空知太東 2 条 2 丁目 380-3 外 12 筆	8,749.80	平成 7.12.22
5	民間	吉野 1 条南 5 丁目 36-75	3,966.80	平成 8.4.8
6	土地開発公社	西 6 条北 23 丁目 270-1 外 99 筆	231,800.83	平成 7.11.7
7	財団法人	西 7 条南 11 丁目 14-1 外 4 筆	23,279.37	平成 8.6.27
8	民間	東 6 条北 5 丁目 19-10、東 6 条北 6 丁目 19-9	3,834.03	平成 9.12.24
9	民間	西 1 条南 11 丁目 7-4 外 1 筆	3,958.40	平成 13.5.17
10	民間	吉野 1 条南 8 丁目 4-2 の内、4-4	5,864.13	平成 14.7.30
11	砂川市	三砂町 56-3 外 1 筆	6,160.54	平成 16.6.29
12	民間	西 3 条北 15 丁目 36-4	7,457.15	平成 16.8.11
13	民間	北光 237 番地 1 外 2 筆	19,830.77	平成 19.1.16
14	砂川市	吉野 2 条南 6 丁目 9-53 外 10 筆	16,698.93	平成 19.8.24
15	砂川市	空知太東 4 条南 1 丁目 389-127 外 10 筆	12,957.48	平成 21.8.25
16	民間	西 3 条北 19 丁目 68-2 外 6 筆	20,770.67	平成 24.9.27
17	民間	空知太東 1 条 2 丁目 375-15 外 8 筆	19,595.13	平成 25.12.16
	合			計 407,165.84

「資料」：砂川市土木課

図 市街地開発事業等図



1 - 3. 緑地現況調査

(1) 緑の現況

本市の緑は、大まかには西側から東側に向かって、石狩川・空知川等の大河川沿いの水辺・緑地→市街地の緑→農耕地の緑→樹林地の緑、と連続した環境にあり、その間をパンケ歌志内川、パンケ歌志内川といった中小河川が東西に横断しているのが特徴となっています。

計画対象区域内の緑の現況は、区域の東側に広がる農地や都市公園の植栽地、水面・水辺等によって構成されています。区域別では用途地域内が 89.80ha、用途地域外が 872.99ha となっており、これらを合わせた緑の現況量は 962.79ha となっています。（GIS の図面計測による面積数値）このうち、本計画に関連する緑地は施設緑地及び地域制緑地です。

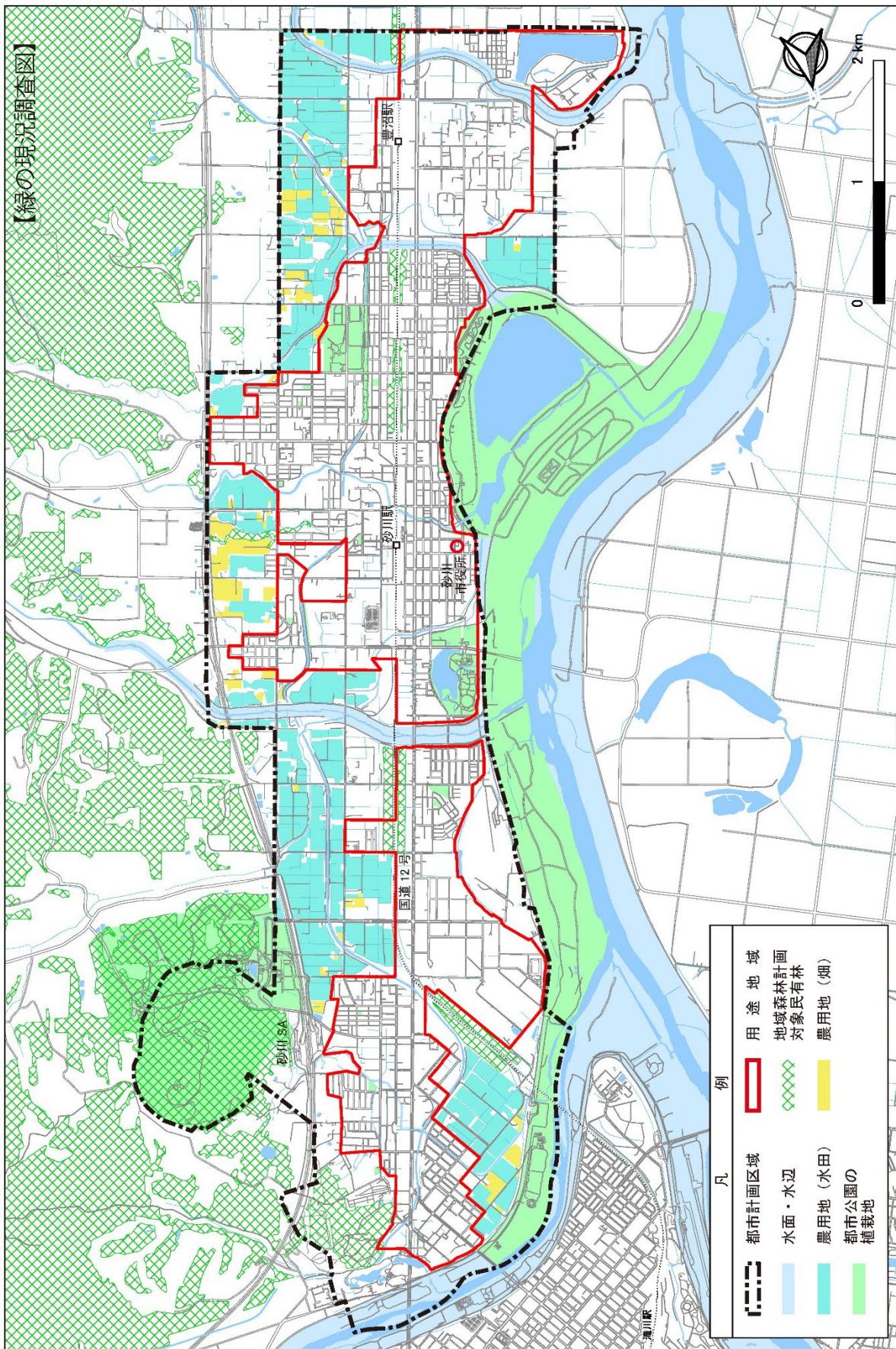
表 緑の現況量の計量

区分	用途地域内①		用途地域外②		都市計画区域	
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
地域森林計画対象民有林	16.38	18.2	174.35	20.0	190.73	19.8
農地	水田	-	300.80	34.5	300.80	31.2
	畑	-	41.01	4.7	41.01	4.3
	小計	-	341.81	39.1	341.81	35.5
水面・水辺	23.361	26.1	152.47	17.5	175.83	18.3
都市公園	50.05	55.7	204.36	23.4	254.42	26.4
合計	89.80	100.0	872.99	100.0	962.79	100.0

「資料」：砂川市土木課（農地、都市公園、水面・水辺）、国土数値情報（地域森林計画対象民有林）

※面積は GIS による図面計測による。

図 緑の現況調査図



(2)施設緑地

本市の公園・緑地で、都市計画で定められている都市計画公園は15箇所、都市計画緑地は1箇所、その他の都市公園・緑地は10箇所が整備されています。

公営住宅地内の公園や工業団地内及び公共公益施設の緑地などの他の施設緑地は28箇所が整備されており、合計の施設緑地の供用・整備面積は、全体408.26ha、市街地内80.04ha、都市計画区域内381.92haとなっています。

表 都市計画公園・緑地一覧

区分	図内番号	公園名	計画決定面積(ha)			供用面積(ha)		
			全体	市街地内	都計区域内	全体	市街地内	都計区域内
街区公園	1	こばと公園	0.37	0.37	—	0.37	0.37	—
	2	東公園	0.20	0.20	—	0.20	0.20	—
	3	南吉野公園	0.11	0.11	—	0.11	0.11	—
	4	つばめ公園	0.21	0.21	—	0.21	0.21	—
	5	新町公園	0.29	0.29	—	0.29	0.29	—
	6	豊栄公園	0.13	0.13	—	0.13	0.13	—
	7	三砂公園	0.25	0.25	—	0.25	0.25	—
	8	晴見公園	0.23	0.23	—	0.23	0.23	—
	9	やまびこ公園	0.11	0.11	—	0.11	0.11	—
	10	新石山公園	0.33	0.33	—	0.33	0.33	—
	11	西公園	0.18	0.18	—	0.18	0.18	—
近隣公園	12	若草公園	1.20	1.20	—	1.20	1.20	—
総合公園	13	北光公園	23.50	23.50	—	23.50	23.50	—
運動公園	14	日之出公園	15.70	15.65	0.05	15.70	15.65	0.05
広域公園	15	石山公園*	232.50	—	232.50	232.50	—	232.50
緑地	16	石狩川水系砂川緑地*	515.30	—	515.30	63.40	—	63.40
合 計			790.61	42.76	747.85	338.71	42.76	295.95

*石山公園、石狩川水系砂川緑地は都市計画区域外面積を含む。

表 砂川市都市公園条例に基づく公園・緑地一覧

区分	図内番号	公園名	計画決定面積(ha)			供用面積(ha)		
			全体	市街地内	都計区域内	全体	市街地内	都計区域内
街区公園	17	中央公園	0.04	0.04	—	0.04	0.04	—
	18	舟場公園	0.06	0.06	—	0.06	0.06	—
	19	南風公園	0.25	0.25	—	0.25	0.25	—
	20	すみれ公園	0.27	—	0.27	0.27	—	0.27
	21	あかね公園	0.06	0.06	—	0.06	0.06	—
近隣公園	22	こもれびのプラザ	2.20	1.70	0.50	2.20	1.70	0.50
	23	流れのプラザ	3.00	3.00	—	3.00	3.00	—
	24	水とオブジェのプラザ	3.00	3.00	—	3.00	3.00	—
	25	みどりのプラザ	1.70	1.70	—	1.70	1.70	—
緑地	26	オアシスパーク*	(180.00)	—	(180.00)	14.70	—	14.70
合 計			10.58	9.81	0.77	25.28	9.81	15.47

*オアシスパークは都市計画区域外面積を含む。また、オアシスパークの全体面積は、上表の石狩川水系砂川緑地に含む。

表 その他の施設緑地

区分	図内番号	名称	整備現況(ha)		
			全体	市街地内	都計区域内
公園に準じる施設	27	北光団地内の北公園	1.08	1.08	—
	28	北光団地内の南公園	0.13	0.13	—
	29	東町団地内の公園	0.16	0.16	—
	30	宮川中央団地内の公園	1.47	1.47	—
	31	寺町団地内の公園	0.04	0.04	—
	32	道央砂川工業団地内の緑地	3.66	3.66	—
	33	滝川公園	16.80	—	16.80
	(16)	石狩川水系砂川緑地*	(437.20)	—	53.70
	34	空知太小学校	1.32	1.32	—
	35	北光小学校	1.98	1.98	—
	36	中央小学校	2.60	2.60	—
	37	砂川小学校	1.90	1.90	—
	38	豊沼小学校	2.60	2.60	—
	39	石山中学校	2.70	2.70	—
	40	砂川中学校	3.24	3.24	—
	41	ふれあいセンター	0.11	0.11	—
公共公益施設***	42	市立病院	0.04	0.04	—
	43	地域交流センターゆう	0.23	0.23	—
	44	南吉野老人憩の家	0.08	0.08	—
	45	石山老人憩の家	0.08	0.08	—
	46	宮川老人憩の家	0.06	0.06	—
	47	空知太老人憩の家	0.08	0.08	—
	48	自立支援センター	0.01	0.01	—
	49	ひまわり保育園	0.14	0.14	—
	50	さくら保育園	0.15	0.15	—
	51	空知太保育所	0.13	0.13	—
	小計		40.79	23.99	70.50
	52	北電児童遊園(変電所)	0.06	0.06	—
	53	北電児童遊園(発電所)	0.12	0.12	—
	54	砂川神社	3.30	3.30	—
	小計		3.48	3.48	—
合計			44.27	27.47	70.50

※石狩川水系砂川緑地の全体面積は、前頁上表の石狩川水系砂川緑地に含む。

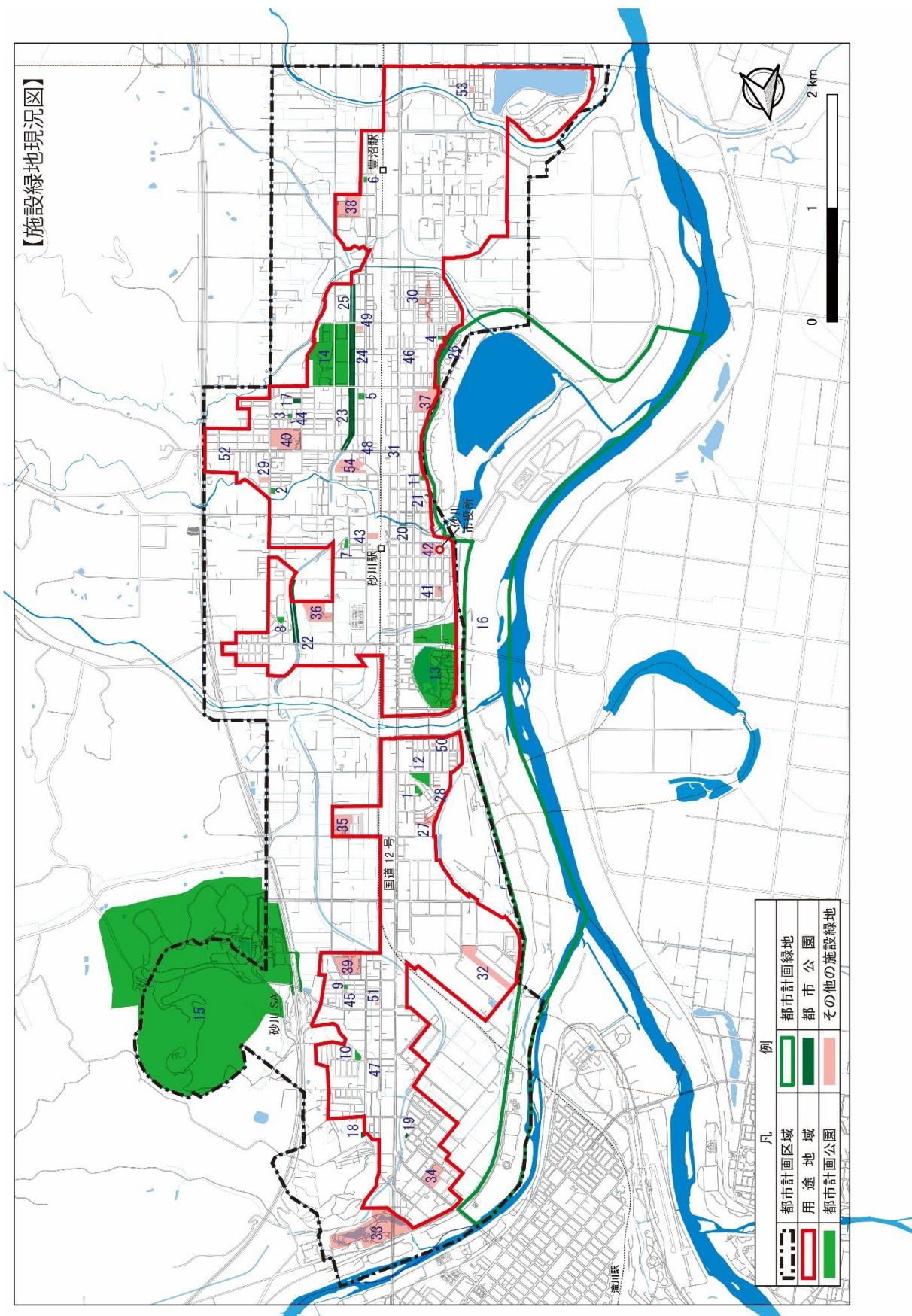
※※公共公益施設は敷地面積の内、緑地（植栽地、オーフンスペース等）の面積。

表 施設緑地面積集計表

区分	供用・整備面積(ha)		
	全 体	市街地内	都計区域内
都市計画公園・緑地	338.71	42.76	295.95
砂川市都市公園条例に基づく公園・緑地	25.28	9.81	15.47
其他の施設緑地	44.27	27.47	70.50
合 計	408.26	80.04	381.92

「資料」：（前頁の表含めて）砂川市土木課

図 施設緑地現況図



(3)地域制緑地

計画対象地域内における地域制緑地は、用途地域周辺に農用地区域が位置し、石山公園を中心とした地区に地域森林計画対象民有林が位置しています。それらの民有林については、「砂川市森林整備計画」に基づいて適切に整備・管理を行っているところです。

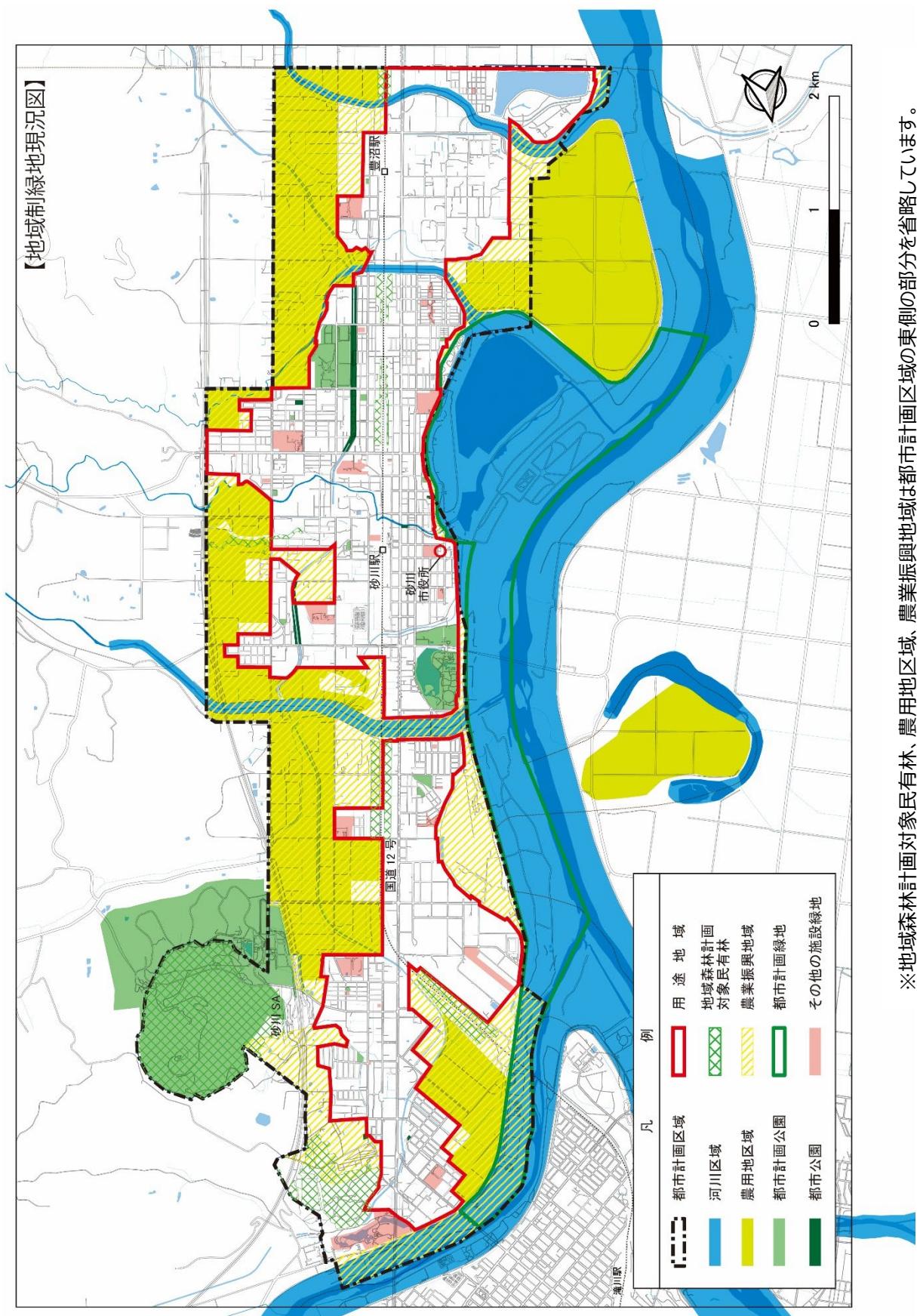
また、河川については、計画対象区域の西側に隣接して石狩川・空知川が南北に貫流しており、石狩川に合流するベンケ歌志内川、パンケ歌志内川等が市街地を横断しています。

表 地域制緑地の状況

区分	名称	指定現況 (ha)	緑地の位置	
			市街地内(ha)	市街地外(ha)
地域制緑地	森林法 (地域森林計画対象民有林)	石山樹林地	180.40	—
		空知太樹林地	31.40	—
		北吉野樹林地	4.10	—
		鉄道沿線樹林地	7.80	—
		〃	12.50	6.20
		〃	8.10	8.10
		〃	2.20	0.90
		小計	246.50	15.20
河川法	石狩川、空知川	489.30	—	489.3
	ベンケ歌志内川	36.50	—	36.5
	パンケ歌志内川	10.20	6.00	4.20
	奈江豊平川	14.20	4.20	10.00
	豊沼奈江川	32.50	13.00	19.50
	小計	582.70	23.20	559.50
合計		829.20	38.40	790.80

「資料」：砂川市土木課

図 地域制緑地現況図



(4)緑化に関する取り組み

民間の緑化協力団体として「緑あふれる公園都市推進市民会議」が昭和 49 年に設立されており、「緑の募金運動」や「すながわ緑と花の祭典」などの市民参加による緑化運動を展開しています。

さらに、本市では「花いっぱい運動」が学校施設、商店会及び公共施設を中心に展開され、毎年 2,000 m²以上の植栽活動が行われています。都市景観の形成のため、今後もこれらを継続的に進める必要があります。

表 緑あふれる公園都市推進市民会議の概要

名称	施行日	事業概要
緑あふれる公園都市 推進市民会議	昭和 49 年 8 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化事業協力に関すること ・すながわ緑と花の祭典の企画実施に関すること ・緑化思想の普及に関すること ・その他目的達成に必要な事項

(緑あふれる公園都市推進市民会議による緑化運動の状況)



すながわ緑と花の祭典（北光公園）

表 花いっぱい運動の実績

年次	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
植栽面積 (m ²)	2,565.50	2,636.60	2,601.80	2,578.30	2,260.40

年次	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
植栽面積 (m ²)	2,206.80	2,276.80	2,337.20	2,456.20	2,839.80

「資料」：砂川市土木課

(花いっぱい運動の状況)



オアシス通り



駅前広場



石山団地

1 - 4. その他の調査

(1)レクリエーション施設調査

本市の公園や広場は、子どもの遊びや市民のスポーツの場として提供されています。

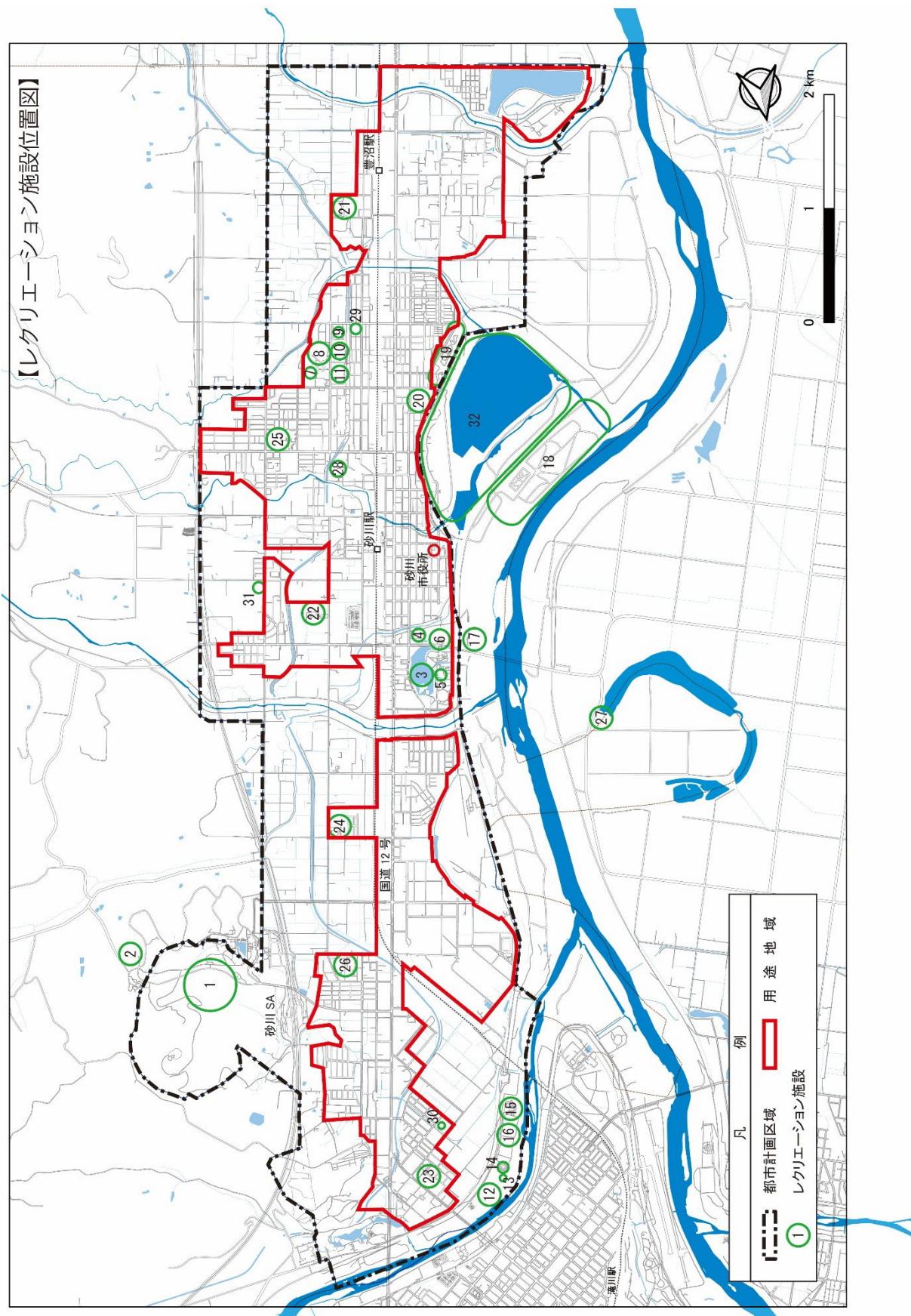
石山公園は、北海道子どもの国として、キャンプ場、展望台、ヤッホーの森、遊歩道、トリムコース、ふしぎの森など、親子で楽しめる各種施設が整備され、樹林地や水辺は自然とのふれあいの場として様々な形で利用されています。

また、石狩川水系砂川緑地内にはパークゴルフ場やオースポーツランドなどが整備されており、石山公園とあわせ本市及び近隣市町のレクリエーションの拠点となっています。

表 レクリエーション施設一覧

図内番号	施設名		所在地
1	石山公園	北海道子どもの国	北光 401-1
2		ネイパル砂川	北光 496-25
3	北光公園	北光公園	西 3 条北 10 丁目ほか
4		海洋センター	西 3 条北 9 丁目
5		海洋センター艇庫	西 3 条北 10 丁目
6		市営北グラウンド	西 3 条北 9 丁目
7	日の出公園	総合体育館	日の出 1 条南 9 丁目
8		市営野球場	日の出 1 条南 10 丁目
9		市営テニスコート	東 6 条南 11 丁目
10		市営陸上競技場	東 6 条南 10 丁目
11		市営日の出サッカー場	東 6 条南 9 丁目
12	石狩川水系 砂川緑地	野球場（空知川河川敷）	空知太 80-6 地先
13		テニス広場（空知川河川敷）	空知太 80-6 地先
14		サッカー・ラグビー場（空知川河川敷）	空知太 80-6 地先
15		ラジコン広場	空知太 80-6 地先
16		パークゴルフ場空知川コース	空知太 80-6 地先
17		パークゴルフ場石狩川コース	西 7 条北 9 丁目地先
18		オースポーツランド	オアシス
19	パークゴルフ場オアシスコース		西豊沼 2
20	学校開放	砂川小学校	西 3 条南 8 丁目 1-1
21		豊沼小学校	東 5 条南 17 丁目 227
22		中央小学校	晴見 1 条北 7 丁目 69-9
23		空知太小学校	空知太西 5 条 6 丁目 3-1
24		北光小学校	北光 222-1
25		砂川中学校	吉野 2 条南 5 丁目 1-1
26		石山中学校	空知太東 3 条 1 丁目 5-1
27	北光袋地		北光
28	弓道場		東 5 条南 4 丁目
29	南地区コミュニティーセンター		東 5 条南 11 丁目 3-5
30	北地区コミュニティーセンター（そらっぷセンター）		空知太西 4 条 4 丁目 107-2
31	東地区コミュニティーセンター		焼山 173-4
32	オアシスパーク		西 5 条南 8 丁目

図 レクリエーション施設位置図



(2)緑化施設に関する現地調査（現状の問題点・課題）

①身近な公園（街区公園）

- ・街区公園については、砂場やブロック舗装の目地から雑草が生えている等の状況から、ほとんどの公園において利用頻度が低い状況と見受けられます。
- ・また、屋根のない休憩施設、デザインの古い遊具類、雑草の繁茂した舗装・広場が残されており、施設の老朽化が顕著な状況となっています。



つばめ公園
(屋根のない休憩施設)



新石山公園
(老朽化した複合遊具)



南風公園
(雑草が繁茂する広場)

②街路樹

- ・本市の国道や道道には、特徴的な景観を形成する街路樹が整備されています。
- ・市道においては、民地側に植栽されている箇所（一部 2 本植え）もあり、枝や根の伸長や落ち葉など、民地への影響が大きいと考えられます。



国道 12 号の街路樹
(イチイ)



道道砂川歌志内線の街路樹
(ポプラ)



道道芦別砂川線の街路樹
(トチノキ)



市道街路樹
(ハリニレ)



市道街路樹
(カツラ 2 本植え)



市道街路樹
(マツ 2 本植え)

(3)緑に関する現状の良好な点（現地調査）

①農地・林地

- ・市街地の周りに広がる農地やなだらかな丘陵の樹林地は、本市を含む空知地方らしい景観を形成しています。
- ・鉄道林は連続的な緑を形成しており、特徴的な景観となっています。



市街地周辺の田園風景



生活の背景となる
丘陵地の樹林



連続性のある鉄道林

②花による修景

- ・市民参加等による花の植栽が盛んに行われています。



南吉野公園の花壇



三砂公園隣接の市道植樹帯



西3条南3丁目の緑地帯

③近隣公園・総合公園・運動公園

- ・近隣公園・総合公園・運動公園など比較的規模の大きい公園では、植栽等、管理状況が行き届いている状況です。



水とオブジェのプラザ
(近隣公園)



北光公園
(総合公園)



日の出公園
(運動公園)

1 – 5. 課題の設定

現況調査により導かれた課題について以下の通り整理します。

(1)自然的現況調査

- ・石山公園周辺の樹林地は、近年、地球規模で懸念される気候変動に伴い重要視される、温室効果ガスである二酸化炭素の吸収源として、また防災機能としての働きが期待されます。このことから、その保全の重要性について広く啓発を進めることができます。
- ・石狩川中流域に位置する河跡湖や旧川である湖沼群は、水鳥類の飛来する重要な湿地であることから、国（環境省）の動向に合わせて適宜保全に取り組んでいくことが課題となっています。

(2)社会的現況調査

- ・人口減少や少子高齢化が進むなか、道路や接する庭先の植栽など市街地景観を形成する緑を、市民参加のもと継続的に維持・保全するための仕組みづくりが課題となっています。

(3)緑地現況調査

- ・計画区域内には、民有林、農地、水辺、都市公園など様々な緑地があり、これらをどのように維持・保全していくかが課題となっています。
- ・都市公園・緑地の総量については、「都市計画区域に対する緑地の割合」が前計画の目標水準における約45.8%に対して令和2年度で44.77%となっており、概ね達成しています。今後は量を確保するのではなく、「みどり」が持つストック効果※（多面的な機能・効果（環境、癒し、防災、経済効果、景観創出））を高めるマネジメントを実践することが課題となります。
- ・緑化に関する取り組みにより、市民や事業者の緑化への意識を高め、緑豊かなまちづくりを継続的に進めいく必要があります。
- ・先人が残してくれた砂川市らしい田園風景を次世代へ引き継ぐ必要があります。

※ストック効果

「ストック効果」とは、整備された社会資本が機能することによって、整備直後から継続的に中長期にわたり得られる効果とのことを言います。

『みどり』※※が持つストック効果は、環境、癒し、防災、経済効果、景観創出といった機能が挙げられます。都市公園等を活用したイベントを実施又は誘致することにより賑わいを創出、防風・防雪機能のある植栽の実施、健康増進の場として活用、植栽やそれらの適切な管理により美しい景観を創出することで風格ある都市景観を形成する等、活用することによって『みどり』のストック効果を高めることができます。（参考資料：「都市公園のストック効果向上に向けた手引き（国土交通省、平成28年5月）」、「北海道みどりの基本方針（北海道、平成31年3月）」より）

※※『みどり』

本計画では、「北海道みどりの基本方針」が対象とする「みどり」の定義を踏襲し、都市緑地法で規定される「緑地」とします。

(4)その他の調査

- ・石山公園は、観光・レクリエーション機能を展開して既存施設等の有効活用を図るほか、樹林地は景観資源として維持・保全していく必要があります。
- ・人々の暮らしに身近な公園（街区公園）は、老朽化が進んでいるため、長寿命化計画により施設の保全・補修を行っていくとともに、地域の利用状況を踏まえて改修や集約・再編を検討するなど、魅力的な公園づくりが課題となっています。
- ・街路樹は、良好に生育しており、特徴的な都市景観を形成する樹木を保全するとともに、植栽当初から大きく成長して、隣地への越境や過密、交通障害や街路灯の遮蔽等が見られる樹木については、間引きも含めた適正な管理の実施が課題となっています。

2. 分析評価

2-1. 緑地総量の達成状況

緑地総量の達成状況は、「都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準」のうち「都市公園等の整備面積」、「緑の基本計画で確保する緑地の総量」は目標を達成しました。

また「緑地の確保」や、「都市公園等の施設として整備すべき緑地」のうち「都市公園の整備面積」については未達成でしたが、達成度は、「緑地の確保」は「将来市街地に対する割合」が 97.80%、「都市計画区域に対する割合」が 97.75%、「都市公園の整備面積」は 96.42%であり、概ね達成しています。

以下、前計画の目標年度である令和 2 年度（2020 年度）の目標と達成状況を表に示します。

(1)緑地の確保目標水準

項目	前計画目標	達成状況
将来市街地に対する割合	約 10.45% (約 121ha)	10.22% (1,159.4ha に対して 118.44ha) (達成度 : 97.80%)
都市計画区域に対する割合	約 45.8% (約 1,005ha)	44.77% (2,346ha に対して 1,050.42ha) (達成度 : 97.75%)

(2)都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

項目	前計画目標	達成状況
都市公園	約 219.9 m ³ /人	212.02 m ³ /人 (達成度 : 96.42%)
都市公園等	約 240.0 m ³ /人	267.05 m ³ /人 (達成度 : 111.27%)

(3)緑の基本計画で確保する緑地の総量

項目	前計画目標	達成状況
施設緑地	約 416ha	約 462ha (達成度 : 111.06%)
地域制緑地	約 829ha	約 829ha (達成度 : 100.00%)
緑地面積合計 (重複面積除く)	約 1,005ha	約 1,050ha (達成度 : 104.48%)

■ (参考) 計画期間の緑地整備の達成状況算定表

大項目	項目	前計画時 (平成22年度)	前計画目標 (令和2年度)	達成状況			備考
				市街地	都市計画区域	(市街地外 の面積)	
施設緑地 (都市計画区域)	① 都市公園 面積計(ha)	362.89	362.89	52.57	363.99		※市街地外の面積：すみれ公園 +石山公園+日の出公園（一部） +石狩川水系砂川緑地+オアシスパーク
	② 公共施設緑地(ha)			23.99	94.49		※市街地外の面積： 滝川公園+石狩川水系砂川緑地
	③ 都市公園等 面積計(ha)	396.05	396.05	76.56	458.48		(=①都市公園面積 +②公共施設緑地面積)
人口	④ 用途地域人口	17,400	15,700				※平成27年情報
	⑤ 都市計画区域人口	18,200	16,500		17,168		※平成27年情報
都市公園等の 目標水準 (住民一人当たり 面積)	⑥ 都市公園 面積(m ²)	199.39	219.93		212.02		(=①都市公園面積 /⑤都市計画区域人口)
	⑦ 都市公園等 面積(m ²)	217.61	240.03		267.05		(=③都市公園等面積 /⑤都市計画区域人口)
面積	⑧ 市街地面積(ha)	1,159	1,159	1,159.4			※平成30年情報
	⑨ 都市計画区域 面積(ha)	2,194	2,194		2,346		※令和元年情報
緑地総計	⑩ 民間施設緑地(ha)			3.48	3.48		※平成23年度計画情報
	⑪ (施設緑地計(ha))			80.04	461.96		(=③都市公園等面積 +⑩民間施設緑地面積)
	⑫ 地域制緑地(ha)			38.40	829.20	790.80	
	⑬ 施設・地域制緑地の 重複(ha)				240.74		※平成23年度計画情報
	⑭ 区域内緑地 面積(ha)			118.44	1,050.42		(=③都市公園等面積 +⑩民間施設緑地面積 +⑫地域制緑地面積-⑬重複面積)
緑地の確保 目標水準	⑮ 市街地面積に対する 割合(%)	10.45	10.45	10.22			(=⑭市街地緑地面積/⑧市街地面積)
	⑯ 都市計画区域面積 に対する割合(%)	45.80	45.80		44.77		(=⑭都市計画区域緑地面積 /⑨都市計画区域面積)

2-2. 砂川市第6期総合計画施策評価（緑、景観に関する評価）の概要

本市は、平成23年度から10年間のまちづくりの計画として砂川市第6期総合計画を策定し、35の基本施策に基づいてまちづくりを進めてきました。

本計画の期間満了にあたり、各施策について次期計画に反映させるため、施策評価を実施しました。

【評価方法の概要】

- ・評価は、基本事業の成果指標、関連事務事業の実績値等の数値結果及び関連事務事業の実施状況等に基づき、総体的に行っています。
- ・評価の高い順に「極めて良好である」「良好である」「普通である」「問題がある」「極めて問題がある」の5段階で行っています。
- ・第1次評価は所管する課長職、第2次評価は所管する部長職が行い、最終評価は部長職で構成する施策評価チームが行っています。

35の施策の中で、緑に関する下記の施策について評価の概要を示します。

<基本目標：やすらぎと豊かさ広がる快適なまち>

①基本施策：美しい都市景観の広がるまちづくり

- ・最終評価（普通である）：『公園については町内会などの協力を得ながら維持管理に努めており、緑化については樹木の成長に合わせた管理を行っていることから、成果指標を達成していないが「普通である」と評価した。花いっぱい運動では参加者の高齢化、緑化では市民の意識の変化など課題もあるため、この状況を踏まえた今後の取り組みについて検討を進める必要がある。』

【継続的な課題】

- ・町内会による街区公園の管理や花いっぱい運動は、高齢化や人口減少に対する対応が課題（→ただし、前述アンケート結果の通り、花に対するニーズは高い）
- ・街路樹は成長に合わせた維持管理が課題（→間引き、撤去、メリハリのある管理が必要）
- ・緑化については市民の意識変化に基づく日常生活における支障扱いが問題（→緑化に関するストック増は行わない）
- ・「緑と花の祭典」は内容等について抜本的な改善が必要

②基本施策：自然災害の発生を防ぐまちづくり

- ・最終評価（普通である）：『普通河川について、災害を未然に防ぐための治水対策は課題が多く進められていない状況にあるが、大雨などの際に浸水被害を軽減させる内水排除対策として排水用水中ポンプの購入も行われていることから、「普通である」と評価した。』

2 - 3. 分析評価

自然環境が有する多様な機能を活用し、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるというグリーンインフラの取り組みが推進されています。

緑の基本計画で扱う都市における緑においても、その役割は、大きくみると「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観構成」の4つの系統が挙げられます。

分析評価は、緑の役割系統ごとに視点を設定し、それらの視点に基づいて本市の緑を整理して行いました。

2 - 3 - 1. 環境保全系統の緑地の配置方針に関する分析評価と今後の方向性の整理

(1)分析評価の視点

環境保全系統の分析評価は、緑の骨格の形成、優れた自然環境、優れた歴史的風土、快適な生活環境、優れた農林業地、生物多様性の確保、都市環境の維持・改善等の視点から行います。

なお、具体的な分析評価の視点の概要は、次表の内容で行います。

表 環境保全系統分析評価の視点の概要

分析評価の視点	内 容
本市の骨格を形成している緑地（緑の骨格の形成）	山岳地や丘陵地、河川等、本市の環境の骨格を形成している緑地等を分析評価します。
優れた自然環境	良好な植物群落、貴重な野生動物生息地、良好な水辺、良好な地形地質を有する地域等の緑地等を分析評価します。
優れた歴史的風土	本市の誇るべき名勝、社寺林、伝統文化等と結びついた緑地の区域、及び歴史風土の保存に果たす役割について評価します。
快適な生活環境	本市の快適な生活環境を支えている都市公園、市街地やそれに隣接する地域に分布する樹林地や水辺等の緑地等を分析評価します。
優れた農林業地	良好な管理がなされ、本市の環境保全に資する生産力の高い農地、林地等の農林業地を分析します。
生物多様性の確保	本市の自然生態系の特性を踏まえ、野生動物等の生息地、移動経路、休息地に必要とされる緑地等を分析評価します。同時に、将来にわたる量的、質的な変化能可能性について検討し、その担保性を評価します。
都市環境の維持・改善	ヒートアイランド現象、大気汚染の滞留等の未然防止に資する緑地等を分析評価します。

(2)分析評価の内容

前述の視点に基づき分析評価した結果は、次に示すとおりです。

①石狩川等の河川

- ・市街地に隣接する大河である石狩川は広大な水と緑のオープンスペースを備えており、都市の骨格を形成する緑地として評価されます。
- ・石狩川の支流である空知川、ペンケ歌志内川、パンケ歌志内川等の河川は、石狩川ほどの水辺空間は有していないものの、本市内の森林、農地、市街地を貫いて流れていることから、石狩川と同様に都市の骨格を形成する緑地として分析評価されます。

- ・北海道を代表する大河である石狩川は、北海道自然遺産（後世に残したい遺産）として指定されており、優れた自然環境として位置づけられます。
- ・また、石狩川は支川を含めて水鳥や水生生物の生息地として重要な環境であることから、生物多様性の観点から重要な緑地として評価されます。

②石山樹林地、空知太樹林地、北吉野樹林地

- ・石山樹林地、空知太樹林地、北吉野樹林地は、都市における緑景観を形成していることから骨格を形成している緑地として評価されます。
- ・まとまった面積で自然度の高い樹林地となっていることから、優れた自然環境として評価されます。
- ・地域森林計画対象民有林に指定されており計画的な管理が進められることから量的な担保性が期待でき、生物多様性確保の面で重要な緑地と評価されます。
- ・また、都市活動で排出された二酸化炭素の吸収源として期待され、自然との共生及び都市環境の負荷を軽減できるなど、多面的な機能を有する緑地として分析評価されます。

③北光公園の北光沼、オアシスパーク、北海幹線用水路（北海 灌溉 溝）を活用した、こもれびのプラザ、流れのプラザ等

- ・北光公園の北光沼は、蛇行する石狩川によりできた三日月湖で、親水性の高い良好な水辺であり、貴重な自然環境として評価します。
- ・オアシスパーク、北海幹線用水路を活用した、こもれびのプラザ、流れのプラザ等は、近隣公園、緑地として指定されていることから担保性が高く、確保の面で重要な緑地と評価されます。

④市街地周辺の農地

- ・市街地周辺に広がる農地は、本市の背景となる自然景観のバランスを構成する貴重な風景であり、郷土景観を構成する優れた農地として分析評価されます。

⑤都市公園及びその他の施設緑地

- ・市街地内に配置されている都市公園は、市街地住民が憩いとうるおいを享受できる緑地であることから、快適な生活環境を支える緑地として評価します。
- ・また、都市公園に加えて公営住宅団地内の公園、工業団地内の緑地及び公共公益施設の緑地などの施設緑地は、地域住民の身近な緑地としての機能を有しているとともに、都市環境の中に公共のオープンスペースを与えていていることから、都市環境を改善して生活環境を支える緑地として分析評価されます。

⑥鉄道沿線樹林地

- ・JR 函館本線の沿線に植生する樹林地は、地域住民がうるおいを享受できる緑地であることから、快適な生活環境を支える緑地として分析評価されます。
- ・連続した樹林地は、鳥や昆虫など野生生物の移動空間を確保する緑地として期待されることから、生物多様性の確保に重要と評価されます。

⑦砂川神社周辺緑地

- ・砂川神社周辺における緑地は、本市の歴史や伝統文化と結びつく優れた歴史的風土となる緑地であると評価されます。

- ・北海道条例指定記念保護樹木が残されているなど都市の中では比較的自然度が高く、社寺林として担保性も高いことから生物多様性確保の面で重要な緑地として評価されます。

⑧街路樹

- ・市街地内の道路に植栽されている街路樹は、都市景観の一部である街路景観を形成する緑地であることから、都市景観を創出する緑地であり、都市景観のバランスを構成することから快適な生活環境を支える緑地として評価します。
- ・連続した緑地は、鳥や昆虫など野生生物の移動空間を確保する緑地として期待されることから、生物多様性の確保に重要と評価されます。
- ・また、車両走行に伴う排出ガスの拡散や騒音の緩和など都市環境の改善に資する緑地としても分析評価されます。

表 環境保全機能解析評価表

環境保全機能を有する緑地	環境保全の要素							
	(緑の骨格の形成) 骨格を形成している緑地	優れた自然環境	優れた歴史的風土	快適な生活環境	優れた農林業地	生物多様性の確保	都市環境の維持・改善	
石狩川等の河川	●	●				●		
石山樹林地等	●	●				●	●	
北光公園の北光沼等		●				●		
市街地周辺の農地					●			
都市公園及びその他の施設緑地				●			●	
鉄道沿線樹林地				●		●		
砂川神社周辺緑地			●			●		
街路樹				●		●	●	

(3)前計画の進捗状況と今後の方向性

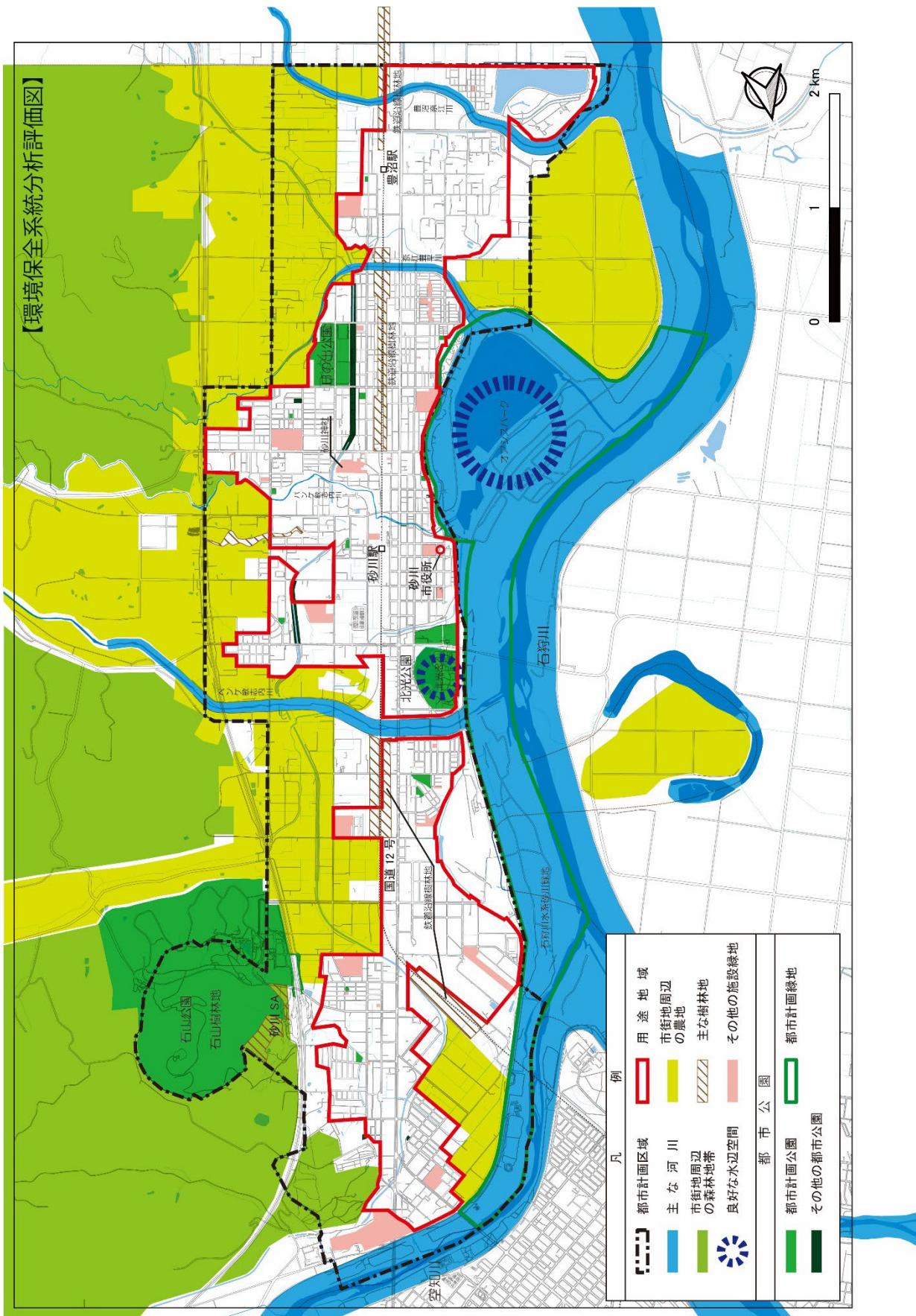
環境保全系統における分析・評価から、優れた緑が市街地の内外に水と緑のネットワークを形成し、現状ではかなり充足しています。

ここでは、前計画からの進捗状況を評価するとともに、緑地の配置方針や施策を検討するために今後の方向性を整理します。

表 環境保全系統の緑地の配置方針における前計画の進捗状況

前計画における配置方針	方針の種類	進捗状況	今後の方向性
①良好な自然環境の保全			
・石山樹林地、空知太樹林地などの樹林地の環境保全	環境保全	良好	環境保全を継続
・石狩川、空知川、パンケ歌志内川等における水と緑のネットワーク基軸となる緑地の保全	環境保全	良好（一部河道内繁茂林を伐採）	環境保全を継続
・北光公園の北光沼、オアシスパークの水辺地の環境保全	環境保全	良好	環境保全を継続
・砂川神社周辺緑地の環境保全	環境保全	良好	環境保全を継続
・JR 函館本線の沿線樹林地の環境保全	環境保全	良好	環境保全を継続
・市街地周辺の農地における環境保全	環境保全	良好	環境保全を継続
②自然環境を活用した公園・緑地の保全			
・石山公園における豊かな自然環境の保全	環境保全	良好	環境保全を継続
・オアシスパーク、北光公園における水辺環境の保全	環境保全	良好	環境保全を継続
③身近な公園・緑地の充実			
・市街地内の緑バランスに配慮した公園・緑地の適正な配置	緑地配置	公園の配置にやや偏りがみられる状況	適正な配置計画の検討を行う（今後、再編を検討）
・北海幹線用水路を活用した水と緑のネットワーク基軸となる緑地の配置	緑地配置	完了	緑地機能を保全
④工業団地における緑の創出			
・道央砂川工業団地において周辺緑地を創出して環境の調和・向上を図る	緑地創出	工場設置の際に緑地創出を要請	緑地の創出を継続

図 環境保全系統分析評価図



2 – 3 – 2. レクリエーション系統の緑地の配置方針に関する分析評価と今後の方針性の整理

(1) 分析評価の視点

レクリエーション系統の分析評価は、余暇特性、自然とのふれあいの場、日常生活圏におけるレクリエーションの場、広域圏におけるレクリエーションの場等の視点から行います。

なお、具体的な分析評価の視点の概要は、次表の内容で行います。

表 レクリエーション保全系統分析評価の視点の概要

分析評価の視点	内 容
レクリエーション動向と緑	レクリエーション動向から、今後、必要となる緑地や施設等を分析評価します。
自然とのふれあいの場	環境教育等、自然や土とのふれあいの場の充実が望まれていることから、こうした自然型のレクリエーション活動に必要とされる緑地等を分析評価します。
日常圏におけるレクリエーションの場	日常的レクリエーションの場としてポテンシャルの高い都市公園、歩いていけるような住区基幹公園等の緑地や施設等を分析評価します。
広域圏におけるレクリエーションの場	大規模公園、広域レクリエーション拠点等、近隣都市も含む広域レクリエーションの場としてポテンシャルの高い緑地や施設等を分析評価します。

(2) 分析評価の内容

上記の視点に基づき分析評価した結果は、次に示すとおりです。

①石山公園

- ・緑豊かな石山公園には、『北海道子どもの国』や『北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川』等が整備され、面積が 232.5ha の広大な敷地に多様なレクリエーションに対応できる施設が設置されていることから、多様なレクリエーション動向に対応できる緑として評価します。
- ・まとまった樹林地が残されていることから、自然とのふれあいの場となる緑地として分析評価されます。
- ・市民はもとより近隣市町からの利用も多い大規模な公園となっていることから、広域レクリエーションの場として評価します。

②石狩川水系砂川緑地及びオアシスパーク

- ・石狩川水系砂川緑地及びオアシスパークは、広大な石狩川・空知川の河川敷地を活用した良好な水辺空間で、幅広い世代を対象とした多様なレクリエーションに対応できる緑地となっています。このことから、多様なレクリエーションに対応する緑地であると評価されます。
- ・広大な水辺は自然を生かしたレクリエーションの展開が可能であり、自然とのふれあいの場となる緑地として分析評価されます。
- ・また、近隣市町においても特徴的なレクリエーション空間となっており、広域レクリエーションの場としても分析評価されます。

③都市公園

- ・市街地内に配置されている都市公園は、市街地住民の日常的なレクリエーションに利用されている緑地であることから、日常生活圏におけるレクリエーションの場となる緑地として分析評価されます。

④学校施設

- ・小・中学校は施設を開放し、市街地住民の日常的なレクリエーションに利用されているとともに、多様なレクリエーション活動に対応できる施設として分析評価されます。

表 レクリエーション機能解析評価表

レクリエーション機能を有する緑地	レクリエーションの要素				
	緑 レクリエーション動向と	自然とのふれあいの場	日常生活圏におけるレクリエーションの場	広域圏におけるレクリエーションの場	
石山公園	●	●		●	
石狩川水系砂川緑地及びオアシスパーク	●	●		●	
都市公園			●		
学校施設	●		●		

(3)前計画の進捗状況と今後の方向性

レクリエーション系統の分析評価を行った結果、多様な広域レクリエーションに対応できる大規模な公園・緑地が2カ所も市街地周辺に配置されていることは評価されますが、市街地内の日常的なレクリエーションに対応できる緑地として抽出された都市公園のうち、住区基幹公園として位置づけられる公園としては街区公園が大半を占め、近隣公園・地区公園が極端に少ない状況となっています。

ただし、市街地内に近隣公園・地区公園を整備するほどの空間が見当たらない等のことから今後新たに公園を増やすことはしないため、既存の公園の魅力を高めるマネジメントや集約・再編を検討することが課題となっています。

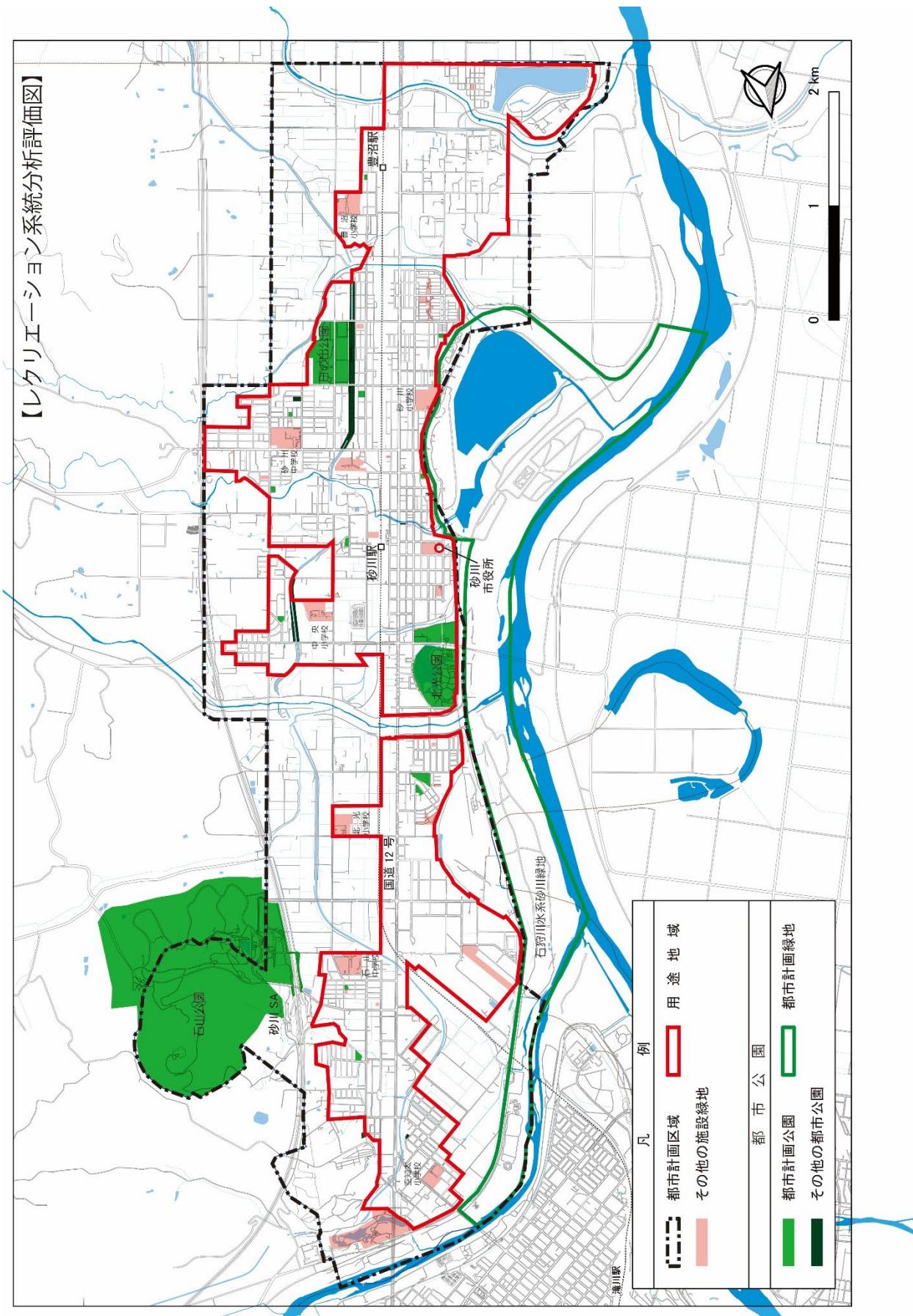
ここでは、前計画からの進捗状況を評価するとともに、緑地の配置方針や施策を検討するために今後の方向性を整理します。

表 レクリエーション系統の緑地の配置方針の進捗状況評価

前計画における配置方針	方針の種類	進捗状況	今後の方向性
①広域レクリエーション拠点の充実			
・石山公園における中空知圏域の広域レクリエーション拠点として機能を充実	機能充実	進行中	機能充実を継続(道と連携)
・石狩川水系砂川緑地及びオアシスパークにおける河川空間を活用したレクリエーションニーズに対応する機能を充実	機能充実	進行中	機能充実を継続(国と連携)
②都市のレクリエーション拠点の充実			
・北光公園（総合公園）における憩いやうるおいの提供、水辺空間の機能を充実	機能充実	進行中	機能充実を継続
・日の出公園（運動公園）スポーツレクリエーションニーズに対応する機能を充実	機能充実	進行中	機能充実を継続
③身近なレクリエーション施設の充実			
・街区公園・近隣公園など公園・緑地をバランスに配慮して適正な配置を図る	緑地配置	公園の配置にやや偏りがみられる状況	適正な配置計画の検討を行う(今後、再編を検討)
・スポーツや文化・教養など教育施設の機能の活用を図る	機能活用	進行中	機能活用を継続
④親水空間の充実			
・北海幹線用水路※を活用した親水空間の充実を図る	機能充実	実施済	緑地としての活用を継続

※「北海幹線用水路」は、用水路区間、こもれびのプラザ、流れのプラザ、水とオブジェのプラザ、みどりのプラザを示す。

図 レクリエーション系統分析評価図



2 – 3 – 3. 防災系統の緑地の配置方針に関する分析評価と今後の方向性の整理

(1)分析評価の視点

災害は、人間の力では防ぐことができない地震や台風等の自然的災害から、人間の活動から生み出される各種公害等まで多種多様なものとなっています。

本市では、台風や集中豪雨による水害が過去にも多く発生し、水防及び地すべり等の危険予想区域も設定されていることから、防災系統の分析評価は、このような災害に対応できる緑地や施設等の機能の視点から行います。

なお、具体的な分析評価の視点の概要は、次表の内容で行います。

表 防災系統分析評価の視点の概要

分析評価の視点	内 容
自然災害の危険性	水害、地震等の災害から被害を小さくする効果や、防止する効果が見込まれる緑地や施設等を分析評価します。
人為災害の危険性	主要幹線道路等の騒音発生や大気汚染、火災等の人為的災害に対して、対応効果が高い緑地や施設等を分析評価します。
避難体系	地震時に発生する都市火災、水害等から、人命を守る避難地や避難路及び防災活動拠点となり得る緑地や施設等を分析評価します。
災害に強い都市構造の形成	市街地等の密集地、都市公園や防災遮断帯緑地、河川緑地、緑化された幹線道路等の防災時の遮断空間となり得る緑地や施設等を分析評価します
多様な防災活動拠点の確保	救助・救援活動の拠点、救護・復旧物資の集配・備蓄、ヘリコプターの離着陸等、防災活動の拠点、被害者の一時的生活拠点等になり得る緑地や施設等を分析評価します。

(2)分析評価の内容

上記の視点に基づき分析評価した結果は、次に示すとおりです。

①石狩川・空知川等の河川

- ・石狩川、空知川及びペンケ歌志内川等の河川は、本市の市街地がおかれている地理的条件から、過去に幾度かの水害をもたらしている河川でもあり、「砂川市地域防災計画」において複数の河川が、水防区域に指定されています。これらの河川空間において適切な管理に努めることは水害の発生を低減することができるから、自然災害の危険性を未然に防止する緑地として評価します。
- ・都市に隣接、貫流する河川空間は、災害時における遮断空間となり得る緑地であり、災害に強い都市構造の形成に資する緑地として分析評価されます。

②都市公園

- ・市街地内に配置されている都市公園は、災害時において一時的な避難地となり得る空間を有しているから、避難体系の一部となる緑地として分析評価されます。
- ・また、市街地で火災等を含む災害が発生した際、延焼等を遮断する空間となり得る緑地であることから、災害に強い都市構造を形成する緑地として分析評価されます。

・さらに、公共のオープンスペースという性質から、救助・救援活動の拠点、救護・復旧物資の集配・備蓄、ヘリコプターの離着陸等、被害者の一時的生活拠点等、多様な防災活動の拠点になり得る緑地として分析評価されます。

③石山公園・北光公園・日の出公園・オアシスパーク

- ・石山公園、北光公園、日の出公園及びオアシスパークは、都市公園の中でもある程度の広いオープンスペースを有していることから、避難地としての機能を有する緑地として評価します。
- ・また、救助・救援活動の拠点、救護・復旧物資の集配・備蓄、ヘリコプターの離着陸等、被害者の一時的生活拠点等、多様な防災活動の拠点になり得る緑地として分析評価されます。

④避難地・避難路

- ・「砂川市地域防災計画」において位置づけられている避難地・避難路は、災害時における避難体系の根幹となる施設であるとともに、救助・救援活動の拠点や多様な防災活動拠点となる施設として分析評価されます。

⑤街路樹

- ・市街地内の道路に植栽されている街路樹は、枝葉で音を減衰したり浮遊物質を吸着する機能があることから、騒音発生や大気汚染等の人為的災害に対して対応効果が高い緑地として評価されます。
- ・また、災害時における火災の延焼や建物の倒壊等を遮断する空間となり得る緑地であることから、災害に強い都市構造の形成に資することができる緑地として分析評価されます。

表 防災機能解析評価表

防災機能を有する緑地	防災の要素				
	自然災害の危険性	人為災害の危険性	避難体系	災害に強い都市構造の形成	多様な防災活動拠点の確保
石狩川・空知川等の河川	●			●	
都市公園			●	●	●
石山公園等			●		●
避難地・避難路			●		●
街路樹		●		●	

(3)前計画の進捗状況と今後の方向性

本市のこれまでの災害は、地理的条件からも水害が中心となっていることから、今後は「砂川市地域防災計画」との整合を図りながら、自然環境の保全と防災対策の調和、万が一の防災体系としての避難地・避難路のネットワークの確保などが課題となっています。

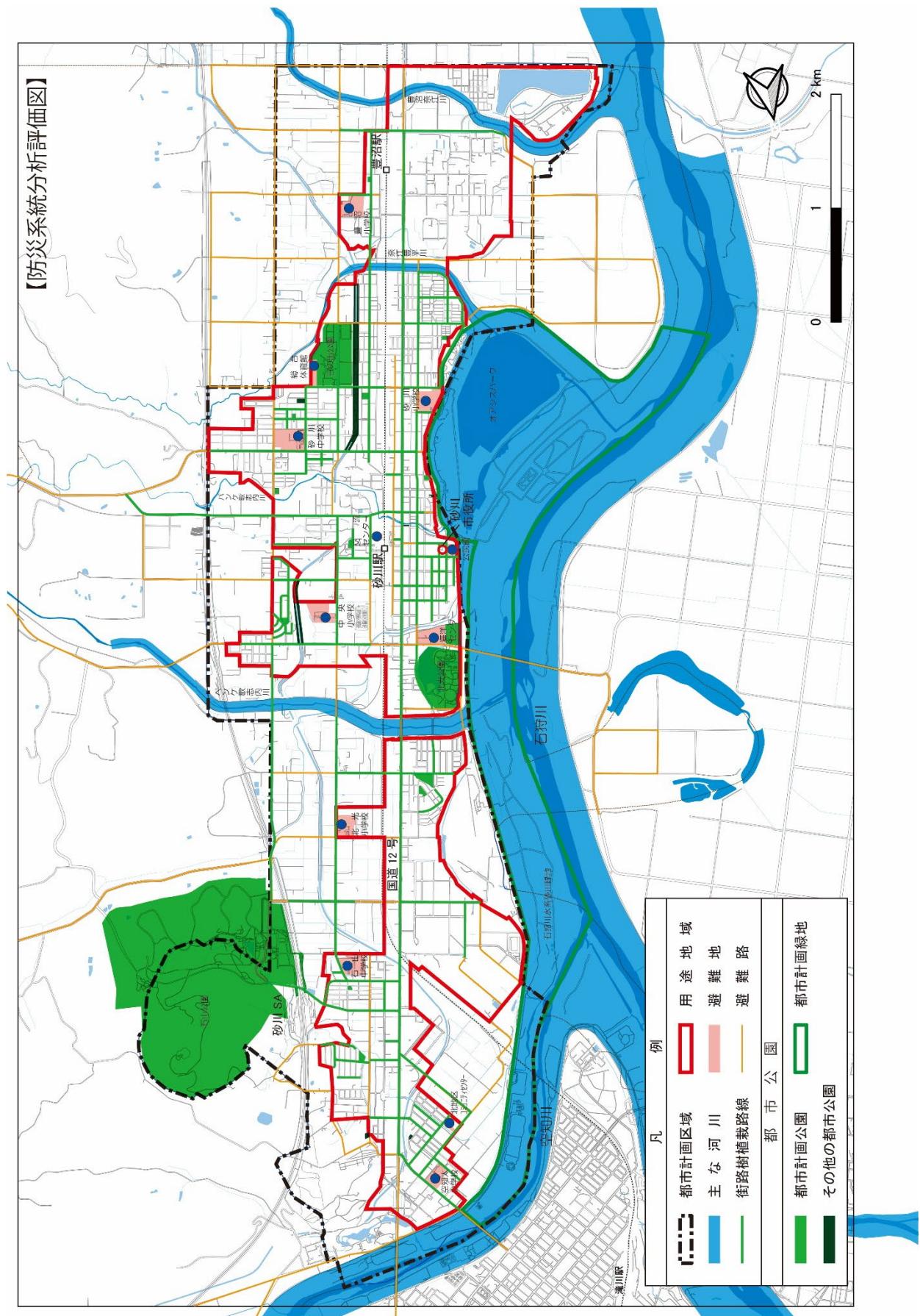
ここでは、前計画からの進捗状況を評価するとともに、緑地の配置方針や施策を検討するために今後の方向性を整理します。

表 防災系統の緑地の配置方針の進捗状況評価

前計画における配置方針	方針の種類	進捗状況	今後の方向性
①防災対策と連携した緑地の保全			
・石狩川、空知川及びパンケ歌志内川等の河川においては防災対策と連携を図りつつ、自然環境の保全を図る	環境保全	良好	環境保全を継続
・市街地周辺に広がる水田は、水害時における一時的な貯留や遊水地となる機能の保全を図る	機能保全	良好	機能保全を継続
②防災機能を有する緑地の創出			
・防災活動の拠点となり得るオープンスペースを有する北光公園、日の出公園、オアシスパーク※等について防災公園機能を創出する	機能創出	検討中	一部変更*
・北海幹線用水路において、緩衝緑地帯と避難路としての機能を有するよう緑地の創出を図る	緑地創出	完了	機能保全を図る
・道央砂川工業団地において、緩衝緑地の創出を図る	緑地創出	工場設置の際に 緑地創出を要請	緑地の創出を継続
・JR 函館本線沿線樹林帯において緩衝緑地としての機能の保全を図る	機能保全	良好	機能保全を継続
・市街地内交通体系における街路樹は適切な維持、管理を図る	機能保全	実施中	機能保全を継続（今後、成長した木を剪定・間引き）
③避難場所の確保と機能の充実			
・地域防災計画で避難場所として位置づけられている公共公益施設にて緩衝緑地となり得る緑地の充実を図る	機能充実	実施中	機能充実を継続
・一時的な避難場所、災害時の遮断空間となるよう公園・緑地の適正な配置を図る	緑地配置	公園の配置にやや 偏りがみられる状況	適正な配置計画の検討を行う（今後、再編を検討）

※若草公園は、前回計画期間中に土砂災害警戒区域に指定されたため除外し、駐車場等の整備を実施したオアシスパークを新たに対象としました。

図 防災系統分析評価図



2 – 3 – 4. 景観構成系統の緑地の配置方針に関する分析評価と今後の方向性の整理

(1)分析評価の視点

景観構成系統の分析評価は、都市や地区を代表する郷土景観、地区や住区の良好な景観、優れた景観の眺望点、ランドマークとなる景観、景観構成のバランス、都市景観の創出等の視点から行います。

なお、具体的な分析評価の視点の概要は、次表の内容で行います。

表 景観構成系統分析評価の視点の概要

分析評価の視点	内 容
都市を代表する郷土景観	本市を代表する郷土景観、それを支えている緑や資質を高める緑地や施設等を分析評価します。
地区や住区の良好な景観	各地区を特徴づけ、身近な郷土景観、それを支えている緑や資質を高める緑地や施設等を分析評価します。
優れた景観の眺望点	市街地を一望できる場所、良好な山並みが見られる場所等の眺望点となり得る緑地や施設等を分析評価します。
ランドマークとなる景観	市街地からの景観のシンボルとなる場所、アイストップ [※] となる場所等、ランドマークとなり得る緑地や施設等を分析評価します。
景観構成のバランス (周辺要素)	特徴的な主たる景観要素だけではなく、その周辺や眺望の中間に位置する副次的な景観要素、景観構成のバランス上保全が必要な緑や緑化等改善が必要な場所等についても分析評価します。
都市景観の創出	本市の都市景観を向上させる緑地や都市公園等、幹線道路等の緑化等、都市景観を構成する緑地や施設等を分析評価します。

※「アイストップ」：空間において、人の注意を引き、目を停める、目を向けるように存在している物体などのこと

(2)分析評価の内容

上記の視点に基づき分析評価した結果は、次に示すとおりです。

①石山公園

- ・石山公園は、良好な樹林地を含む丘陵地に整備されていることから、都市を代表する郷土景観を形成する緑地として分析評価されます。
- ・また、市街地を見下ろす丘陵地であることから、優れた眺望点として評価されます。
- ・市街地からも眺望することができ、ランドマークとなる緑地としても分析評価されます。

②石狩川・空知川等の河川

- ・石狩川及び空知川は、雄大な流れを有する河川空間であることから、都市を代表する郷土景観となる緑地として分析評価されます。
- ・ベンケ歌志内川等の市街地内を流れる河川は、親水性を有する河川空間であることから、地区を代表する地区景観となる緑地として分析評価されます。

③市街地周辺の農地

- ・市街地周辺に広がる農地は、本市を代表する郷土景観となる緑地として分析評価されます。
- ・また、市街地からの近景となる貴重な田園風景を形成しており、自然景観のバランスを構成する緑地として評価されます。

④市街地周辺の森林地帯

・市街地東部の石山丘陵地を始めとする森林地帯は、市街地からの遠景として、自然景観構成のバランスを構成する緑地として分析評価されます。

⑤都市公園及びその他の施設緑地

・市街地内に配置されている都市公園及び公営住宅団地内の公園などは、市街地住民の憩いの場として市街地内において都市景観を創出する緑地として分析評価されます。

⑥北光公園の北光沼、オアシスパーク

・北光公園の北光沼及びオアシスパークは、良好な水辺景観を形成していることから、都市景観を創出する緑地であるとともに、地区を代表する地区景観となる緑地として分析評価されます。

⑦砂川駅前広場

・本市の顔になり得る砂川駅前広場の緑は、駅利用者の憩いの場として機能し、中心市街地において都市景観を創出する緑地として分析評価されます。

⑧鉄道沿線樹林地

・JR 函館本線の沿線に整備される樹林地は、沿線地域の景観を特徴づける都市景観の背景となる緑地として分析評価されます。

⑨街路樹

・市街地内の道路に植栽されている街路樹は、人工的な都市の景観のバランスを構成する緑地として分析評価されます。

・また、都市景観の一部である街路景観を形成する緑地であることから、都市景観を創出する緑地として評価されます。

表 景観形成機能解析評価表

景観形成機能を有する緑地	景観の要素					
	都市を代表する郷土景観	地区や住区の良好な景観	優れた景観の眺望点	ランドマークとなる場所	景観構成のバランス (周辺要素)	都市景観の創出
石山公園等	●		●	●		
石狩川等の河川	●	●				
市街地周辺の農地	●				●	
市街地周辺の森林地帯					●	
都市公園その他の施設						●
北光公園等		●				●
砂川駅前広場						●
鉄道沿線樹林地		●				●
街路樹					●	●

(3)前計画の進捗状況と今後の方向性

市街地内外における景観構成要素は、多様な要素が存在しているものの、単独で存在しているものが多いため、都市景観としてのバランス構成や連続性などの創出が今後の課題となっています。

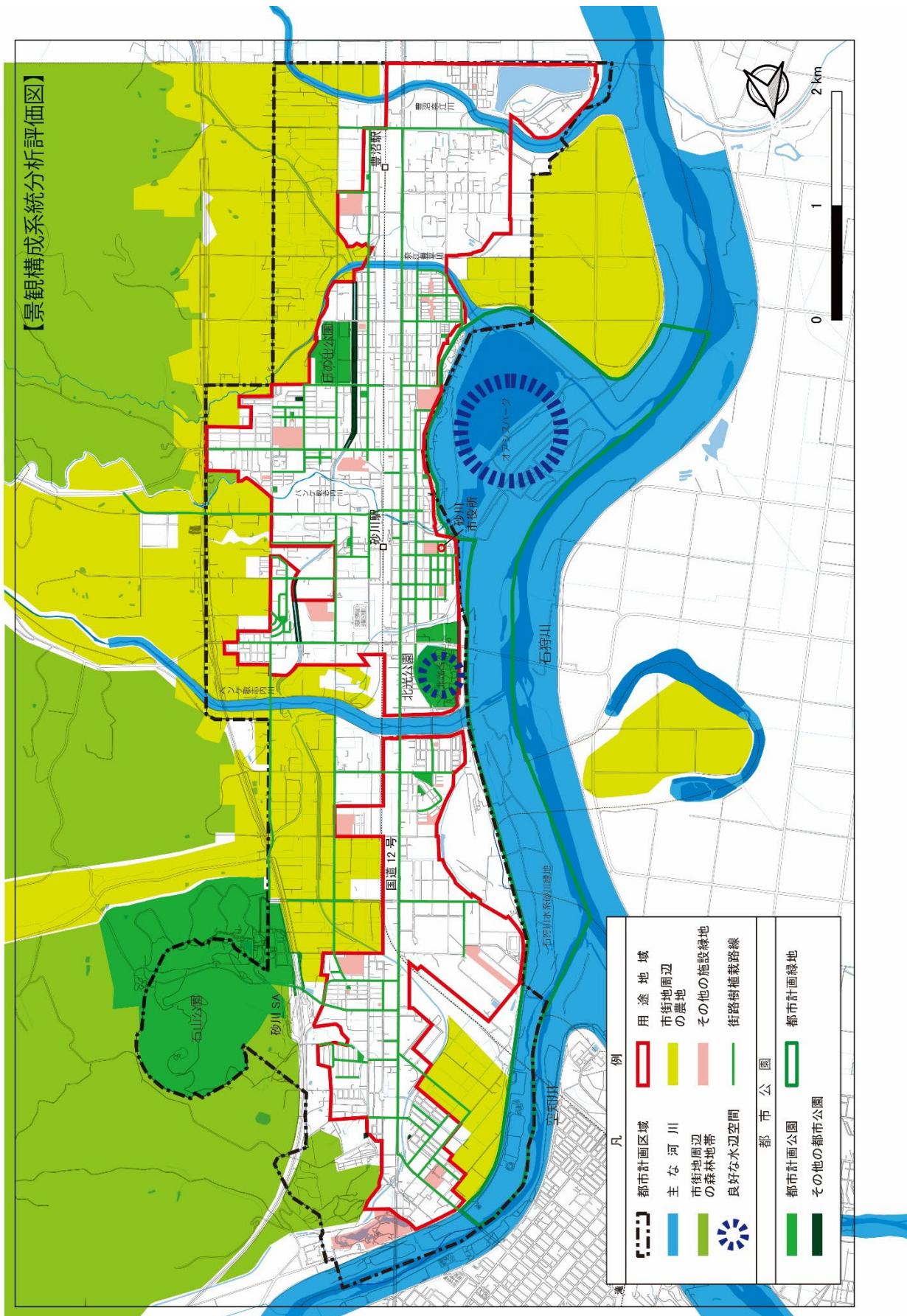
ここでは、前計画からの進捗状況を評価するとともに、緑地の配置方針や施策を検討するために今後の方向性を整理します。

表 景観構成系統の緑地の配置方針の進捗状況評価

前計画における配置方針	方針の種類	進捗状況	今後の方向性
①市街地の背景となる自然景観の保全			
・石山樹林地、空知太樹林地などの樹林地の景観保全を図る	景観保全	良好	景観保全を継続
・市街地周辺に広がる農地景観の保全を図る	景観保全	良好	景観保全を継続
②水辺景観の保全			
・石狩川、空知川、ベンケ歌志内川等の水辺景観の保全を図る	景観保全	良好	景観保全を継続
・北光公園内の北光沼、オアシスパークにおける水辺景観の保全を図る	景観保全	良好	景観保全を継続
・北海幹線用水路※の水環境を活用し、水辺景観地となるような緑地の配置を図る	緑地配置	完了	機能保全を図る
③街並み景観の創出			
・砂川神社周辺の緑地景観の保全を図る	景観保全	良好	景観保全を継続
・街並み景観を形成する公園・緑地及び街路樹などの適正な配置を図る	緑地配置	公園の配置にやや偏りがみられる状況	適正な配置計画の検討を行う（今後、再編を検討）

※「北海幹線用水路」は、用水路区間、こもれびのプラザ、流れのプラザ、水とオブジェのプラザ、みどりのプラザを示す。

図 景観構成系統分析評価図



3. 市民意向の把握

3-1. 市民意識調査

市民意向の把握として、「砂川市第7期総合計画」を策定するにあたって実施された市民意識調査と、「砂川市都市計画マスターplan」策定にあたって実施したアンケート調査について、それぞれ示します。

①砂川市第7期総合計画市民意識調査（緑、景観等に関する市民意識の概要）

砂川市第7期総合計画市民意識調査は、計画を策定するにあたり、市民の皆さんがあちの現状をどのように認識しているのか、また、将来どのようなまちになることや、どのような暮らしを望んでいるかについて、市民の意識や考え方を把握し、新しいまちづくりの計画の基礎資料とするために実施されたものです。

調査は、令和元年6月14日（金）～7月12日（金）に、市民1,500人を年代別人口構成比に応じた割り当て数を無作為抽出して実施しました。（回収数：598通・回収率：39.9%）

アンケート結果のうち、緑に関する問8～問10-3について抜粋し整理します。

a)問8「あなたは、砂川市全体の緑が広がる景観について、どの程度満足していますか。」

・問8の緑、景観に関する満足度において、今回調査（令和元年度）と前回調査（平成28年度調査）における「満足」「やや満足」の合計を比較すると下記のとおりとなりました。

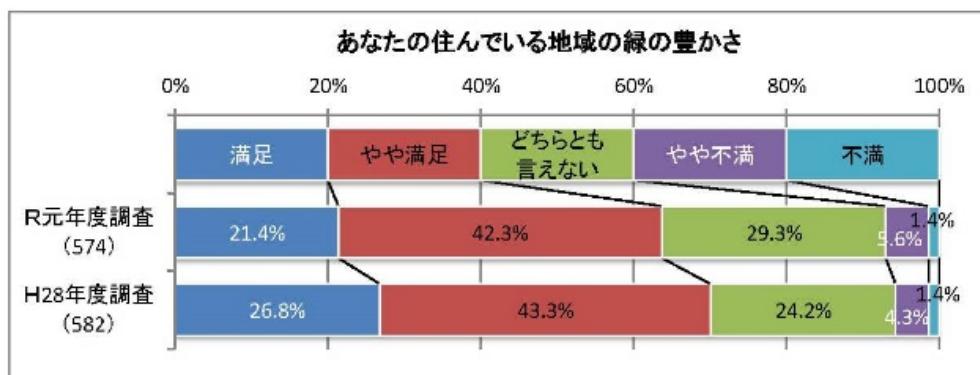
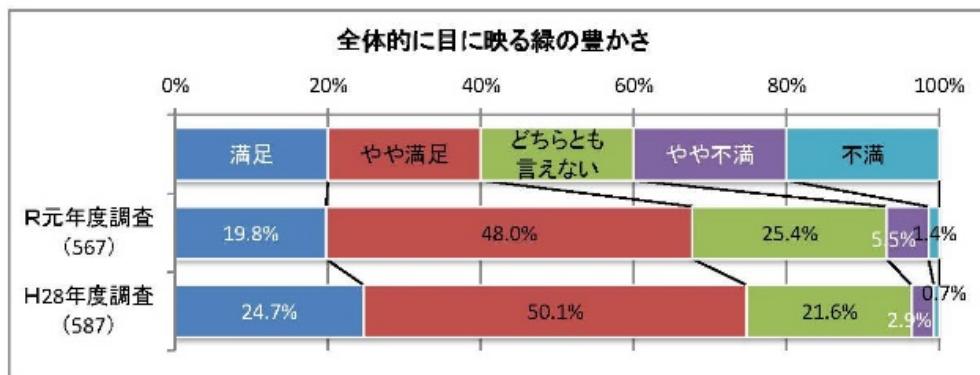
- 『全体的に目に映る緑の豊かさ』：74.8%→67.8%（7.0%減）
- 『あなたの住んでいる地域の緑の豊かさ』：70.1%→63.7%（6.4%減）
- 『河川や山などの自然景色』：68.0%→65.4%（2.6%減）
- 『街路樹などの町なみの美しさ』：46.5%→45.5%（1.0%減）
- 『郊外の水田、畑などの田園風景』：53.8%→53.5%（0.3%減）

・上記の市民意識調査の結果を見ると、緑や景観に関するすべての項目で前回調査に比較して満足度が下がっています。

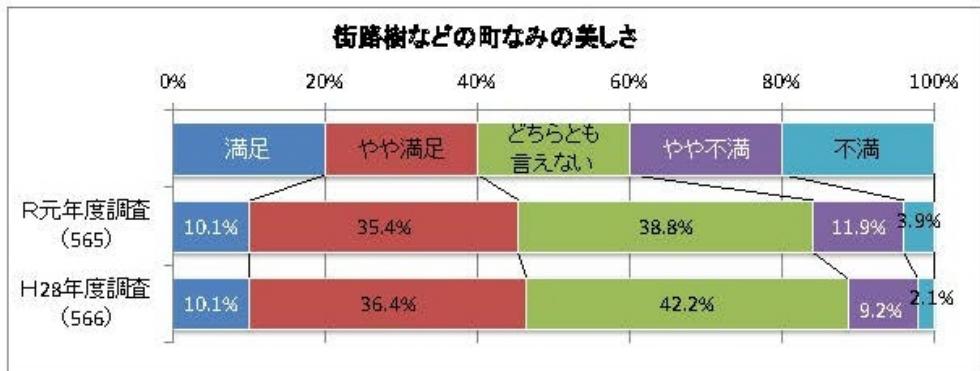
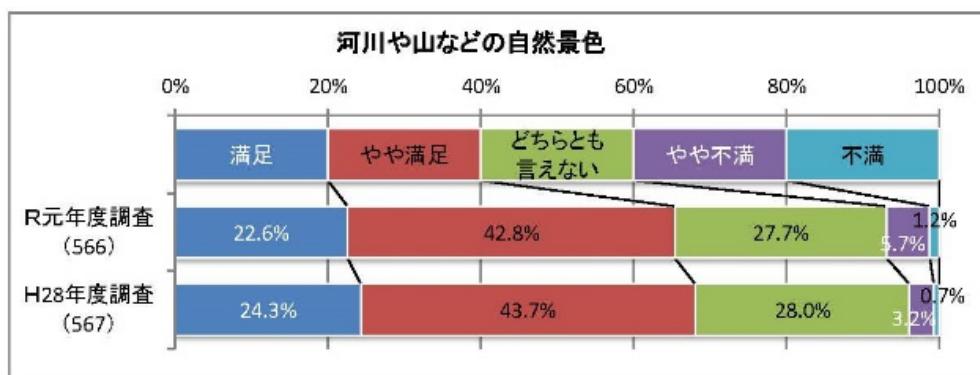
・ただし、『街路樹』や『田園風景』といった具体的な景観に関する「満足」または「やや満足」は5割前後、『緑の豊かさ』といった漠然とした印象に関する「満足」または「やや満足」は、『自然景色』も含めて6.5割前後となっており、「不満」、「やや不満」に比較すると満足度が高い状況でした。

・全体的に、「不満」と「やや不満」の合計は少ないものの、「どちらとも言えない」が25～40%であることから、市民の緑に対する関心が薄れてきている可能性があります。

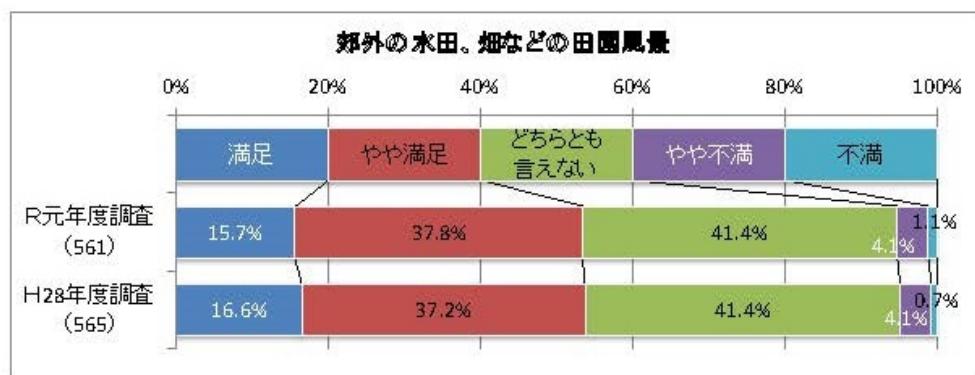
■ 砂川市全体の緑が広がる景観に関する満足度(1)



■ 砂川市全体の緑が広がる景観に関する満足度(2)



■ 砂川市全体の緑が広がる景観に関する満足度(3)



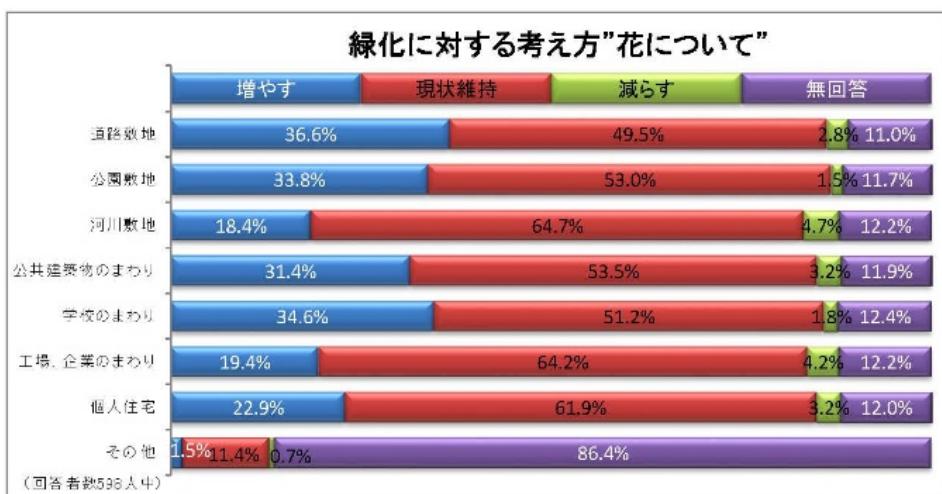
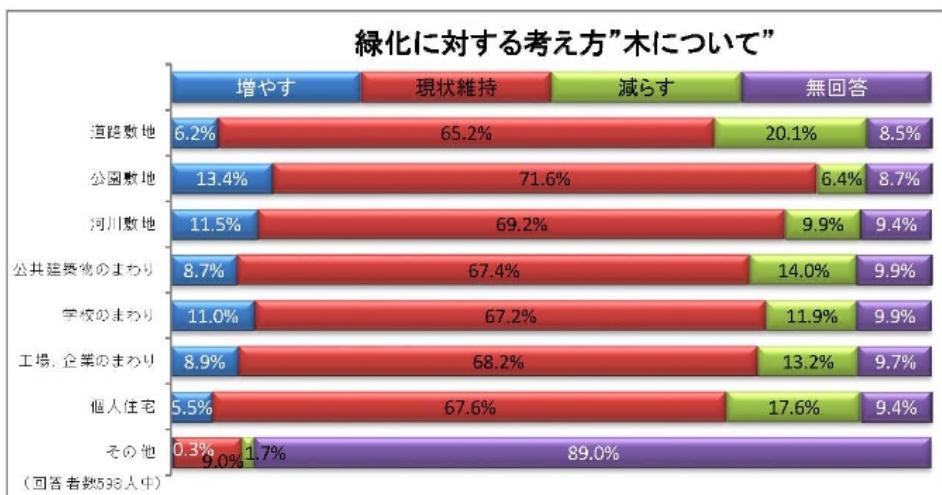
b)問9「あなたの目から見た緑化に対する考え方で当てはまるものを選んでください。」

・問9の緑化に関する考え方においては、すべての場所において『現状維持』が最も多い意見となりました。

道路敷地に関しては2割の方が『減らす』の意見でした。

・また、『増やす』という回答に関しては木よりも花において高い数値となっています。

■緑化に対する考え方

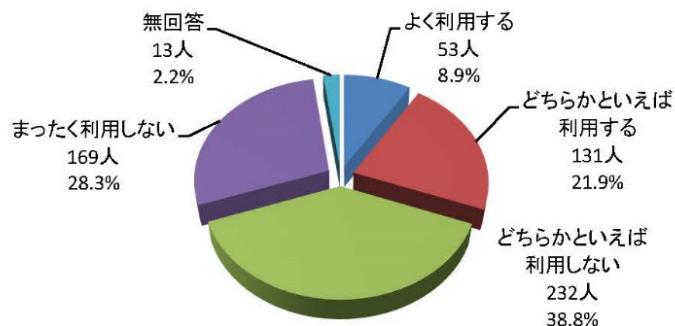


c)問 10-1「あなたは、公園をどれくらい利用していますか。」

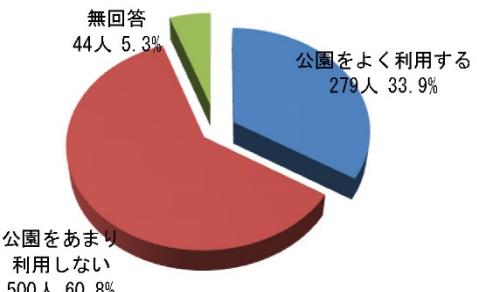
・問 10-1 の『公園の利活用』に関する調査においては、「公園をよく利用する」「どちらかといえば利用する」の合計が 30.8%と、3 人に 1 人未満しか利用していない結果となっています。

・砂川市第 6 期総合計画市民意識調査の結果（平成 21 年度：33.9%）と比較しても、公園を利用している人が減る傾向にあると考えられます。

■公園の利活用について



【令和元年度調査】

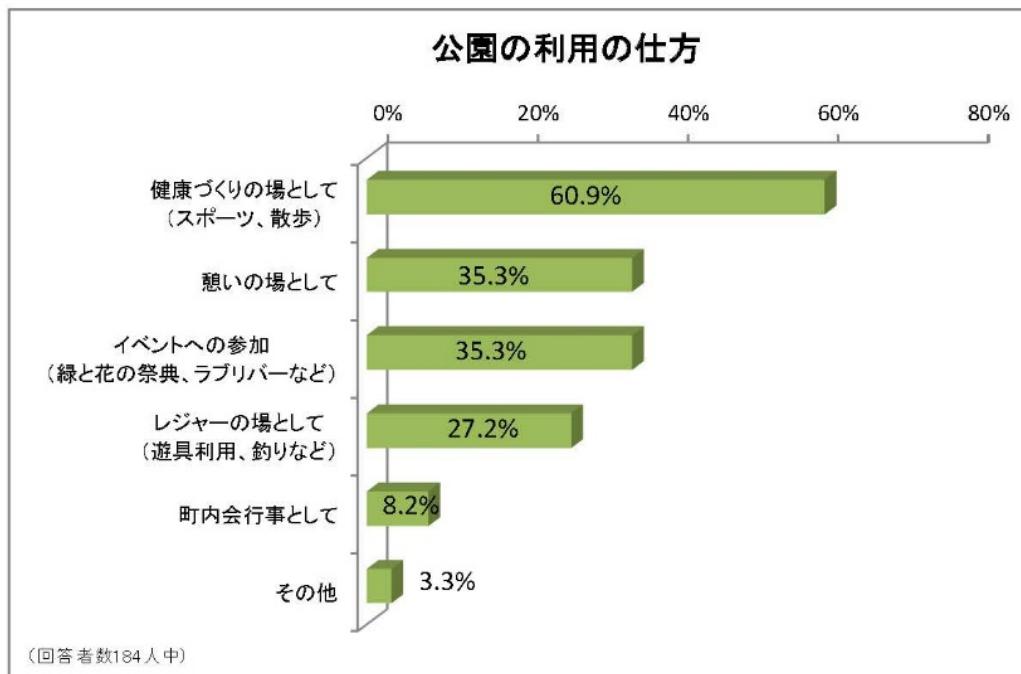


【平成 21 年度調査】

d) 問 10-2「公園をよく利用する方に、利用内容についてお伺いします。」

・問 10-2 の『公園の利用の仕方』に関する調査においては、「健康づくりの場として（スポーツ、散歩）」の利用が 60.9%と最も高く、次いで「憩いの場として」（35.3%）、「イベントへの参加（緑と花の祭典、ラブリバーなど）」（35.3%）となっています。

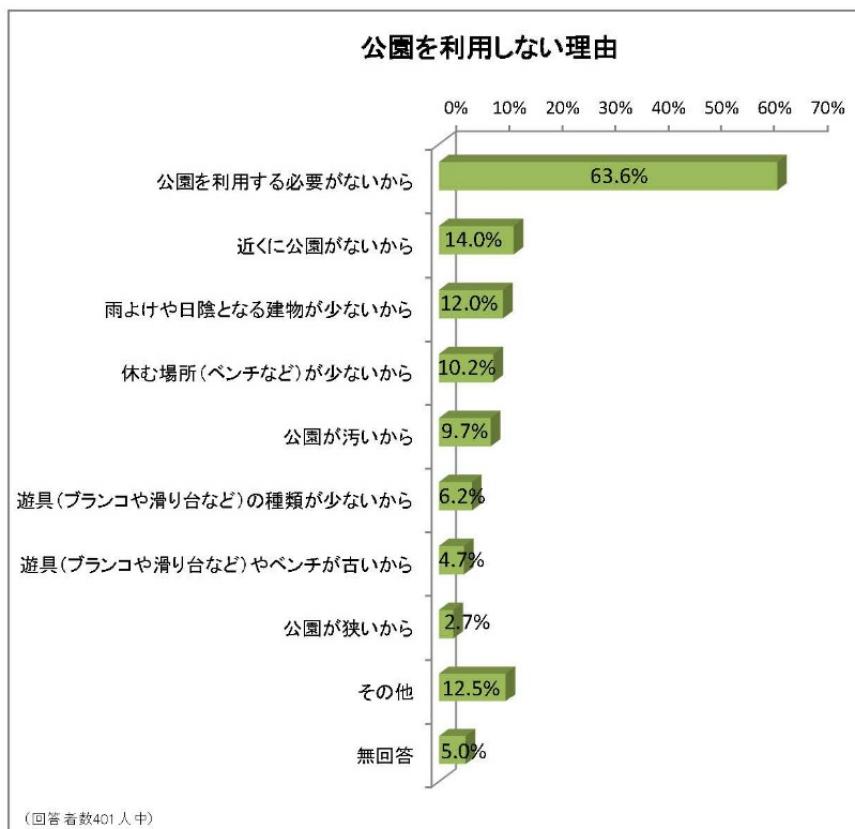
■公園の利用の仕方



e) 問 10-3「公園をあまり利用しない方に、利用されない理由についてお伺いします。」

・問 10-3 の『公園を利用しない理由』に関する調査においては、「公園を利用する必要がないから」が 63.6%と最も高い状況でした。このとき、『その他』の記述内容を見ると、「年齢とともに足遠くなつた」「大人が利用する理由がない」「子供がいない/大きくなつたため」という、少子高齢化を反映したニーズの変化に対応できていない状況が窺えます。また、「草がのびていることが多いので行きたくない」「整備、修復されていない場所が多い」「トイレがきれいではない」といった維持管理不足と考えられる要因も記載されていました。

■公園を利用しない理由



【砂川市第7期総合計画市民意識調査のうち、緑、景観に関する回答結果のまとめ】

・緑の豊かさについては満足度が高い結果となりました。

・一方、『街路樹』や『田園風景』といった具体的な景観に関しては、「満足」「やや満足」の合計が 5 割程度でした。

・緑化に関する考え方においては、すべての場所において『現状維持』が最も多い意見となりました。

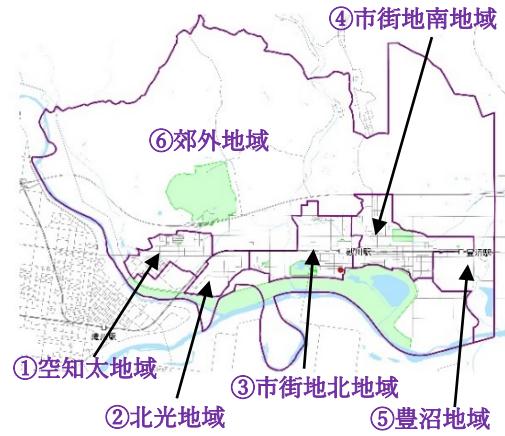
・公園については、3人に1人未満しか利用されていない結果となりました。

②砂川市都市計画マスターplan及び砂川市緑の基本計画市民アンケート調査

「砂川市都市計画マスターplan」及び「砂川市緑の基本計画」の策定にあたり、まちづくりに対する市民意向などを把握し、今後のまちづくりに生かしていくため、市民アンケート調査を実施しました。砂川市第7期総合計画策定時に同様のアンケートを行っているため、重複する設問は避けることとしました。

■調査の実施状況

- ・実施地域：砂川市全域
- ・対象：砂川市在住の18歳以上の男女
- ・配布数：1,500名
- ・抽出方法：住民基本台帳から地域別・年代別に等間隔で無作為抽出
- ・発送：令和2年7月14日郵便にて発送
- ・回収：令和2年7月14日から8月7日まで
砂川市宛の郵送にて回収
- ・回収票：549票（回収率：36.6%）
- ・回答した方の属性：



(問1) 年齢	①10代	②20代	③30代	④40代	⑤50代	⑥60代	⑦70歳以上	未回答・不明	合計		
	13	60	96	101	92	63	121	3	549		
	2.4%	10.9%	17.5%	18.4%	16.8%	11.5%	22.0%	0.5%	100%		
(問2) 性別	① 男性			② 女性			未回答・不明			合計	
	214			317			18			549	
	39.0%			57.7%			3.3%			100%	
(問3) 居住地	① 空知太地域	② 北光地域	③ 市街地北地域	④ 市街地南地域	⑤ 豊沼地域	⑥ 郊外地域	未回答・不明	合計	合計		
	74	3	150	213	6	91	12	549	549		
	13.5%	0.5%	27.3%	38.8%	1.1%	16.6%	2.2%	100%	100%		
(問4) 職業	① 会社員	② 公務員・団体職員	③ 自営業(商店・企業経営)	④ 農林業	⑤ 専業主婦(主夫)	⑥ パート・アルバイト	⑦ 学生	⑧ 無職	⑨ その他	未回答・不明	合計
	131	67	32	8	74	73	22	114	23	5	549
	23.9%	12.2%	5.8%	1.5%	13.5%	13.3%	4.0%	20.8%	4.2%	0.9%	100%
(問5) 居住年数	① 5年未満	② 5~9年	③ 10~19年	④ 20~29年	⑤ 30年以上	未回答・不明	合計	合計	合計		
	53	39	89	87	275	6	549	549	549		
	9.7%	7.1%	16.2%	15.8%	50.1%	1.1%	100%	100%	100%		
(問6) 車の保有状況	① 世帯で車を持ち、自分も運転している	② 世帯に車はあるが、自分は運転していない	③ 世帯で車を保有していない	未回答・不明	合計	合計	合計	合計	合計		
	418	76	51	4	549	549	549	549	549		
	76.1%	13.8%	9.3%	0.7%	100%	100%	100%	100%	100%		

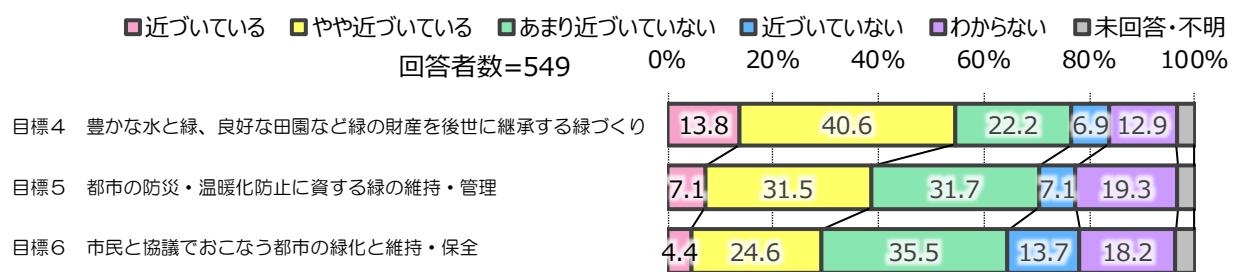
※集計結果を回答数の構成比で示していますが、構成比は小数第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%にはなりません。

以下、アンケート結果のうち、緑に関する問8、問14~16について抜粋して整理します。

a)問8「<砂川市緑の基本計画について> 現行の計画での目標（4～6）について、最近10年間のまちづくりの様子から、あなたは目標に近づいていると思いますか」

- ・砂川市緑の基本計画の目標について、「目標4 豊かな水と緑、良好な田園など緑の財産を後世に継承する緑づくり」では「近づいている」「やや近づいている」をあわせると 54.4%と高くなっていますが、「目標6 市民と協議でおこなう都市の緑化と維持・保全」では「あまり近づいていない」「近づいていない」をあわせると 49.2%となっています。
- ・自然環境や公園・緑地については充実してきていると感じているが、協働での緑づくりについては実感できていないと考えられます。

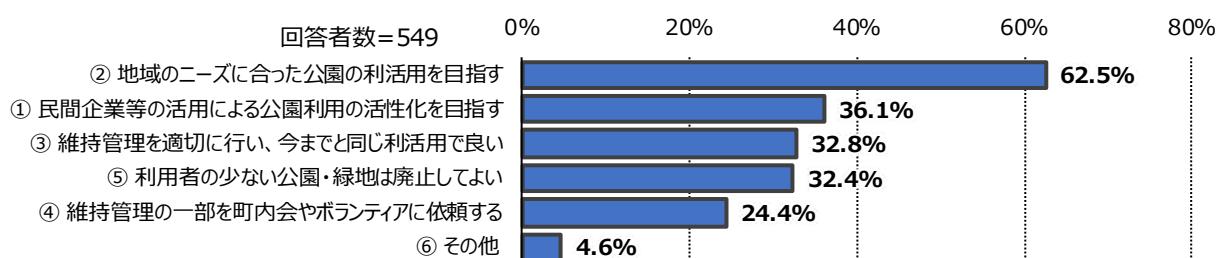
■砂川市緑の基本計画について【全体】



b)問 14「人口減少や少子高齢化などを踏まえて、公園の目指すべき方向性についてどのようにお考えですか。」

- ・公園の目指すべき方向性は、「②地域のニーズに合った公園の利活用を目指す」を回答者の 62.5% が選択しており最も多く、次いで「①民間企業等の活用による公園利用の活性化を目指す」36.1%、「③維持管理を適切に行い、今までと同じ利活用で良い」32.8%、「⑤利用者の少ない公園・緑地は廃止してよい」32.4%となっています。
- ・公園利用者の年齢やライフスタイルなどニーズに合った公園整備が望まれていると考えられます。

■公園の目指すべき方向性【全体】

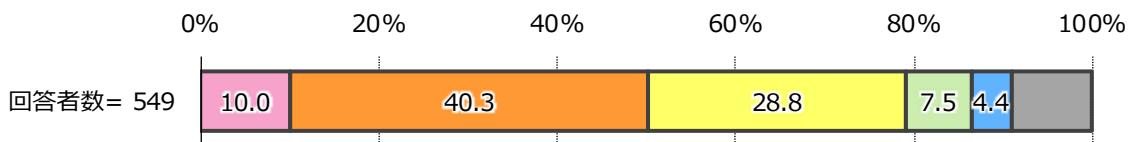


c)問 15「人口減少や少子高齢化などを踏まえて、公園の遊具について、今後どのような方針で進めていくべきだとお考えですか。」

- ・公園の遊具については、「②利用の少ない遊具の撤廃・入替により総数を減らすべきである」が 40.3%と最も多くなっており、次いで、「③今ある遊具を適切に維持管理するべきである」が 28.8%、「①維持管理費の削減のため、遊具は減らすべきである」が 10.0%となっています。
- ・遊具については量よりも質が求められている傾向が見受けられます。

■公園遊具の今後の方針【全体】

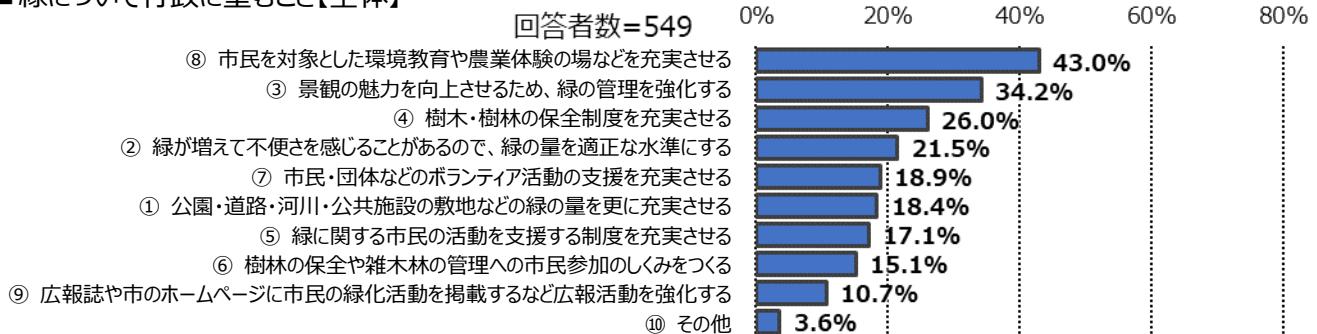
- ① 維持管理費の削減のため、遊具は減らすべきである
 ■③ 今ある遊具を適切に維持管理するべきである
 ■⑤ その他
- ② 利用の少ない遊具の撤廃・入替により総数を減らすべきである
 ■④ 公園の利用促進のため、遊具は増やすべきである
 ■未回答・不明



d)問 16「今後、砂川市の緑について行政に望むことを教えて下さい。」

- ・緑について行政に望むことについて、「⑧市民を対象とした環境教育や農業体験の場などを充実させる」を回答者の 43.0%が選択しており最も多く、次いで「③景観の魅力を向上させるため、緑の管理を強化する」が 34.2%、「④樹木・樹林の保全制度を充実させる」が 26.0%となっています。
- ・現在は緑の量よりも質が求められており、更に緑と触れ合う機会が求められていると考えられます。

■緑について行政に望むこと【全体】



【都市計画マスターplan及び緑の基本計画市民アンケート調査のうち、緑、景観に関する回答結果のまとめ】

- ・自然環境や公園・緑地については充実してきていると感じられていますが、協働での緑づくりについては実感できていないと考えられます。
- ・人口減少や少子高齢化に伴い、公園利用者の年齢やライフスタイルなどニーズに合った公園整備が望まれています。また、遊具については増やす必要性が低く、利用の少ない遊具については撤去して総数を減らすべきと考えられています。
- ・緑化推進に関する行政については、環境教育や農業体験の場など緑とのふれあいの場の充実や、景観の魅力を向上させるための管理の強化が求められています。

3 – 2. 緑に関する市民意識のまとめ

市民意向調査から緑に関する問題点等をとりまとめると下記のように整理されます。

- ・緑化に関する考え方として、「現状維持」が最も多いため、緑のストックを増やす必要性は小さいと考えられます。「増やす」ことに関しては木よりも花において望まれています。
- ・公園については、人口減少や少子高齢化に伴い利用者が減少しており、公園利用者の年齢やライフスタイルなどニーズに合った公園整備が望まれています。（健康づくりや憩いの場など）
- ・また、公園の遊具については、利用の少ない遊具については撤廃・入替するなど適切な維持管理が望まれています。
- ・緑化推進に関する行政においては、環境教育や農業体験の場など緑とのふれあいの場の充実や、市民との協働による緑づくりを推進することが望ましいと考えられます。
- ・近年、緑や景観に対する市民の関心が薄れてきている可能性があるので、これらの重要性について啓発を図ることが望ましいと考えられます。
- ・街路樹による街並みの美しさに関する満足度は比較的高いが、道路敷地における緑化は現状維持が多く求められているため、今後は適正に維持管理していくことが望ましいと考えられます。

4. 上位・関連計画の概要

4-1. 上位計画の概要

(1) 砂川市第7期総合計画

① 計画の期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間としています。

② 施策の体系

【まちづくりの基本理念】

砂川市第7期総合計画では、これまで築いてきた「まちづくりの主役は市民」の考え方を継承するとともに、先人たちが築きあげてきた豊かな自然環境、地域を支える産業、歴史や文化などの地域資源を活かした魅力ある「まち」を礎とし、市民の主体的な関わりを通して、明るい未来を実現できるまちづくりを進めます。

また、多様化する社会の中でも、市民一人ひとりの思いを大切に、市民をまちづくりの中心としてともに行動していくことで、市民が暮らしやすいまちづくりを目指します。

【めざす都市像】

『自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち』

【まちづくりの共通した考え方】

- ・『みんなでつくるまちづくり』
- ・『みんなが愛するまちづくり』
- ・『持続可能なまちづくり』

【まちづくりの重点課題の推進】

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 安心と健康な暮らしの推進 | ④ まちなかの賑わいの推進 |
| ② 子育て支援と教育の推進 | ⑤ 活力と魅力ある産業の推進 |
| ③ 環境保全の推進 | ⑥ みんなでつくる社会の推進 |

【基本目標】

- 基本目標① 医療・保健・福祉 「健やかに安心して暮らせるやさしいまち」
- 基本目標② 生活環境・防災 「安全でやすらぎのあるまち」
- 基本目標③ 教育・文化・スポーツ 「豊かな心と学ぶ力を育むまち」
- 基本目標④ 産業振興 「活力にあふれ賑わいのあるまち」
- 基本目標⑤ 都市基盤 「自然と調和した快適で住みよいまち」
- 基本目標⑥ 市民参画・コミュニティ・行政運営 「明日へつなぐ協働と支え合いのまち」

②砂川市第7期総合計画における土地利用

「砂川市第7期総合計画」における本市土地利用の基本的な方向性は、次の通りです。

a) 基本的な考え方

土地は、市民のための大切な資源であり、市民生活や社会の様々な活動を支える共通の基盤であることを踏まえ、公共の福祉を優先し、自然環境の保全を図り、地域の自然的、社会的、経済的、文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と活力ある産業の振興などが図られるよう、総合的かつ計画的な土地利用に努めます。

また、人口減少や少子高齢化などの社会・経済情勢の変化を踏まえ、市民生活や産業・経済活動などに必要と見込まれる土地需要に対し、適切な対応に努めます。

さらに、近年は大規模災害が頻発しており、土地の安全性に対する要請が高まっていることから、市民の安全で安心な生活環境を守る土地利用を進めていきます。

b) 地域類型別の基本的な方向性

【都市地域】

人口減少や少子高齢化といった社会情勢の変化に対応するとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制し、中心市街地における公共施設や商業施設などの都市機能の集積、未利用地などの有効活用を図り、まとまりのある市街地が形成されるよう、総合的な土地利用に努めます。

【農業地域】

農業の振興を図るため、生産基盤の計画的な整備を進めるとともに、優良農地の保全と確保、耕作放棄地の発生の抑制、再生、解消などに努めます。

また、他用途への転用を必要最小限にとどめ、宅地や道路などの都市的土地区画整理事業にあたっては、農業生産の推進や地域振興との調和を図り、適正な土地利用に努めます。

【森林地域】

森林は、水源のかん養や自然災害の防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止などの公益的機能を通じて、市民生活に大きく寄与しています。そのため、必要な森林の確保と無秩序な開発の防止に努めるとともに、森林の有する多面的機能が發揮されるよう、整備と保全を図りながら適正な管理に努めます。

c) 利用区分別の基本的な方向性

【農用地】

農業生産の重要な基盤であるとともに、良好な自然環境を保全する役割などの多面的な機能を有していることから、恵まれた自然との関係に配慮し、合理的かつ効率的な集約化を図ります。

また、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、無秩序な開発を抑制し、農用地としてのまとまりを確保するとともに、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用により、優良な農用地の確保と生産性の向上を図ります。

【森林】

国土の保全、水源のかん養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止などの多面的な機能を持ち、良好な生活環境を保つための貴重な財産であることから、林業や木材産業などの発展を促すとともに、必要な森林の整備や無秩序な開発の未然防止に努め、豊かな自然環境の保全を図ります。

また、市街地及びその周辺の森林は、身近な自然景観であり、市民の良好な生活環境を守るために必要なことから保全を図ります。

【原野】

地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

【水面・河川・水路】

水害・土砂災害の防止を図り安全性を確保するため、河川改修などの治水対策を推進するとともに、生態系や水循環系を破壊することのない整備により、生物の生息環境及び潤いのある親水空間として水辺環境の維持・向上に努めます。

また、農業用用排水路の整備、適切な維持管理など、既存用地の持続的な利用を図ります。

【道路】

地域経済の発展や市民生活の利便性向上の基盤となることから、地域と地域を結び、土地の有効利用を高める幹線道路などの整備のために必要な用地の確保を図ります。また、安全性、快適性、防災機能などの向上に配慮し、国道・道道・市道などを含めた交通ネットワークの形成を図ります。

さらに、道路の整備にあたっては、騒音などの交通公害の防止に配慮して生活環境の保全を図るほか、沿道の土地利用と整合した景観や高齢者などに配慮した安全で快適な歩行空間の確保に努めるとともに、冬期間の効果的な除排雪対策による交通の確保など安全で適正な維持に努めます。

【住宅地】

将来人口及び世帯数に対応する住宅地の安定した供給を図るため、高齢化の進行や子育て支援の拡充も勘案しつつ、北国の特性に配慮し、無秩序な拡大を防止しながら、まちづくりの方向性に応じた適正な住宅地の確保を図ります。

【工業用地】

地域経済の活性化と雇用の場の確保を図るため、地元企業の育成・強化を進めながら企業の立地動向に的確に対応し、企業誘致の推進に必要な用地の確保及び生産基盤の形成に努めます。

また、用地の確保にあたっては、周辺の生活環境や自然環境に配慮し、他の土地利用との調整を図ります。

【その他の宅地】

事務所、商業地など、その他の宅地については、良好な環境に配慮し、中心市街地における土地利

用の高度化や商業の活性化を促進するとともに、魅力ある商店街を形成するために必要な用地の確保を図ります。

【その他】

文教施設、環境衛生施設、厚生福祉施設、公園緑地、交通施設などの公用・公共用施設の用地については、生活水準向上のため重要な機能を果たすものであることから、多様化する市民ニーズや環境の保全に配慮した適正な配置に努め、必要な用地の確保を図ります。

また、施設整備にあたっては、災害に対する安全性の確保はもとより、災害時における施設の活用に配慮します。

③砂川市第7期総合計画における施策

「砂川市第7期総合計画」では、めざす都市像である「自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち」の実現を目指して6つのまちづくりの基本目標を設定し、市民、地域、行政の相互理解と協調のもとに、施策の展開を図っています。そのうち、直接公園緑地に関わる目標及び施策は以下のとおりです。

【基本目標5：（都市基盤）自然と調和した快適で住みよいまち】

住みよい環境で快適に暮らすことができるよう、多様化する生活スタイルに対応した良質な住環境の形成に向けた取り組みを進めるとともに、生活に欠かすことのできない水道水の安定供給や下水道施設の整備などに努めます。

また、都市機能の基盤となる道路・橋梁の整備や公共交通機関の維持確保に取り組むとともに、憩いの場である公園の整備や適切な緑の保全を図り、豊かな自然と調和した美しい街並みが広がるまちを目指します。

【基本目標5の内、施策5-5（快適空間）美しい街並みの広がるまちづくり】

豊かな緑と市民が暮らす環境との調和を図るため、市内全体の適切な緑化及び公園施設の長寿命化と適正管理を推進し、美しい街並みの広がるまちを目指します。

＜基本事業＞

- ①公園施設の整備及び長寿命化と適正管理の推進（指標名：公園を利用する市民の割合）
- ②豊かな緑と美しい街並みの保全（指標名：緑化推進団体数）

④砂川市第7期総合計画における施策に関する考え方の公園緑地の貢献について

公園緑地は、緑による環境形成や景観形成、防災・減災、レクリエーション、子育て支援、コミュニティ形成等といった多面的な効果が期待されることから、十分に利活用することでまちづくりに貢献できると考えられます。

この考え方から、砂川市第7期総合計画のまちづくりの基本目標における施策に関する、公園緑地が貢献できる内容を挙げると次の通りとなります。

②基本目標2（生活環境・防災）『安全でやすらぎのあるまち』		
	◆施策3（環境保全）地球環境に配慮したまちづくり	
	①地球温暖化防止の推進	
	【公園緑地が貢献できる内容】 →緑地保全による二酸化炭素吸収源の確保等	
	◆施策6（地域防災・減災）防災・減災に対応したまちづくり	
	②地域防災力の向上	
	【公園緑地が貢献できる内容】 →1次避難場所としての位置づけ、地域防災訓練の場としての活用等	

③基本目標3（教育・文化・スポーツ）『豊かな心と学ぶ力をはぐくむまち』

	◆施策5（スポーツ）スポーツ・レクリエーションに親しみ、健康的で生きがいのある暮らしを推進するまちづくり	
	②スポーツ環境・施設の整備の推進	
	【公園緑地が貢献できる内容】 →運動公園の整備、身近な運動広場としての充実等	

④基本目標4（産業振興）『活力にあふれ賑わいのあるまち』

	◆施策4（観光）観光の振興で魅力あふれるまちづくり	
	①魅力ある観光の推進	
	【公園緑地が貢献できる内容】 →花や水が特徴的な景観の演出等	
	◆施策5（市街地賑わい）まちなかに賑わいをもたらすまちづくり	
	①まちなかの賑わい創出	
	【公園緑地が貢献できる内容】 →市街地におけるイベント広場としての公園活用等	

⑤基本目標5（都市基盤）『自然と調和した快適で住みよいまち』		
	◆施策3（住環境）安心して暮らせる住生活を実現できるまちづくり	
	②まちなか居住の促進 ③公営住宅の良質な住環境の整備	
	【公園緑地が貢献できる内容】 →人々が住みたくなる緑豊かで美しい街並みの形成、安全・安心な暮らしに資するオープンスペースの確保等	
	◆施策5（快適空間）美しい街並みの広がるまちづくり	
	①公園施設の整備及び長寿命化と適正管理の推進 ②豊かな緑と美しい街並みの保全	
	【公園緑地が貢献できる内容】 →街路樹等の適切な管理の実施等	

⑥基本目標6（市民参画・コミュニティ・行政運営）『明日へつなぐ協働と支えあいのまち』		
	◆施策2（地域コミュニティ）人のきずなが広がるまちづくり	
	①地域コミュニティの推進	
	【公園緑地が貢献できる内容】 →多世代の交流や地域の集まりを促進するイベント等を実施できる広場の整備等	

（2）砂川市都市計画マスタープラン

砂川市都市計画マスタープランの基本方向は、次のとおりです。

①計画の期間

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）までの10年間としています。

②基本理念

『安全・安心なコンパクトで活力のある、市民が主役の持続可能な自然と調和した住みよいまち』

③基本目標

基本目標1：コンパクトな市街地を活かした都市づくり

基本目標2：自然環境と調和した持続的な都市づくり

基本目標3：安全・安心で快適に暮らせる都市づくり

④将来都市構造（関連部分の抜粋）

【自然環境保全ゾーン（農業地域、森林地域）】

市街地ゾーンの東側に取り巻くように位置する農業地域は、優良農地の保全を図り、遊休農地や休耕田などは適切な管理や指導をおこなう地域とします。また、東部の緩やかな丘陵地帯に広がる森林地域は、水源のかん養、災害防止、木材の生産、また地球温暖化対策となる二酸化炭素吸収源でもあり、緑の保全と創出をめざした自然環境保全ゾーンに位置づけ、その環境整備に努めます。

【親水空間ゾーン（石狩川・空知川、オアシスパーク）】

市街地西部に位置する石狩川の河川敷地を中心とした一帯は石狩川水系砂川緑地として豊かな水環

境を利用した広域レクリエーションの場となっています。石狩川水系砂川緑地内のオアシスパークでは、よりアウトドアスポーツ等のアクティビティが楽しめる空間整備に向けた取り組みが進められています。

⑤都市施設の整備方針（関連部分の抜粋）

【公園・緑地に関する基本方針】

緑地は、南北に細長い市街地を挟み込むように東部に展開する石山一帯の樹林地及び西側外縁部を南北に流れる石狩川や空知川、市街地の中央を流れるベンケ歌志内川及びパンケ歌志内川の河川空間、北海幹線用水路を骨格とし形成されています。

この緑地の形態に応じて、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及び各系統における機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努めます。

市民一人あたりの公園・緑地量は約 226.79 m²（令和 2 年末の都市計画区域内）となっており、他市町と比べ量が多いものの今後の人口減少を見据え人口動態や誘致距離等を勘案して街区公園の配置（集約・再編）を検討します。また、都市公園は、長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進めます。

【都市緑化・都市景観形成の方針】

・都市緑化の推進方針

昭和 49 年の緑化都市宣言以来、豊かな自然に囲まれた環境を保全し、公園の中に都市がある「緑あふれる公園都市」の実現のため、市街地の積極的な緑化を推進して参りました。

引き続き、都市にうるおいとやすらぎをあたえる空間としての緑地や緑化施設の機能維持のため、樹木の成長に対応した管理を実施します。また、「砂川市花いっぱい運動」などの市民活動を推進します。

・都市景観の形成方針

都市の景観は、その都市の文化、歴史、環境などを表すものとして都市づくりでの重要度が増してきており、「砂川らしいまちづくり」を進めるため、「北海道景観計画」の方針に即しつつ、市街地の背景となる自然環境の保全、水辺景観の保全、街並み景観の創出を進めます。

（3）砂川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（関係部分の抜粋）

都市計画法第 6 条の 2 に基づく「砂川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、本市の都市計画区域の将来の姿を展望し、都市計画区域を一体の都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的とした土地利用や都市施設の基本となる方針です。

①土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

【都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針】

・郷土景観を構成する砂川神社周辺の樹林地や、JR 函館本線沿線に植生する樹林地は都市における良好な自然環境を有していることからその保全に努める。

【優良な農地との健全な調和に関する方針】

・本区域のうち、集団的農用地や、国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るために、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

【災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針】

・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進

や保全に努め、災害の防止を図る。

- ・市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、火災時における延焼防止等、災害の予防対策に努める。

【自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針】

- ・市街地を取り巻く森林、河川などの市街地周辺の自然環境については、都市と自然との共生・調和ができるように保全を図るとともに、市民の憩いとうるおいの場、さらには交流の場となるような活用を図る。

②自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

【基本方針】

本区域における緑地は、南北に細長い市街地を挟み込むように東部に展開する良好な石山一帯の樹林地及び西側外縁部を南北に流れる石狩川や空知川、市街地の中央を流れるペンケ歌志内川及びパンケ歌志内川の河川空間を骨格とし形成されている。

この緑地の形態に応じて、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及び各系統における機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努める。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

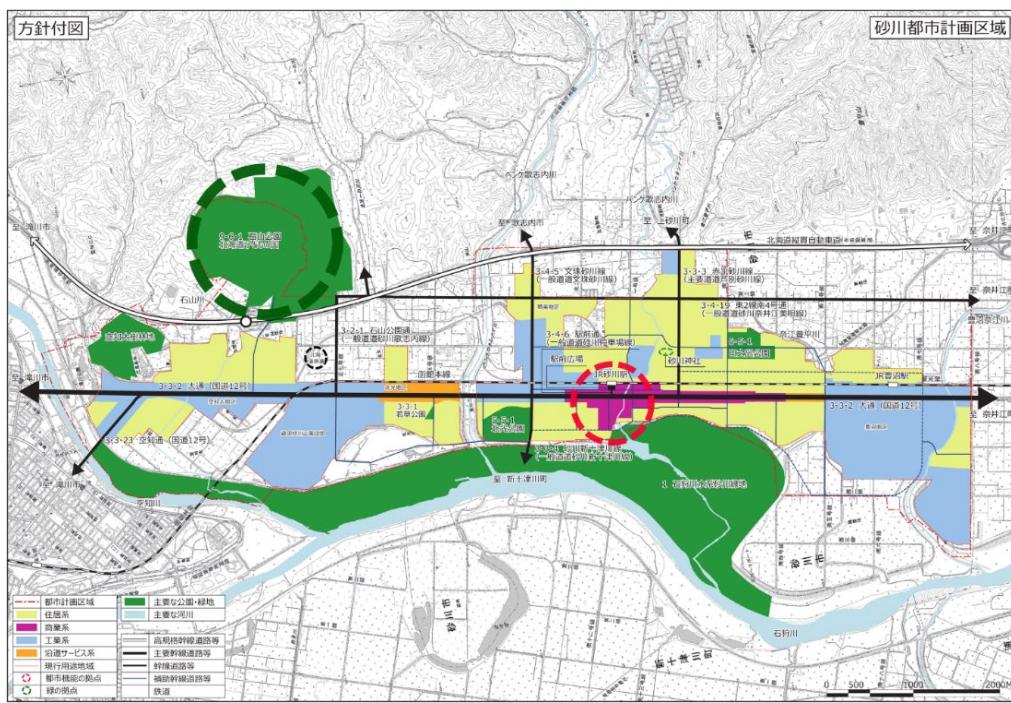
【コンパクトなまちづくりに係る配置方針】

- ・コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

【実現のための具体的な都市計画制度の方針】

- ・都市緑地法の規定に基づき策定した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として、都市計画決定を行う。

図 砂川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針付図



4 – 2. 関連計画の概要

(1)砂川市地域防災計画

本計画の対象区域内には、「砂川市地域防災計画」において水防区域、地すべり危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険渓流などの災害危険区域を設定しています。

公園・緑地は、避難場所、火災時における延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、応急救助活動、物資等の基地として活用することができる重要な施設であることから、本市では従来から公園、緑地等の整備を進め、今後においても緑の基本計画などに基づき、計画的に防災機能に配慮した公園、緑地等の配置に努めるとしています。

表 指定緊急避難場所及び指定避難所（洪水・土砂災害の場合）

指定緊急避難場所	指定避難所
北地区コミュニティセンター駐車場	北地区コミュニティセンター
石山中学校グラウンド	石山中学校
北光小学校グラウンド	北光小学校
地域交流センターゆう駐車場	地域交流センターゆう
砂川中学校グラウンド	砂川中学校
総合体育館前公園	総合体育館
砂川小学校グラウンド	砂川小学校
豊沼小学校グラウンド	豊沼小学校

表 指定緊急避難場所及び指定避難所（地震等の場合）

指定緊急避難場所	指定避難所
空知太小学校グラウンド	空知太小学校
石山中学校グラウンド	石山中学校
北光小学校グラウンド	北光小学校
中央小学校グラウンド	中央小学校
海洋センター横公園及び駐車場	海洋センター
公民館駐車場	公民館
地域交流センターゆう駐車場	地域交流センターゆう
砂川中学校グラウンド	砂川中学校
総合体育館前公園	総合体育館
砂川小学校グラウンド	砂川小学校
豊沼小学校グラウンド	豊沼小学校

(2)北海道みどりの基本方針

平成 31 年 3 月に策定された北海道の計画で、道内都市圏における緑地の将来像やその実現に向けた方針を示し、加えて緑化を図る上で重要な主体である「都市計画マスタープラン」や「緑の基本計画」を策定する際の指針となるものとして整理されています。

前回の計画では都市計画区域に対する緑地面積割合の目標を「約 32%」としており、この目標は平成 26 年度時点で「約 31%」と概ね達成していることから、「北海道みどりの基本方針」では前計画のような量を確保する数値目標を定めず、北海道の都市の「みどり」のあり方を示す「方針」を定めることとしています。

表 北海道みどりの基本計画 前計画の目標と達成状況（「北海道みどりの基本方針」より）

	目標（平成 30 年）		(平成 26 年度)		整備目標 達成状況
	面積	都市計画区域 に占める割合	面積	都市計画区域 に占める割合	
施設緑地	A 約 49,000ha	約 8%	B 約 29,000ha	約 5%	B/A 約 59%
地域制緑地	C 約 76,000ha	約 27%	D 約 83,000ha	約 28%	D/C 約 104%
合 計	約 225,000ha	約 35%	約 212,000ha	約 33%	
施設緑地・地域 制緑地間の重複	△約 18,000ha	—	△約 10,000ha	—	
緑地の確保量	約 207,000ha	①約 32%	約 202,000ha	②約 31%	
都市計画区域	644,018ha		644,016ha※		

※都市計画区域面積は平成 27 年度末

下記に本計画の関連計画となる「北海道みどりの基本方針」の要点を示します。

【「北海道緑みどりの基本方針」の要点】

1)北海道における「みどり」の課題

- ・「みどり」の整備拡大だけでなく、今後は限られた予算の中で良好な「みどり」を将来的に維持していくための計画的な「みどり」のストックマネジメントが必要
- ・限られた人員の中で「みどり」の特性を活かしたきめ細やかな管理運営を行うための仕組みや体制をいかに整えるか
- ・「みどり」が持つポテンシャルを最大限発揮するためのマネジメント手法の確立

2)これからの都市の「みどり」のあり方

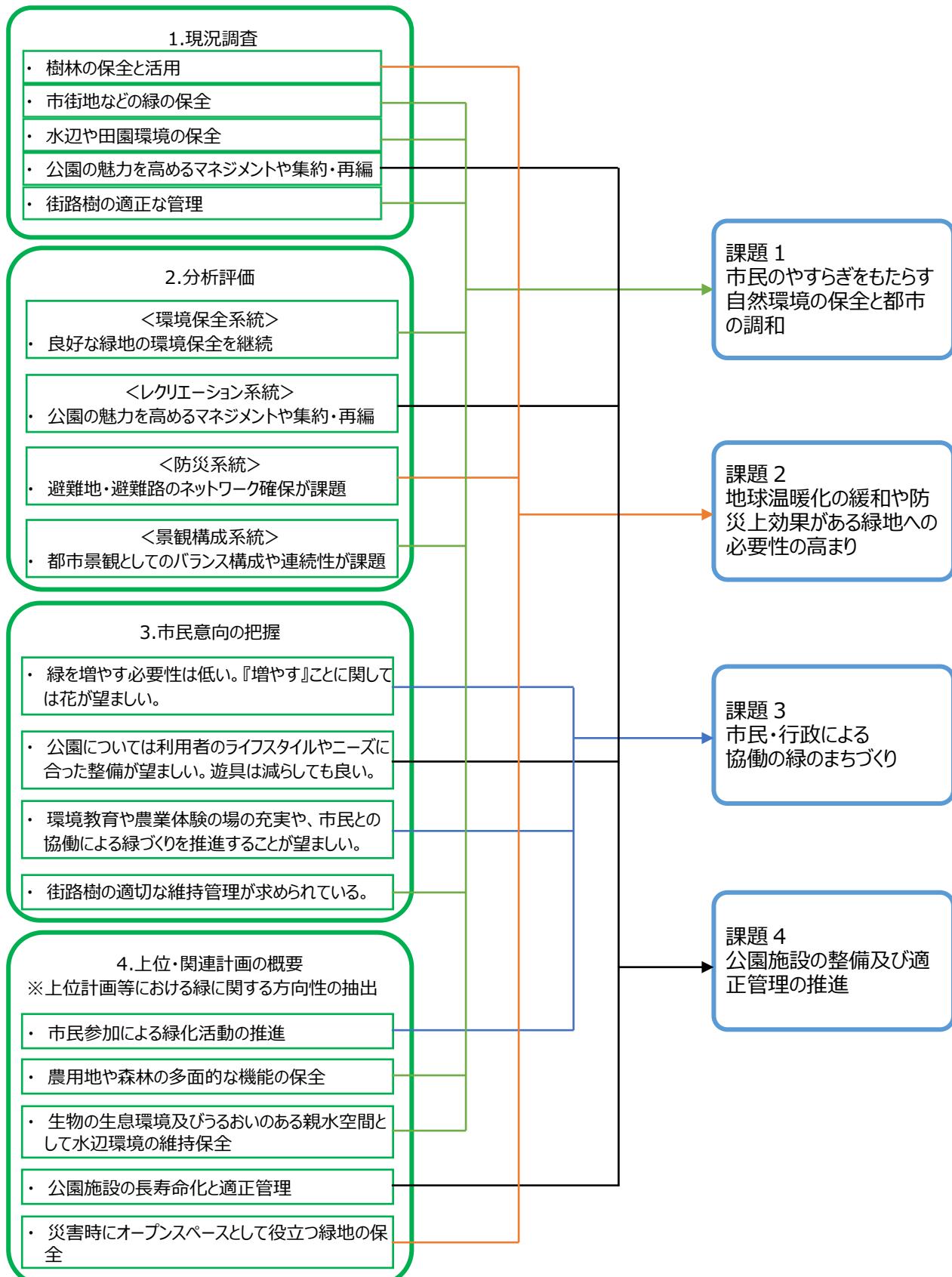
- ・「みどり」のストック効果を高めるマネジメントの実践
- ・官民連携による「みどり」マネジメントの実践
- ・柔軟に使いこなす都市公園等のマネジメントの実践

3)推進すべき施策

- ・緑の基本計画の充実化・高度化
 - (1)「みどり」のストック効果を最大限発揮するための視点
 - (2)都市公園等をより柔軟に使いこなす方針・方策
- ・公園施設長寿命化計画への積極的な取組
- ・各種制度等の戦略的な活用
 - (1)都市の質を高める都市計画制度等の活用（特別緑地保全地区等、景観地区、…）
 - (2)官民連携による「みどり」のマネジメントの加速
 - (3)横断的連携による制度の活用（都市計画法、都市緑地法、河川法、…）

5. 総合的な課題の整理

「基礎資料の整理」の結果から、緑に対する課題を整理すると次のとおりとなります。



※矢印は、主に関連する項目を表しています。

第3章 緑の基本計画

1. 緑地の保全及び緑化の目標

1-1. 基本理念

本計画は、上位計画として位置づけられる「砂川市都市計画マスターplan」の基本方針を受けた都市計画の緑に関する部門の実現に向けた施策の展開を図るものであり、「砂川市第7期総合計画」のめざす都市像である『自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち』の実現に向けた方策の一翼を担うべきものとして設定します。

◆砂川市第7期総合計画

【まちづくりの基本理念】

これまで築いてきた「まちづくりの主役は市民」の考えを継承するとともに、先人たちが築きあげてきた豊かな自然環境、地域を支える産業、歴史や文化などの地域資源を活かした魅力ある「まち」を礎とし、市民の主体的な関わりを通して、明るい未来を実現できるまちづくりを進めます。

また、多様化する社会の中でも、市民一人ひとりの思いを大切に、市民をまちづくりの中心として共に行動していくことで、市民が暮らしやすいまちづくりを目指します。

【めざす都市像】 『自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち』



◆砂川市都市計画マスターplan

【基本理念】『安全・安心なコンパクトで活力のある、

市民が主役の持続可能な自然と調和した住みよいまち』

- 少子高齢化が進む中においても、市街地の低未利用地、空き家、空き店舗を有効活用し、歩いて暮らせる生活圏の形成としてのまちなか居住の推進を図ることにより、「コンパクトな市街地の形成」をめざします。
- 川と緑など豊かな自然環境を有する良好な居住環境を保全し、「都市と自然が調和した個性ある地域づくり」や、環境を重視した効率的で持続可能な都市の形成をめざします。
- ユニバーサルデザインの推進、美しい街並みづくりや公共施設等の維持・管理などについて、市民と行政が一体となって議論、連携する「市民参加型のまちづくり」をめざします。
- 地域を支える農業・商工業などの産業の振興を図るとともに、道路をはじめとする都市基盤の維持管理や公共交通機関の維持を行うことで、活力にあふれ賑わいのある都市をめざします。
- 大規模災害が頻発しており、土地の安全性に対する要請が高まっていることから、市民の安全で安心な生活環境を守る土地利用をめざします。
- 少子高齢化が進むことで、将来の生活環境が大きく変化していくと予想されますが、市民と行政が互いに情報を共有し、信頼関係を築きながら地域コミュニティを育み、だれもが安心に住み続けることができるよう、「やさしいまち」をめざします。



◆緑の基本計画

既存の水と緑や田園風景、公園・緑地の価値を再認識し、それらの機能や魅力を最大限に発揮して安全・安心・快適な緑であふれる地域社会を創造するために、官民連携を推進した緑づくりをめざします。

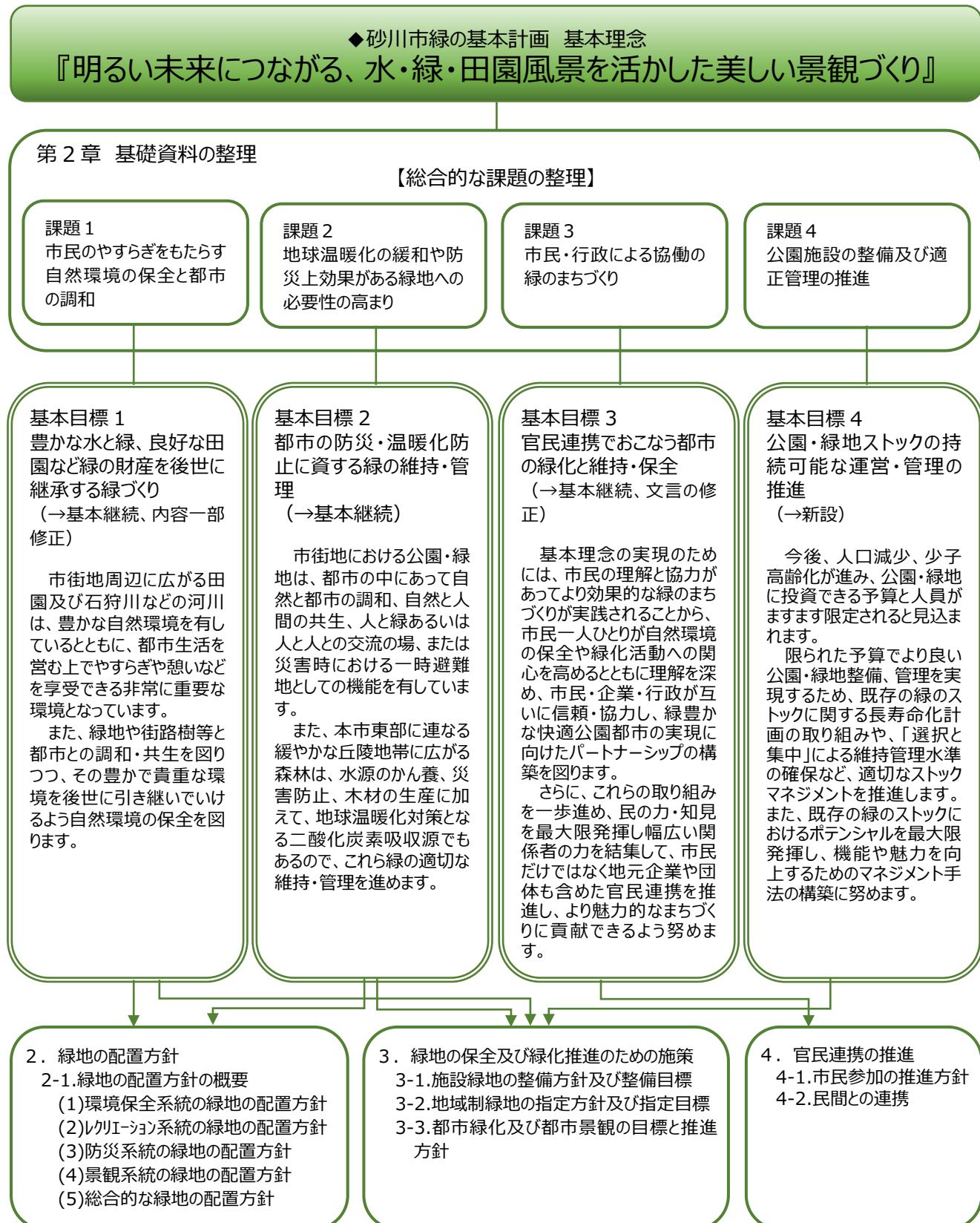
前回の基本理念：『共にはぐくみ、水・緑・田園風景を活かした景観づくり』



【基本理念】『明るい未来につながる、水・緑・田園風景を活かした美しい景観づくり』

1 - 2. 基本目標

基本理念及び分析評価からの課題をもとに、緑の将来像の実現に向けた基本的な考え方を示す基本目標を次のとおりとします。



前頁図のように、「砂川市第7期総合計画」における「めざす都市像」や、「砂川市都市計画マスタープラン」における基本理念と整合を図った本計画の基本理念は、『2. 緑地の配置方針』『3. 緑地の保全及び緑化推進のための施策』『4. 官民連携の推進』へと方針展開されます。

これまでの緑の基本計画は、市内の緑地の保全及び緑化の目標、都市公園の整備の方針等を定めることで、都市における緑とオープンスペースの総合的な計画として機能してきました。

しかし、今後は、量的な側面だけでなく、良好な景観の形成や、地域の歴史・文化を守ることによる地域アイデンティティの醸成、生物多様性の確保といった質的な側面の強化や、人口減少が見込まれる中での緑地の保全、都市公園の整備や維持管理の目標の考え方、都市の再構築の中での緑とオープンスペースの再構築の考え方など、社会状況の変化等に応じた方向性を示すことが必要になります。

1 – 3. 計画のフレーム

(1) 都市計画のフレーム

本計画の基礎となる本市の都市計画のフレームは、「砂川市都市計画マスタープラン」より、以下のとおり設定します。

① 計画対象地域

計画対象市町村	都市計画区域名
砂川市	砂川都市計画区域（2,346ha）

② 都市計画区域の人口の見通し

年 次	平成 27 年 2015 年	令和 12 年 2030 年
人 口	17,168 人	14,650 人
世 帯	7,858 世帯	–

③ 市街地の規模（用途地域内）

年 次	平成 27 年 2015 年	令和 12 年 2030 年
市街地人口	16,477 人	14,350 人
市街地規模	1,159.4ha	1,159.4ha

(2)計画の目標水準

緑地総量の達成状況（40 ページ）に示したとおり、前計画においては、「都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準」のうち「都市公園等の整備面積」、「緑の基本計画で確保する緑地の総量」は目標を達成しました。

また「緑地の確保」や、「都市公園等の施設として整備すべき緑地」のうち「都市公園の整備面積」については未達成でしたが、「緑地の確保」は「将来市街地に対する割合」が達成度 97.80%、「都市計画区域に対する割合」が達成度 97.75%、「都市公園の整備面積」は達成度 96.42%であり、概ね達成しています。

上記のように、前計画で目標を概ね達成していることから、本計画においては様々な工夫をしながら、緑の質の向上に努めます。

①緑地の確保目標水準

項目	令和 2 年度 2020 年度	令和 12 年度 2030 年度
将来市街地に対する割合	10.22% (97.80%)	—
都市計画区域に対する割合	44.77% (97.75%)	—

②都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

項目	令和 2 年度 2020 年度	令和 12 年度 2030 年度
都市公園	212.0 m ² /人 (96.42%)	—
都市公園等	267.1 m ² /人 (111.27%)	—

③緑の基本計画で確保する緑地の総量

項目	令和 2 年度 2020 年度	令和 12 年度 2030 年度
施設緑地	約 462ha (111.06%)	—
地域制緑地	約 829ha (100.00%)	—
緑地面積合計 (重複面積除く)	約 1,050ha (104.48%)	—

※①～③の表内（ ）の数値は、前計画目標に対する達成度

2. 緑地の配置方針

2-1. 緑地の配置方針の概要

緑地の保全及び緑化の目標を実現するために必要な緑地については、緑地を系統的に配置していくことが緑地の有する諸機能を効果的に発揮させることにつながることから、都市の構造及び土地利用の動向などを勘案しつつ、分析評価の結果をもとに環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の4系統別に緑地の配置方針を設定した上で、総合的な緑地の配置方針を設定するものとします。

また、都市計画マスタープランにおける「ゾーン」との関連は以下に位置づけられます。

①自然環境保全ゾーン（農業地域、森林地域）

市街地ゾーンの東側に取り巻くように位置する農業地域は、優良農地の保全を図り、遊休農地や休耕田などは適切な管理や指導をおこなう地域とします。また、東部の緩やかな丘陵地帯に広がる森林地域は、水源のかん養、災害防止、木材の生産、また地球温暖化対策となる二酸化炭素吸収源でもあり、緑の保全と創出をめざした自然環境保全ゾーンに位置づけ、その環境整備に努めます。

②親水空間ゾーン（石狩川・空知川、オアシスパーク）

市街地西部に位置する石狩川の河川敷地を中心とした一帯は石狩川水系砂川緑地として豊かな水環境を利用した広域レクリエーションの場となっています。オアシスパークでは、よりアウトドアスポーツ等のアクティビティが楽しめる空間整備に向けた取り組みが進められています。

(1)環境保全系統の緑地の配置方針

環境保全系統における緑地の配置方針は、良好な自然環境の保全を図るとともに、市街地内の憩いと交流の場となるような緑地の配置を図ります。

○良好な自然環境の保全

- ・石山樹林地、空知太樹林地などの樹林地は、良好な自然環境を有しているとともに、市民が自然に親しむことができる貴重な自然環境であることから、その環境の保全を図ります。
- ・石狩川、空知川、ベンケ歌志内川等の河川は、良好な水辺地であることから、水と緑のネットワークの基軸となる緑地として保全を図ります。また近年、河川沿いをヒグマやエゾシカが移動して市街地に出現する事例が報告されるため、野生生物と人間の共生の観点から、管理者である国や北海道と管理のあり方について調整を図ります。
- ・北光公園の北光沼やオアシスパークは、市民の貴重な親水空間となっている水辺地であることから、その環境の保全を図ります。
- ・JR 函館本線の沿線に植生する樹林地は、市街地内において貴重な樹林地となっていることから、その環境の保全について管理者と調整を図ります。
- ・市街地周辺に広がる農地は、本市の環境保全に資する生産性の高い緑地であることから、その環境の保全を図ります。

○自然環境を活用した公園・緑地の保全

- ・石山公園は、豊かな自然環境を活用した公園であることから、その環境の保全を図ります。
- ・北光公園や石狩川水系砂川緑地及びオアシスパークは、河川や沼の水辺地を活用した良好な親水空間であることから、その環境の保全を図ります。

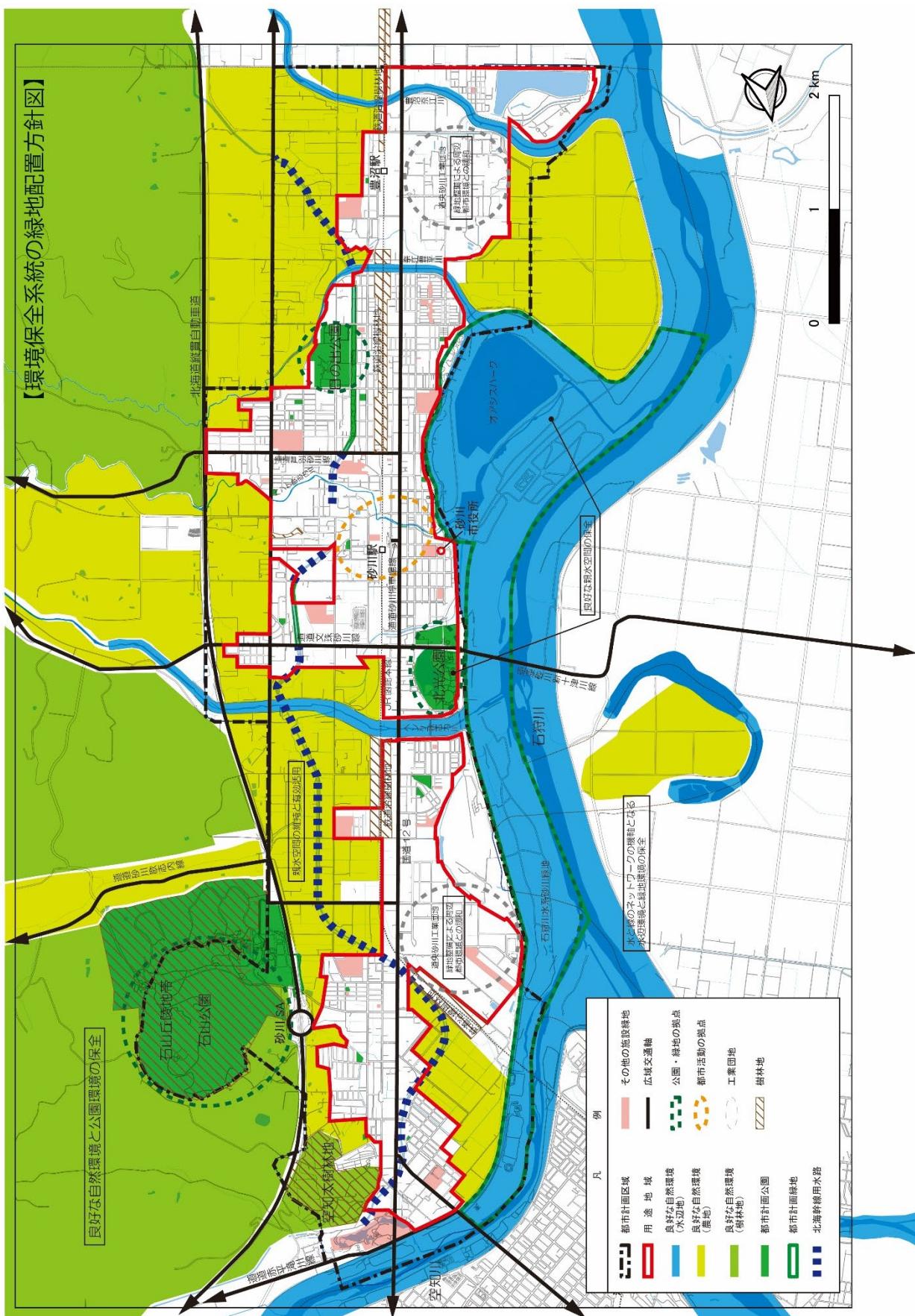
○身近な公園・緑地の充実

- ・市街地住民の憩いとやすらぎの場となるとともに、交流の場となるよう市街地内の緑地バランスに配慮した公園・緑地の適正な配置を図ります。
- ・北海幹線用水路を活用した、市街地内の水と緑のネットワークの基軸となる緑地の機能保全について管理者と調整を図ります。

○工業団地における緑の創出

- ・道央砂川工業団地は、市街地の北部に位置する大規模工業団地であることから、工業施設周辺に緑地を創出し、周辺都市環境との調和及び工業団地内の環境の向上を図ります。

図 環境保全系統の緑地配置方針図



(2)レクリエーション系統の緑地の配置方針

レクリエーション系統における緑地の配置方針は、豊かな自然環境を活用したレクリエーション及び市街地住民の身近なレクリエーションなどの多様なニーズに対応するとともに、市街地内の緑地バランスに配慮した公園・緑地の適正な配置を図ります。

○広域レクリエーション拠点の充実

- ・石山公園は、広域公園としての位置づけのもと本市を中心とした中空知圏域における広域レクリエーションの拠点となっていることから、その機能の充実を図ります。
- ・石狩川水系砂川緑地及びオアシスパークは、石山公園と同様に本市を中心とした中空知圏域における広域レクリエーションの拠点であるとともに、広大な石狩川の河川空間を活用した多種多様なレクリエーションニーズに対応できる緑地であることから、その機能の充実を図ります。

○都市のレクリエーション拠点の充実

- ・北光公園は、総合公園の位置づけのもと市街地住民に憩いやうるおいをもたらすとともに、貴重な水辺空間も有していることから、その機能の充実を図ります。
- ・日の出公園は、運動公園の位置づけのもと多種多様なスポーツレクリエーションニーズに対応できる拠点となっていることから、その機能の充実を図ります。

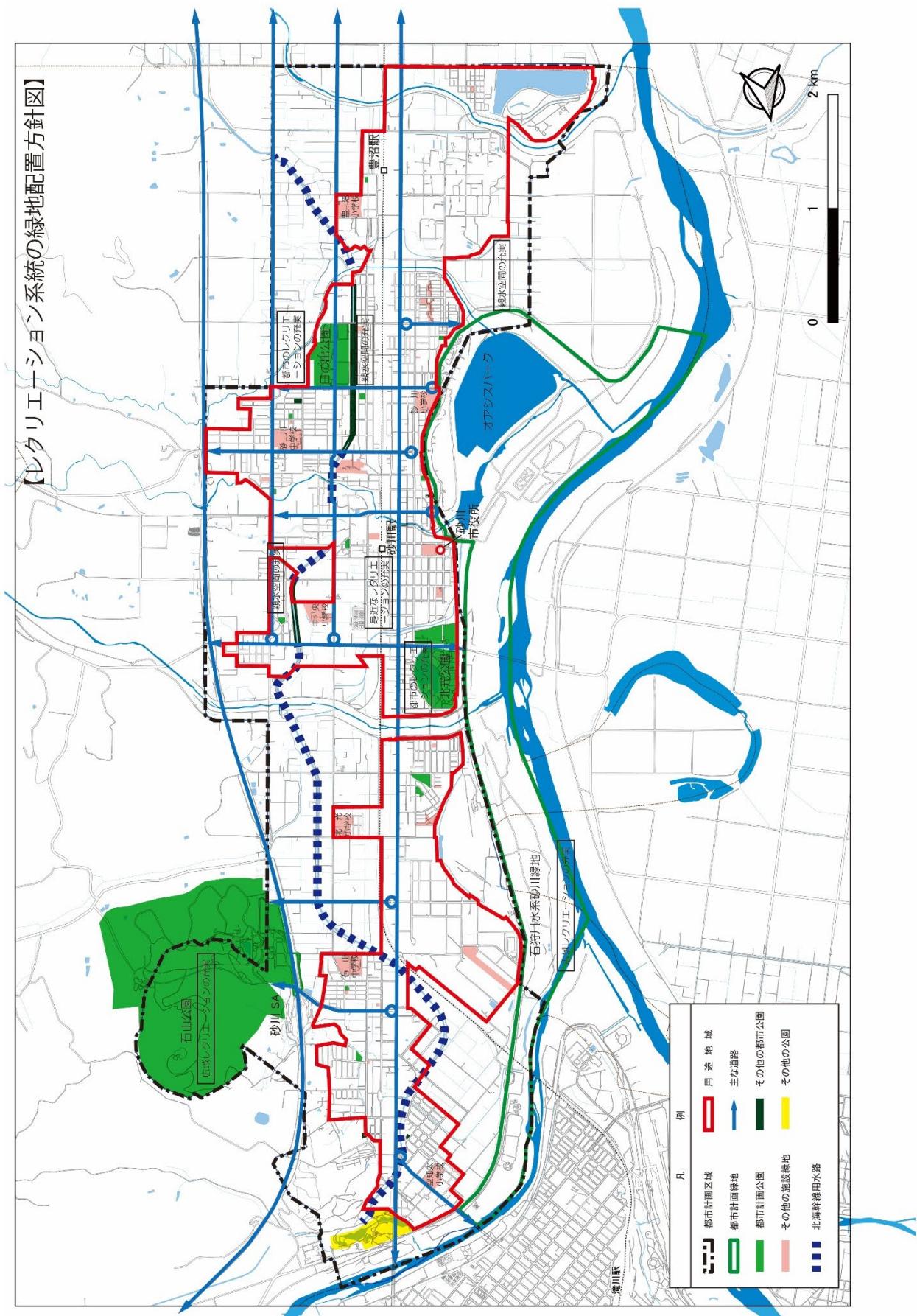
○身近なレクリエーション施設の充実

- ・市街地住民の徒歩圏における身近なレクリエーション施設として、街区公園・近隣公園などの公園・緑地を緑地バランスに配慮しつつ適正な配置を図ります。
- ・スポーツや文化・教養などの市民の多様な余暇活動の中心となっている教育施設の機能の活用を図ります。

○親水空間の機能保全

- ・こもれびのプラザ、流れのプラザなど、北海幹線用水路を活用した親水空間が配置されていることを踏まえ、水と緑のネットワークの基軸となるよう北海幹線用水路を活用した親水空間の機能保全について管理者と調整を図ります。

図 レクリエーション系統の緑地配置方針図



(3)防災系統の緑地の配置方針

防災系統における緑地の配置方針は、自然災害からの危険性の抑制と災害に対応できる都市構造の形成など、「砂川市地域防災計画」を中心とした市の防災対策の基礎となる役割を担う緑地の配置を図ります。

○防災対策と連携した緑地の保全

- ・石狩川、空知川及びパンケ歌志内川等の河川は、水防区域に指定されており、災害時には遮断空間となり得ることから、防災対策と連携を図りつつ、その自然環境の保全を図ります。
- ・市街地周辺に広がる水田は、水害時における一時的な貯留や遊水地となる機能を有していることから、その機能の保全を図ります。

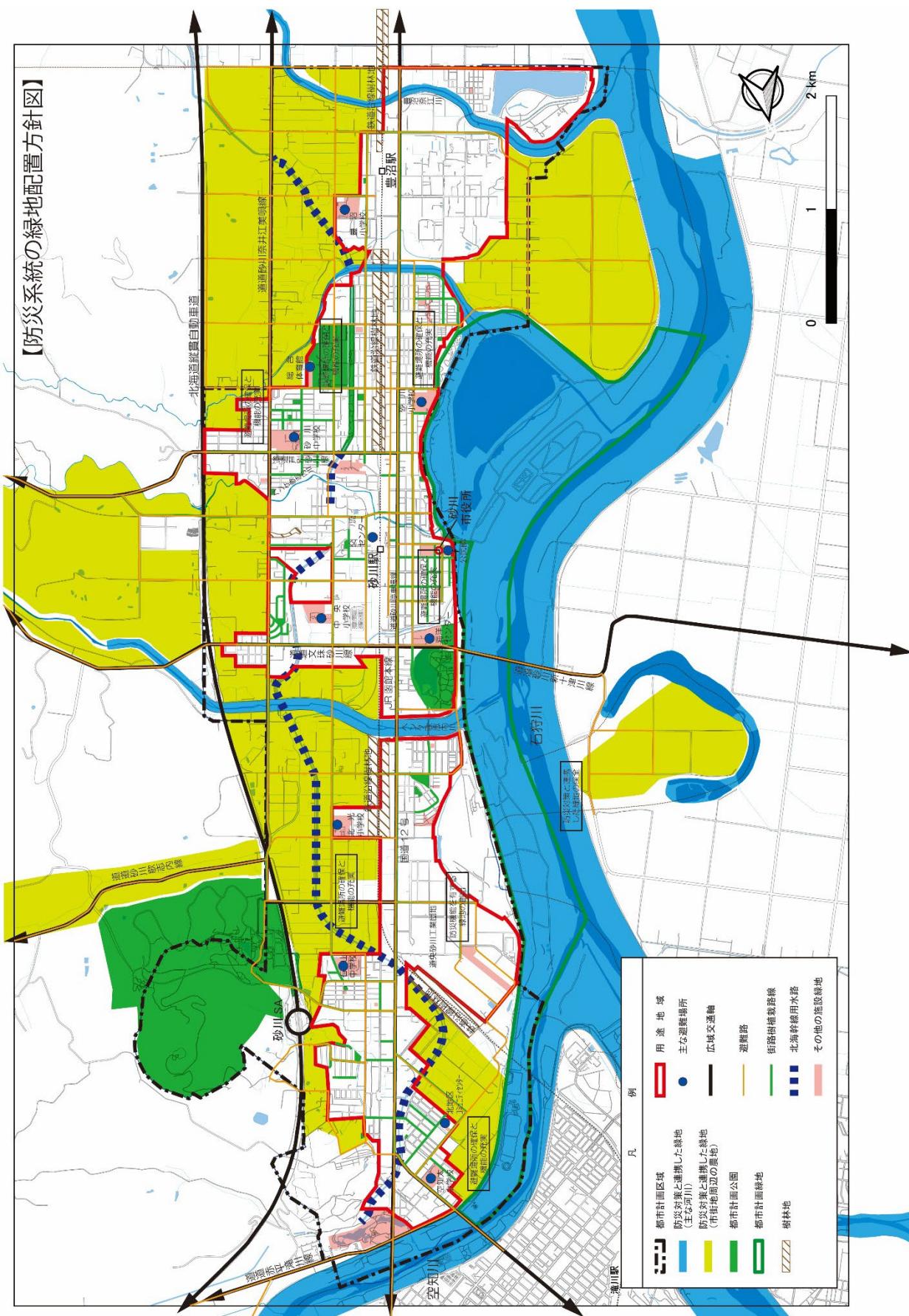
○防災機能を有する緑地の創出

- ・災害時において防災活動の拠点となり得るオープンスペースを有している北光公園・日の出公園などについては、防災公園としての機能の創出を図ります。
- ・災害時における緩衝緑地帯となるとともに、避難路としての機能を有する北海幹線用水路を活用した緑地は、機能保全について管理者と調整を図ります。
- ・道央砂川工業団地において、災害時における緩衝緑地となり得る緑地の創出を図ります。
- ・JR 函館本線沿線に植生する樹林地は、災害時における緩衝緑地としての機能を有していることから、その機能の保全について管理者と調整を図ります。
- ・街路樹は、大気汚染の緩和に資する緑地であるとともに災害時の緩衝緑地帯としての機能を有することから、適正な管理を図ります。

○避難場所の確保と機能の充実

- ・「砂川市地域防災計画」で避難場所として位置づけられている教育施設などの公共公益施設においては、施設に災害時の緩衝緑地となり得る緑地の充実を図ります。
- ・災害時における一時的な避難場所となり、災害時の遮断空間となるよう公園・緑地の適正な配置を図ります。

図 防災系統の緑地配置方針図



(4)景観構成系統の緑地の配置方針

景観構成系統における緑地の配置方針は、郷土を代表する自然景観の保全を図るとともに、街並み景観の創出となるような緑地の配置を図ります。

○市街地の背景となる自然景観の保全

- ・石山樹林地、空知太樹林地、北吉野樹林地は、市街地の背景となる景観地であるとともに、ランドマークとなる自然景観地であることから、その景観の保全を図ります。
- ・市街地周辺に広がる農地は、ゆとりのある田園風景を形成していることから、その景観の保全を図ります。

○水辺景観の保全

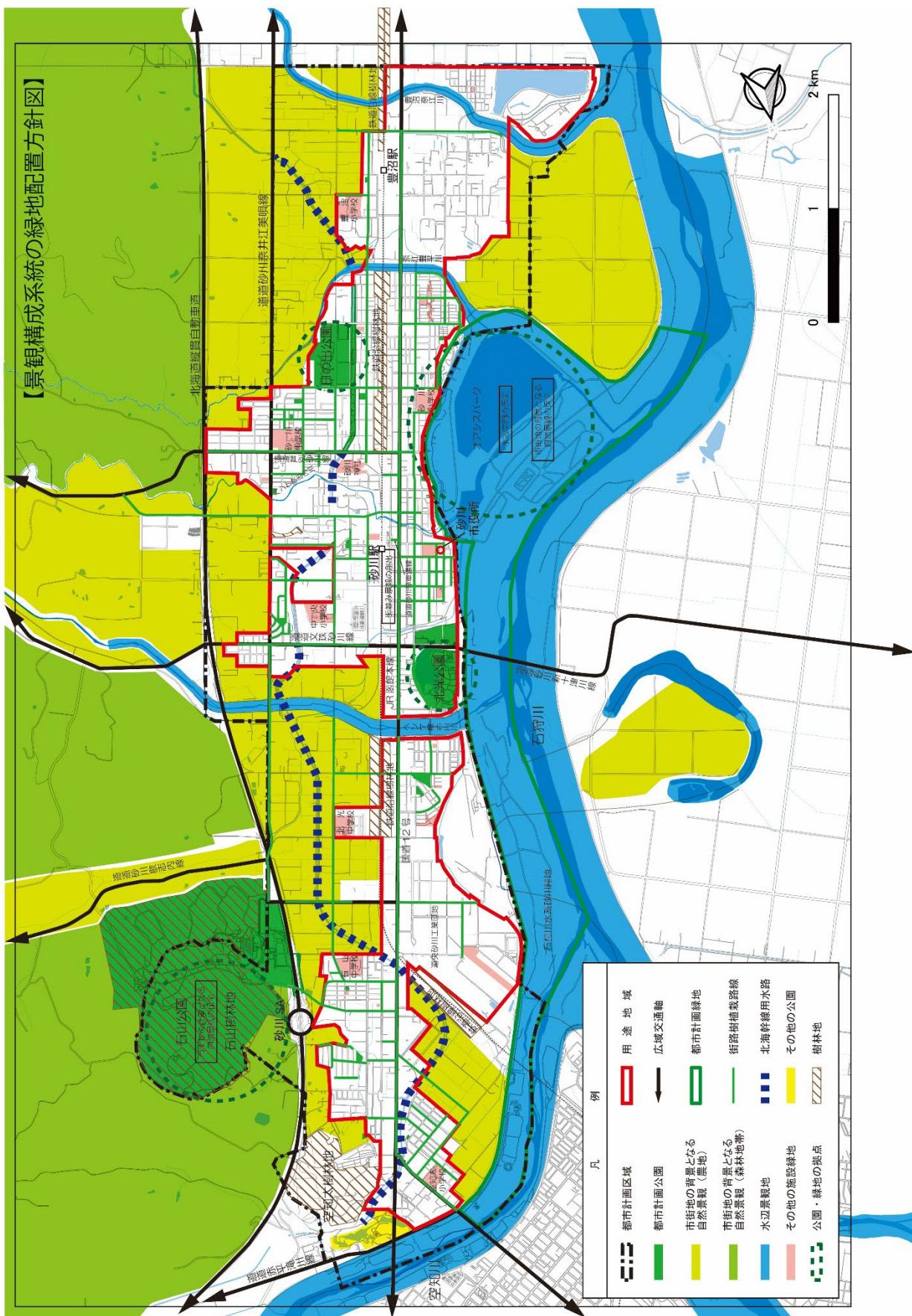
- ・石狩川、空知川、ベンケ歌志内川等の河川は、良好な水辺景観地となっており、自然景観の中で基軸となる景観要素であることから、その景観の保全を図ります。
- ・北光公園内の北光沼やオアシスパークは、水辺レクリエーション地であるとともに、良好な水辺景観地でもあることから、その景観の保全を図ります。
- ・北海幹線用水路^{*}を活用した、市街地内の水と緑のネットワークの基軸となり、親水空間の中の良好な水辺景観地となるような緑地の機能保全について管理者と調整を図ります。

※「北海幹線用水路」は、用水路区間、こもれびのプラザ、流れのプラザ、水とオブジェのプラザ、みどりのプラザを示す。

○街並み景観の創出

- ・市街地住民の近景となる街並み景観を形成する公園・緑地及び街路樹などの適正な配置を図ります。

図 景観構成系統の緑地配置方針図



(5)総合的な緑地の配置方針

これまで記述してきた4つの系統における緑地の配置方針をもとにした総合的な緑地の配置方針(基本構想)は、次に示すとおりとします。

○都市の拠点となる緑地の充実

- ・石山公園や石狩川水系砂川緑地及びオアシスパークは、本市及び中空知圏域における広域レクリエーションの拠点となる緑地として、その機能の充実を図ります。
- ・石山樹林地、空知太樹林地、北吉野樹林地は、市民が自然に親しむことができる貴重な自然環境であることから、その環境の保全を図ります。
- ・北光公園の北光沼やオアシスパークは、本市における親水空間の拠点となっている貴重な水辺地であることから、その環境の保全を図ります。
- ・北光公園及び日の出公園は、本市の多様なレクリエーションに対応できる緑地として、その機能の充実を図ります。

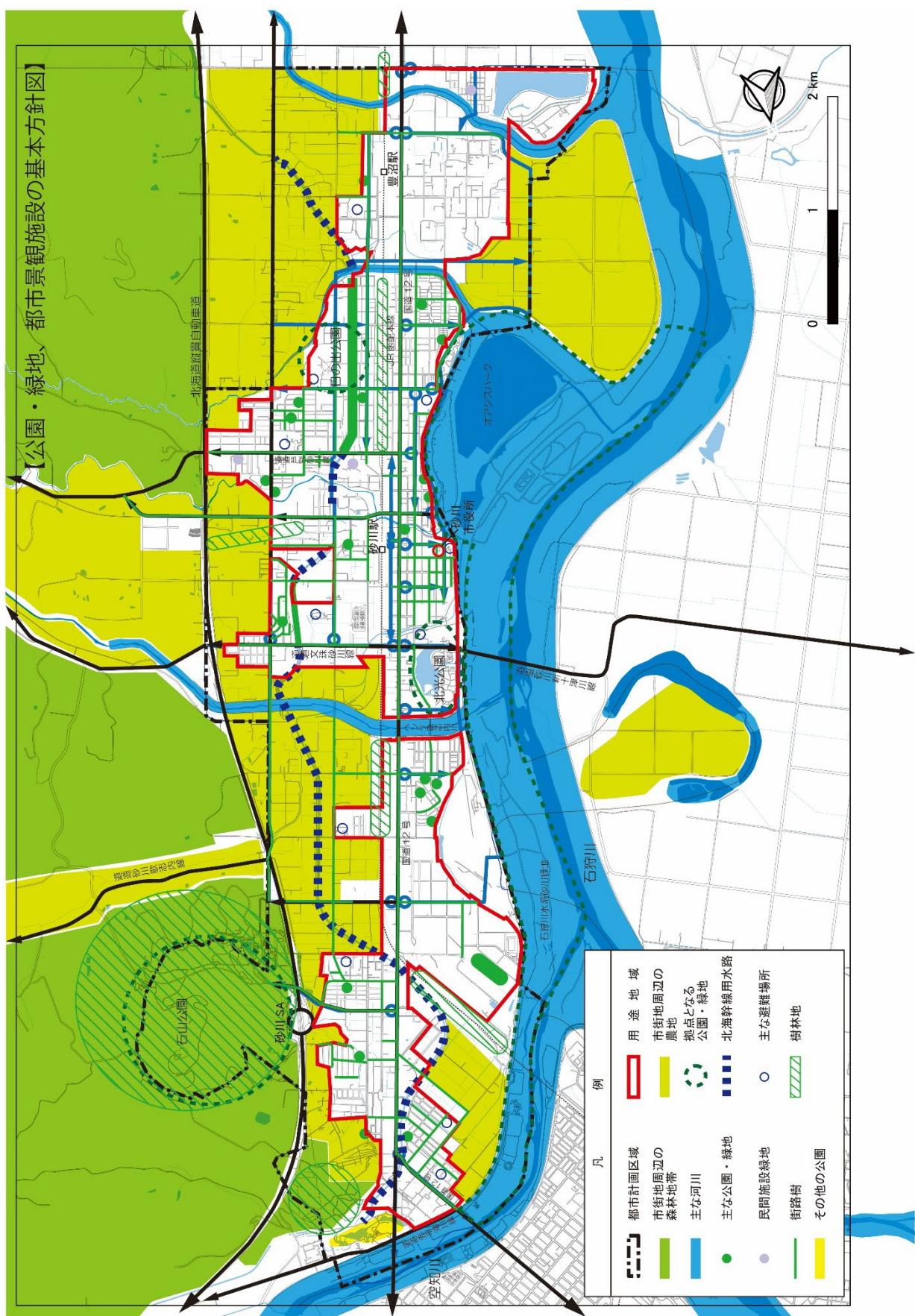
○都市の骨格となる緑地の保全と維持、管理

- ・石狩川、空知川及びペンケ歌志内川等の河川は、計画対象地域内における水と緑のネットワークの基軸となる緑地であることから、その環境の保全を図ります。
- ・北海幹線用水路を活用した、市街地内の水と緑のネットワークの基軸となる緑地の機能保全について管理者と調整を図ります。
- ・国道、道道を中心とした市街地内交通体系における街路樹は市街地内の水と緑のネットワークの基軸となる緑地帯として、適切な維持、管理を図ります。

○多様な機能を有する緑地の適正な配置と保全

- ・市街地住民の身近な憩いと交流の場となり、市街地内の環境保全や街並み景観の構成要素となる都市公園については、市街地内の緑地バランスに配慮しつつ適正な配置を図ります。
- ・市街地周辺に広がる農地は、自然環境や景観を補完する貴重な緑地として、その環境の保全を図ります。
- ・市街地内の緑地バランスに配慮しながら、工業団地内の緑地、鉄道沿線樹林地、公共施設における緑地など、多種多様な機能を有する緑地の適正な配置を図ります。

図 公園・緑地、都市景観施設の基本方針図



3. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

3-1. 施設緑地の整備方針及び整備目標

(1)都市公園の整備及び管理の方針

都市公園としての施設緑地の整備方針は、次に示す公園の分類を基本として緑地の配置方針に基づき設定します。

表 都市公園の基本的な分類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区※当たり 1箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で 1箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則り配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区※又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

※近隣住区 = 幹線街路等に囲まれたおおむね 1km 四方 (面積 100ha) の居住単位

(出典：国土交通省 都市局 公園緑地・景観課ホームページ)

①基本方針

«都市公園の魅力向上と市民利用の促進»

市民アンケートによると、公園を比較的利用する人は市民の3人に1人にも満たない結果となっています。特に身近な公園である街区公園において遊具や施設の老朽化が進んでおり、市民のニーズに応えられないと考えられます。

都市における公園は、遊具や広場が存在することによる子育て支援機能、健康増進機能に加えて、環境保全や生物多様性の確保等に大きな効用を発揮する緑を有しています。さらに、許容される建築面積が小さく設定されている公共空間としての基本的性格から、平常時は様々なレクリエーションやイベントを行い地域のコミュニケーション形成や観光振興に資するとともに、地震等災害時には延焼防止や避難地等としても機能すると考えられています。

このような都市公園の多機能性を活かし、魅力を向上して市民の利用を促進することをめざします。

②整備及び管理の方針

本市の都市公園ストックの効果をより高め、魅力を向上するため、下記の事項を公園整備及び管理の方針として設定します。

a)都市公園施設の適切なマネジメント

・都市公園施設の長寿命化計画の推進

本市の都市公園等においては、公園施設の老朽化が進んでいます。長寿命化計画に基づいて、日常的な点検や維持保全により公園施設の安全性確保、機能保全を図りつつ、定期的に施設の健全度調査・判定を行い、その結果により施設の修繕や更新を行います。

b)都市公園の集約・再編の検討

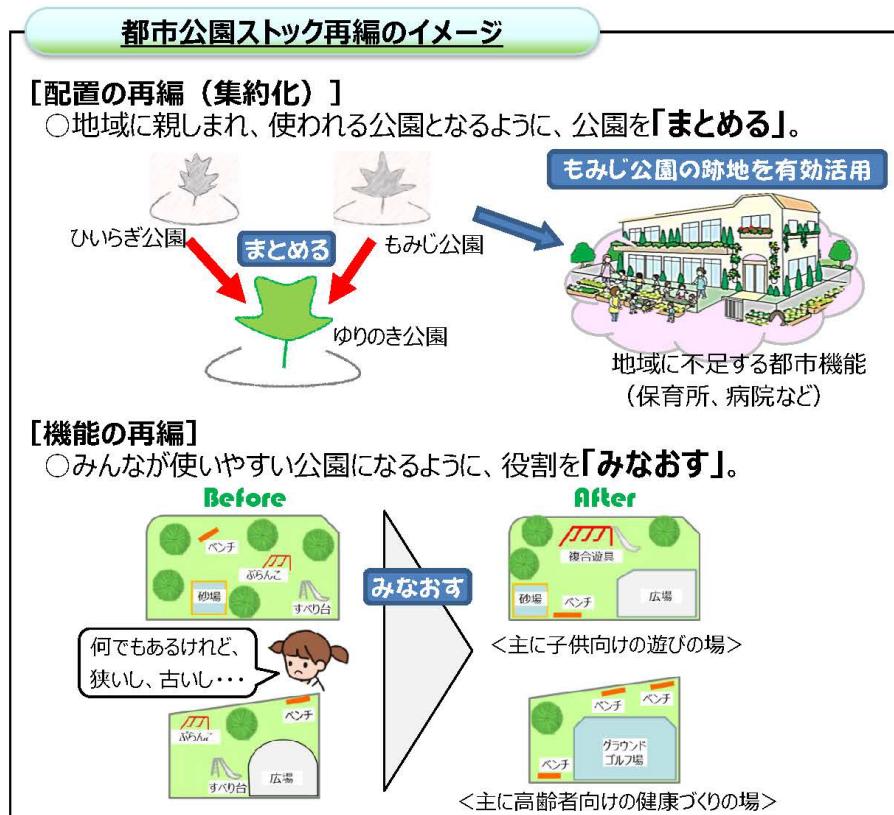
地域ニーズに沿った公園機能の分担など、公園としての魅力向上、活性化を図るため、都市公園の集約・再編を検討します。その際は、地域住民のニーズや周辺のオープンスペース、施設整備状況の把握を行い、さらに集約化する場合は跡地利用の有効活用を検討したうえで設定するものとします。

また公園の集約・再編により、維持管理の効率化や整備費の「選択と集中」が可能になり、持続可能な公園サービスが促進されると期待されます。

(ただし、都市公園法第16条に基づき、集約・再編後も公園面積の維持が基本となります。)

一方で、都市公園の少ない地域においては、都市公園の再編検討に加えて、公営住宅団地内の公園や道央砂川工業団地の緑地等、公園・緑地に準じる機能を持つ施設緑地の配置も踏まえて検討します。

図 都市公園ストック再編のイメージ



「資料」：国土交通省（『都市公園の再編・集約化の促進』パンフレット）

d)都市公園種別ごとの方針

○街区公園

「人口の減少」、「市民アンケートの結果」をふまえ基本的には街区公園の新設を行いません。既存公園における長寿命化計画を推進するとともに、人口減少等の変化に伴い利用頻度が低くなると見込まれる公園については集約・再編を検討し、市街地住民にもっとも身近な住区基幹公園としてより魅力的な公園になるよう配置・整備するものとします。

○近隣公園

「人口の減少」、「市民アンケートの結果」をふまえ基本的には近隣公園の新設を行いません。既存公園における長寿命化計画を推進するとともに、人口減少等の変化に伴い利用頻度が低くなると見込まれる公園については集約・再編を検討し、将来市街地における住区基幹公園として緑地バランス及び緑のネットワーク※の拠点とする観点により、魅力的な公園になるよう配置・整備するものとします。

○地区公園

地区公園については、市街地内に地区公園を整備するほどの空間が見当たらないことから、地区公園の機能を近隣公園で補えるように配置・整備し、地区公園は特に配置しないものとします。

○総合公園

総合公園として供用されている北光公園は、日本庭園の緑と北光沼により景観を構成していることから、園内の整備充実と維持管理を行うものとします。

○運動公園

都市計画決定されている日の出公園は、都市住民の多様なスポーツレクリエーションに対応する都市基幹公園として位置づけ、整備充実と維持管理を行うものとします。

○広域公園

都市計画決定されている石山公園は、広域的なレクリエーションに対応できる広域基幹公園として位置づけ、整備充実と維持管理をされるよう設置者である北海道に要望します。

○都市緑地

都市計画決定されている石狩川水系砂川緑地は、多様なレクリエーションに対応できる緑地であるとともに、水辺空間を利用した都市住民の憩いとうるおいの場となり、災害時における遮断空間となる都市緑地として保全を積極的に図りつつ適切な整備充実・維持管理を図っていくよう、河川管理者である国に要望します。

※公園、緑地、街路樹、樹林地等の緑の連続した空間や拠点などからなる軸。緑が連続していることで、都市の環境改善、生物多様性の確保、防災性の向上、良好な景観の形成、快適なレクリエーションの場の創出などが期待できます。

③整備目標

都市公園等の住民 1 人当たり面積については前計画にて目標を達成しています。

本計画では、都市公園の魅力向上と市民利用の促進を方針とするため、市民の公園利用状況を目標値として設定することとし、「砂川市第 7 期総合計画」における公園利用に関する事業指標及び目標値と同一とします。

表 「砂川市第 7 期総合計画」の基本事業のうち、公園利用に関する事業指標及び目標値

指標名	現状値 (R元)	中間目標値 (R7)	最終目標値 (R12)	指標の説明
公園を利用する市民の割合 (単位 : %)	30.8	32.3	33.7	市民アンケートで、公園を「よく利用する」・「どちらかといえば利用する」と回答した市民の割合

(2)公共施設緑地（都市公園以外）の整備及び管理の方針

①基本方針

○都市公園以外で公園・緑地に準じる機能を持つ施設緑地

公営住宅団地内の公園は計画的に再整備を進めており、団地住民のみならず、周辺住民の憩いの場であり、身近な緑地となっていることから、公園・緑地に準じる機能を持つ施設緑地として配置していくものとします。なお、都市公園の集約・再編の際は、その整備状況を考慮し検討することとします。

また、道央砂川工業団地の緑地についても、工業団地内におけるうるおいの場となっていることから、公園・緑地に準じる機能を持つ施設緑地として配置していくものとします。

○公共公益施設における施設緑地

市街地内に位置する教育文化施設、保健福祉施設などの公共公益施設における植栽地を公共公益施設緑地として配置するとともに、緑化整備を図っていくものとします。

また、樹木に過密や枯損等の問題が見られる場合、成長に合わせて伐採や補植を行うなど適切な維持管理を行っていくものとします。

○街路樹

街路樹には、景観向上機能、環境保全機能、緑陰形成機能、交通安全機能、防災機能といった多様な機能が期待されます。

本市では、これまで幹線道路網における植樹帯を緑のネットワークの軸となる公共公益施設緑地として配置し、街路樹の植樹を行ってきました。植樹後、これらの街路樹が大きく成長して良好な緑景観を形成する一方、建築限界や民地への枝の越境、見通し阻害や道路標識等の視認阻害、大量の落ち葉の発生などの問題が発生しています。

市民意識調査において、街路樹による街並みの美しさに関する満足度は比較的高く、現状維持が求められていることから、剪定など街路樹の成長に見合った適切な管理を積極的に行うとともに、道路新設や改良の際、植樹帯、植樹枠の設置は必要に応じたものとし、今後も人口減少に対応した持続可能な規模の街路樹の保全を行います。

②整備目標

公営住宅団地内の公園、教育文化施設、保健福祉施設などの公共公益施設における植栽地の面積については現状の値を目標とします。ただし、施設の整備状況に応じて増減となる可能性はあります。

街路樹はそれぞれの成長に見合った適切な維持管理を目指します。

表 公共施設緑地の規模

種 別	名 称	整備現況 (ha)	緑地の位置		備考
			市街地面積 (ha)	市街地外面積 (ha)	
公共施設緑地	公園に準じる施設	北光団地内の北公園	1.08	1.08	—
	"	北光団地内の南公園	0.13	0.13	—
	"	東町団地内の公園	0.16	0.16	—
	"	宮川中央団地内の公園	1.47	1.47	—
	"	寺町団地内の公園	0.04	0.04	—
	"	道央砂川工業団地内の緑地	3.66	3.66	—
	"	滝川公園	16.8	—	16.8
	"	石狩川水系砂川緑地	53.7	—	53.7
	公共公益施設	砂川中学校	3.24	3.24	—
	"	ふれあいセンター	0.11	0.11	—
	"	市立病院	0.04	0.04	—
	"	地域交流センターゆう	0.23	0.23	—
	"	南吉野老人憩の家	0.08	0.08	—
	"	石山老人憩の家	0.08	0.08	—
	"	宮川老人憩の家	0.06	0.06	—
	"	空知太老人憩の家	0.08	0.08	—
	"	自立支援センター	0.01	0.01	—
	"	ひまわり保育園	0.14	0.14	—
	"	さくら保育園	0.15	0.15	—
	"	空知太保育所	0.13	0.13	—
合計		94.49	23.99	70.5	

※上記表のうち公共施設緑地－公共公益施設における小中学校の値は、令和 8 年度までに予定されている砂川市立小中学校の統合を見込んで砂川中学校の面積を計上しました。

(3)民間施設緑地

①整備方針・目標

整備方針に基づいて配置・整備する民間施設緑地の面積については現状の値を目標とします。

表 民間施設緑地の規模

種別	名 称	整備現況 (ha)	緑地の位置		備考
			市街地面積 (ha)	市街地外面積 (ha)	
民間施設緑地	北電児童遊園（変電所）	0.06	0.06	—	
	北電児童遊園（発電所）	0.12	0.12	—	
	砂川神社	3.3	3.3	—	
	合計	3.48	3.48		

3 – 2. 地域制緑地の指定方針及び指定目標

(1) 法による地域制緑地

① 指定方針

森林法に基づく地域森林計画対象民有林である石山樹林地や空知太樹林地等の他、JR 函館本線沿線に位置する樹林地、河川法に基づく石狩川、空知川、ベンケ歌志内川等の河川は、法による地域制緑地として取り扱います。

② 指定目標

法による地域制緑地の指定目標は、現状維持とします。

また、良好な緑地の維持のため、それぞれの法に基づく整備、維持管理を推進します。

表 法による地域制緑地の概ねの位置及び規模

種別	名称	位置	指定現況 (ha)	緑地の位置		備考
				市街地面積 (ha)	市街地外面積 (ha)	
法による地域制緑地	石山樹林地	空知太	180.40	–	180.40	森林法（地域森林計画対象民有林） 都市計画区域外の 70.8ha を含む
	空知太樹林地	空知太	31.40	–	31.40	森林法（地域森林計画対象民有林）
	北吉野樹林地	北吉野	4.10	–	4.10	〃
	鉄道沿線樹林地	–	7.80	–	7.80	〃
	〃	–	12.50	6.20	6.30	〃
	〃	–	8.10	8.10	–	〃
	〃	–	2.20	0.90	1.30	〃
	石狩川、空知川	–	489.30	–	489.30	河川法、都市計画区域外の 383.5ha を含む
	ベンケ歌志内川	–	36.50	–	36.50	河川法
	パンケ歌志内川	–	10.20	6.00	4.20	〃
	奈江豊平川	–	14.20	4.20	10.00	〃
	豊沼奈江川	–	32.50	13.00	19.50	〃
	合計		829.20	38.40	790.80	

(2) 条例等による地域制緑地

本市では緑に関する条例等として、「砂川市緑化条例」が施行されており、名木・美林等を指定することができますが、現時点において指定されておりません。

条例等による地域制緑地は、今後の緑地環境の推移や社会情勢の変化により、必要となった場合には指定を検討します。

3 – 3. 都市緑化及び都市景観の目標と推進方針

(1) 都市緑化及び都市景観の目標

都市緑化及び都市景観における目標を次のとおりと定め、相互に連携・調和を図りつつ緑豊かでうるおいのある美しい街並み形成を図るものとします。

○都市緑化の目標

水と緑のネットワークの形成

○都市景観の目標

砂川らしい街並み景観の形成

(2) 都市緑化の推進方針

都市の緑は、自然と都市の調和、自然と人間の共生及び公害防止、温室効果ガスの一つとされる二酸化炭素の吸収など多面的機能を有し、都市生活を営む上でうるおいとやすらぎをもたらす非常に重要なものとなっており、本市はこれまで緑化都市宣言や緑化条例の制定など、美しい環境のなかでうるおいのある生活を営むという基本理念のもとまちづくりを進めてきています。

これらのことから、今後も都市景観との連携・調和を図りながら、緑豊かな都市環境づくり及び都市生活の快適性の向上となるとともに、二酸化炭素の吸収源としての緑の保全による脱炭素社会の実現や、砂川市都市計画マスタープランが示す将来都市構造における拠点の配置と運動した水と緑のネットワークの形成となるような都市緑化を図ります。

都市の緑化は、多面的な要素を有することから、緑化の推進方針を次のとおり区分し、計画的な緑化推進を図ります。

○土地利用に応じた緑化の推進方針

・住宅地

市民がうるおいとやすらぎを享受できるよう、一体的で個性と特色ある緑化を計画的に図ります。

・商業地

賑わいの中で、緑豊かで彩りのある魅力的な商業地となるような緑化を図ります。

・工業地

周辺の自然環境及び住環境に配慮しつつ、工場立地法に基づいた工場の外周や駐車場等の緑化を図ります。

・民有地

生け垣やガーデニングなど、市民の自主的な緑化活動を推奨します。また、歴史的環境や景観要素を持つ社寺林など、身近な緑化要素の保全の促進を図ります。

○公共公益施設に応じた緑化の推進方針

・交通体系

道路整備と連動し、自然、景観、沿道の住環境に配慮した街路樹や花などを植栽し、緑化を図ります。

また、鉄道沿線については、周辺住環境への配慮と本市のイメージアップとなる緑化に努めます。

・公 園

公園の種別や配置されている地域・地区の自然・社会条件や周辺の住環境などに配慮し、市民のアイデンティティ形成に寄与できるような緑化を図ります。

・公共施設

学校、保健・医療・福祉施設、文化施設など、公共施設の種別や規模に応じ、市民の憩いとやすらぎの空間となるような緑化を図ります。

(3)都市景観の推進方針

近年の都市づくりにおいて都市景観は、その地域の自然環境・歴史・文化を反映し市民の共有財産ともいえる非常に重要な要素となっており、市民の生活志向も利便性だけでなく、緑化・景観などの日常生活を営む環境の質の向上も求められる傾向となっています。

これらのこと踏まえ、本市の景観を守り、育て、創りだすことによって、緑豊かで個性と魅力ある砂川らしい街並み景観の形成を図ります。都市景観は、多様な要素で構成されることから、次に示すとおり景観要素を区分し、計画的な景観形成を図ります。

○自然的景観の保全方針

・森林景観

山地とすそ野が相互に連携した景観であるとともに、市街地の背景となる景観であることから、本市の重要な財産として保全に努めます。

・田園景観

都市の周辺における貴重なオープンスペースであり、うるおいとやすらぎのある景観として保全に努めます。

・河川景観

河川は、市街地内外における貴重なオープンスペースであり、憩いとうるおいがあり、水と緑が調和した水辺景観としての保全に努めます。

○市街地内景観の形成方針

・街並み景観

季節ごとの賑わい感や地域・地区の歴史・文化などの特性や個性を醸し出せるよう、道路景観を中心とした街並み景観形成を図ります。

・シンボル的景観

石山公園、北光公園、日の出公園、オアシスパークは、本市を代表する拠点的な縁であることから、賑わいと憩いを感じるとともに、交流の中心となり、本市のシンボルとなるような景観形成に努めます。

4. 官民連携の推進

4-1. 市民参加の推進方針

都市緑化及び都市景観を含めたこれからの都市づくりでは、市民意見の反映と、市民と行政による協働のまちづくりの取り組みが必要不可欠です。また、花いっぱい運動等の協働による緑づくりは、市民に緑の触れ合いの場を提供することで、環境教育の効果も期待できます。

そのため、「砂川市都市計画マスターplan」における都市づくりの推進方策に基づき、市民が都市づくりの主役であることを明確に位置付けるとともに、市民と行政のパートナーシップを円滑に構築するため、個人としての市民や、町内会、ボランティア団体、NPO法人、企業・事業者などの団体や組織としての市民と、行政が、各々の責任の下適切な役割分担を明確にした上で、計画的かつ効率的な都市緑化の促進及び都市景観の形成のため、緑化活動への市民参加及びその推進を図ります。

○市民参加における役割分担

・市民の役割

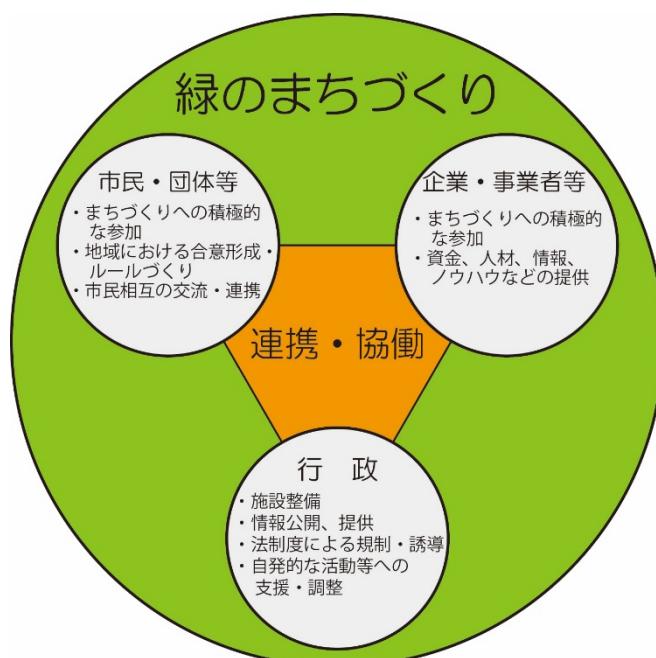
市民は、これからの都市づくりの主役として、市民自らの責任において、持続可能な方法により積極的に参加・行動し、都市づくりに主体的に参画する役割を担います。

また、団体や組織としての市民は、その特色（独自の専門性や知識・技術等）を活かして、市民の一員としての役割を担います。

・行政の役割

市は、市民参加が持続的かつ総括的に実施可能となる支援体制をつくるとともに、砂川市協働のまちづくり指針に基づく施策を展開し、市民参加を円滑に推進する役割を担います。

■市民参加における役割分担のイメージ



○市民参加システムの充実

様々な市民・事業者の都市づくりへの参加を促すとともに、多様化する市民ニーズを的確に把握し、計画や事業などに反映させるため、アンケート調査、パブリックコメント、ワークショップ、ヒアリングなど、計画や事業の内容に応じた、市民参加システムの充実を図ります。

○体系的な市民参加活動を支える体制づくり

市民が主役となった参加と活動を進めるため、市民の都市緑化及び都市景観に関する活動の促進を図るとともに、それらを総括的かつ効率的に展開し、行政との結びつきを保ちながら持続的に実施するため、市民の代表を中心とした体系的な市民参加活動の支援体制づくりを図ります。

○市民参加意識の啓発

「自然と調和した快適で住みよいまち」をつくるためには、このまちで生活する市民が参加・行動して実現するものであることから、市民が都市づくりの主役であることを認識し、積極的に自立的かつ自発的な参加・行動ができるよう、市民参加意識の啓発推進を図ります。

○開かれた行政運営の推進

市民参加・活動を効率的に進めるため、計画づくりから事業実施までの各段階に応じ、市民が気軽に参加できる場の提供を図るとともに、都市づくりにおける行政運営・手続きにおける信頼性と透明性の確保を図ります。また、行政内部において各部署が横断的に連携した都市づくり体制の充実を図ります。

○市民参加による緑化活動推進の目標

上記の施策に取り組むことで、市民による豊かな緑と美しい街並み保全への参加を推進します。推進の目標は、「砂川市第7期総合計画」における市民参加による緑化推進に関する事業指標及び目標値と同一とします。

表 「砂川市第7期総合計画」の基本事業のうち、市民参加による緑化活動に関する事業指標及び目標値

指標名	現状値 (R元)	中間目標値 (R7)	最終目標値 (R12)	指標の説明
緑化推進団体数 (単位：件)	57	57	57	砂川市花いっぱい運動参加団体（施設）数及び緑あふれる公園都市推進市民会議、緑の募金参加団体の数

4 – 2. 民間との連携

○官民連携の推進

本市では、今までも市民参加による縁づくりを行ってきました。しかし、人口減少、少子高齢化に伴い、市民の体力や気力が減退して縁へのかかわりが希薄になることが懸念されます。この厳しい環境への対応のために、民間の力・知見を最大限発揮し、幅広い関係者の力を結集して、地元企業や団体が積極的に関わった官民連携を推進していくことが重要と考えます。

官民連携においては、企業花壇やスポンサー花壇、公園緑地における民間出店等に伴う環境整備（P-PFI[※]等）など、美しく魅力的なまちづくりを実現するためのシステムづくりを検討します。

※P-PFI：平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。（「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン（国土交通省 都市局公園緑地・景観課）」より）